

○財務省令第二十八号
 所得税法等の一部を改正する法律(平成二十六年法律第十号)及び租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令(平成二十六年政令第百四十五号)の施行に伴い、並びに同法附則、同令附則、租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)、租税特別措置法施行令(昭和三十一年政令第四十三号)及び租税特別措置法施行令の一部を改正する政令(平成二十五年政令第百六十九号)附則の規定に基づき、並びに同法を実施するため、租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年三月三十一日

財務大臣 麻生 太郎

租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令

(租税特別措置法施行規則の一部改正)

第一条 租税特別措置法施行規則(昭和三十三年大蔵省令第十五号)の一部を次のように改正する。目次中「第二十二條の八十二」を「第二十二條の八十三」に、「第三十一條の九」を「第三十一條の八」に改める。

第二条第二項中「の株主」を「の施行令第一条の四第三項第一号に規定する株主等」に、当該株主を「当該株主等」に改める。

第二条の二の見出し中「内国法人等に対して支払う」を削り、同条第一項及び第二項中「内国法人又は」を「居住者若しくは国内に恒久的施設を有する非居住者又は内国法人若しくは」に改める。

第三条の五中第十四項を第十六項とし、第十三項を第十五項とし、第十二項を第十四項とし、第十一項の次に次の二項を加える。

12 施行令第二条の二十一の二第一項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
 一 提出者の氏名及び住所並びにその者の賃金の支払者及び施行令第二条の二十一の二第一項に規定する休業前勤務先等の名称及び所在地
 二 施行令第二条の二十一の二第一項に規定する育児休業等(次号及び次項第二号において「育児休業等」という。)の期間及び当該期間中に引き続き法第四条の二第一項の規定の適用を受けようとする旨

三 育児休業等に係る子の氏名及び生年月日又は出産予定年月日
 四 引き続き法第四条の二第一項の規定の適用を受けようとする財産形成住宅貯蓄の第九項に規定する種別
 五 現に前号の財産形成住宅貯蓄の受入れをしている金融機関の営業所等の名称及び所在地
 六 その他参考となるべき事項

13 施行令第二条の二十一の二第三項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
 一 提出者の氏名及び住所並びにその者の賃金の支払者及び施行令第二条の二十一の二第一項に規定する休業前勤務先等の名称及び所在地
 二 育児休業等の期間を変更する旨並びに変更前及び変更後の育児休業等の期間
 三 前項第三号から第五号までに掲げる事項
 四 その他参考となるべき事項

第二条の六第二項中「又は財産形成非課税住宅貯蓄廃止申告書」を「、育児休業等をする者の財産形成非課税住宅貯蓄継続適用申告書、育児休業等期間変更申告書又は財産形成非課税住宅貯蓄廃止申告書」に改め、同項ただし書中「及び財産形成非課税住宅貯蓄廃止申告書」を「、育児休業等をする者の財産形成非課税住宅貯蓄継続適用申告書及び財産形成非課税住宅貯蓄廃止申告書」に、

「異動申告書及び」を「異動申告書」に改め、「勤務先異動申告書」の下に「及び育児休業等期間変更申告書」を加え、同条第三項第一号中「及び」を「、育児休業等をする者の財産形成非課税住宅貯蓄継続適用申告書、育児休業等期間変更申告書及び」に改め、同条第四項中「及び財産形成非課税住宅貯蓄継続適用申告書」を「、育児休業等をする者の財産形成非課税住宅貯蓄継続適用申告書、育児休業等期間変更申告書及び」に改める。

第三条の七中「及び」を「、育児休業等をする者の財産形成非課税住宅貯蓄継続適用申告書、育児休業等期間変更申告書及び」に、別表第三(七)を「別表第三(六)」に改める。

第三条の十二中「及び第四項」の下に「、第二条の二十一の二第一項及び第三項」を加え、同条の表第三条の五第十二項の項中「第三条の五第十二項」を「第三条の五第十四項」に改め、同表第三条の五第十三項の項中「第三条の五第十三項」を「第三条の五第十五項」に改め、同表第三条の五第十四項の項中「第三条の五第十四項」を「第三条の五第十六項」に改める。

第三条の五第十四項の項中「第三条の五第十四項」を「第三条の五第十六項」に改める。

第三条の五第十五項の項中「第三条の五第十五項」を「第三条の五第十六項」に改める。

第三条の五第十六項の項中「第三条の五第十六項」を「第三条の五第十七項」に改める。

第三条の五第十七項の項中「第三条の五第十七項」を「第三条の五第十八項」に改める。

第三条の十六第一項中、「若しくは財産形成非課税年金貯蓄廃止申告書」を、「育児休業等をする者の財産形成非課税年金貯蓄継続適用申告書、育児休業等期間変更申告書若しくは財産形成非課税年金貯蓄廃止申告書」に改め、同項ただし書中「及び財産形成非課税年金貯蓄廃止申告書」を、「育児休業等をする者の財産形成非課税年金貯蓄継続適用申告書及び財産形成非課税年金貯蓄廃止申告書」に、「異動申告書及び」を、「異動申告書」に改め、勤務先異動申告書の下に、「及び育児休業等期間変更申告書」を加え、同条第二項第一号中「及び」を、「育児休業等をする者の財産形成非課税年金貯蓄継続適用申告書、育児休業等期間変更申告書及び」に改め、同条第四項中「特別国内勤務申告書」の下に、「育児休業等をする者の財産形成非課税年金貯蓄継続適用申告書」を加える。

第三条の十七中、「特別国内勤務申告書」の下に、「育児休業等をする者の財産形成非課税年金貯蓄継続適用申告書、育児休業等期間変更申告書」を加え、別表第三(九)を、別表第三(十)に改める。

第四条の第三項中、「施行令第五条の第二項に規定する店頭売買登録銘柄」を、「店頭売買登録銘柄(株式)(投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十四項に規定する投資口を含む。以下この項において同じ。)(で、金融商品取引法第二条第十三項に規定する認可金融商品取引業協会が、その定める規則に従い、その店頭売買につき、その売買価格を公表し、かつ、当該株式の発行人に關する資料を公開するものとして登録したものをいう。)」に改める。

第四条の六第三号口中、「厚生年金基金、企業年金連合会又は企業年金基金」を、「企業年金基金又は企業年金連合会」に、「すべて」を、「全て」に改める。

第五条の六第二項第三号中、「代表者」の下に、「(法人税法第二条第八号に規定する人格のない社団等で代表者の定めがなく、管理人の定めがあるものについては、管理人以下この章において同じ。)」を加える。

第五条の七第一項中、「第五条の四第五項」を、「第五条の四第四項」に改め、同条第二項中、「第五条の四第七項」を、「第五条の四第六項」に、「同条第六項各号」を、「同条第五項各号」に改め、同条第三項中、「第五条の四第十二項」を、「第五条の四第十一項」に改める。

5 施行令第五条の五第三項に規定する取得価額(以下この項及び次項において、「取得価額」という。)(が百二十万円以上の工具、器具及び備品に準ずるものとして同条第三項に規定する財務省令で定めるものは、法第十条の三第一項に規定する個人がその年(その年が平成十年である場合には同項に規定する指定期間の初日から同年十二月三十一日までの期間に限るものとし、その年が平成二十九年である場合には同年一月一日から同年三月三十一日までの期間に限るものとする。)(において、取得(その製作の後事業の用に供されたことのないもの)の取得に限る。次項において同じ。)(又は製作をして国内にある当該個人(営む同条第一項に規定する指定事業の用(次項において「指定事業の用」という。))に供した第一項第一号に掲げる測定工具及び検査工具(一台又は一基)(通常一組又は一式をもつて取引の単位とされるものにあつては、一組又は一式。以下この項において同じ。)(の取得価額が三十万円未満であるものを除く。)(、第一項第二号に掲げる電子計算機(所得税法施行令第百三十八条又は第百三十九条第一項の規定の適用を受けるものを除く。)(又は第一項第四号に掲げる試験若しくは測定機器(一台又は一基の取得価額が三十万円未満であるものを除く。)(の取得価額の合計額がそれぞれ百二十万円以上である場合の当該測定工具及び検査工具、電子計算機又は試験若しくは測定機器とする。

6 取得価額が七十万円以上のソフトウェアに準ずるものとして施行令第五条の五第三項に規定する財務省令で定めるものは、法第十条の三第一項に規定する個人がその年(その年が平成十八年である場合には同年四月一日から同年十二月三十一日までの期間に限るものとし、その年が平成二十九年である場合には同年一月一日から同年三月三十一日までの期間に限るものとする。)(において、取得又は製作をして国内にある当該個人(営む指定事業の用に供した施行令第五条の五第一項に規定するソフトウェア(所得税法施行令第百三十八条又は第百三十九条第一項の規定の適用を受けるものを除く。)(の取得価額の合計額が七十万円以上である場合の当該ソフトウェアとする。

第五条の九第一項中、「につき確認した旨を記載した」を、「が確認できる」に改める。

第五条の十五中、「同項に規定する指定期間内」を、「平成二十四年一月一日から平成二十七年三月三十一日までの期間内」に改め、同条を第五条の十八とする。

第五条の十四を第五条の十七とする。

第五条の十三中、「第六条の六第四項から第七項まで」を、「第六条の六第二項から第五項まで」に改め、同条を第五条の十六とする。

第五条の十二第五項中、「第六条の三第十八項」を、「第六条の三第二十項」に、「第六条の三第十二項」を、「第六条の三第十三項」に、「策定した」を、「策定し、又は作成した」に改め、同項を同条第七項とし、同条第四項中、「第六条の三第十四項」を、「第六条の三第十五項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項中、「法第十二条第一項の表の第二号の第三欄」を、「施行令第六条の三第七項第一号口及び法第十二条第一項の表の第四号の第三欄」に、「定めるもの」を定める器具及び備品に改め、同項を同条第四項とし、同項の次に次の一項を加える。

5 施行令第六条の三第十二項に規定する財務省令で定めるものは、奄美群島振興開発特別措置法施行規則(平成二十六年総務省、農林水産省、国土交通省令第二号)第三条第三号及び第四号に掲げる事項とする。

3 施行令第六条の三第七項第一号イに規定する財務省令で定めるものは、専ら同号イに規定する開発研究の用に供される減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和四十年大蔵省令第十五号)別表第六の上欄に掲げる器具及び備品(同表の中欄に掲げる固定資産に限る。)(とする。

第五条の十二を第五条の十五とし、第五条の十一を第五条の十四とし、第五条の十の次に次の三項を加える。

(雇用者給与等支給額が増加した場合の所得税額の特別控除)

第五条の十一 施行令第五条の六の四第十項に規定する財務省令で定める者は、当該個人の就業規則において同項に規定する継続雇用制度を導入している旨の記載があり、かつ、次に掲げる書類のいずれかに当該継続雇用制度に基づき雇用されている者である旨の記載がある場合の当該者をいう。

一 雇用契約書その他これに類する雇用関係を証する書類

二 施行令第五条の六の四第四項に規定する賃金台帳

(生産性向上設備等取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除)

第五条の十一 施行令第五条の六の五第一項に規定する財務省令で定める書類は、システム仕様書その他の書類とする。

2 施行令第五条の六の五第一項に規定する財務省令で定めるソフトウェアは、開発研究(新たな製品の製造若しくは新たな技術の発明又は現に企業化されている技術の著しい改善を目的として特別に行われる試験研究をいう。)(の用に供されるソフトウェアとする。

(耐震基準適合建築物等の特別償却)

第五条の十三 法第十一条の二第一項に規定する財務省令で定めるところにより証明がされたものは、次に掲げる者の当該耐震改修対象建築物(同項に規定する耐震改修対象建築物をいう。第一号において同じ。)(がその部分について行う建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成七年法律第百二十三号)第二条第二項に規定する耐震改修(以下この条において、「耐震改修」という。)(のための工事により同法第五条第三項第一号に規定する耐震関係規定又は同法第十七条第三項第一号に規定する国土交通大臣が定める基準に適合することとなる旨を証する書類により証明がされた当該耐震改修とする。

一 当該耐震改修対象建築物の所在地の地方公共団体の長

二 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第七十七条の二十一第一項に規定する指定確認検査機関

三 建築士(建築士法(昭和二十五年法律第二百二号)第二十三条の三第一項の規定により登録された建築士事務所に属する建築士に限る。)

第六条の二第二項中、「第七条の二第七項第一号」を、「第七条の二第八項第一号」に改め、同条第四項中、「第七条の二第九項」を、「第七条の二第十項」に改め、同項第一号中（昭和二十五年法律第二百一十一号）を削り、同項第二号イ中、「確認済証」の下に「の写し」を加え、同項第三号中、「第十四条の二第二項第三号」を、「第十四条の二第二項第四号」に改め、同号イ中、「確認済証」の下に「の写し」を加え、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 法第十四条の二第二項第三号に掲げる建築物及び構築物 次に掲げる書類（建築基準法第十八条第一項又は第二項の政令で指定する工作物に該当しない構築物にあつては、口に掲げる書類）

イ 当該建築物又は構築物に係る確認済証の写し及び検査済証の写し

口 第三項に規定する経済産業大臣の証する書類

第六条の二第四項を同条第五項とし、同条第三項中、「第七条の二第七項第二号」を、「第七条の二第八項第二号」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 施行令第七条の二第六項に規定する財務省令で定めるところにより証明がされたものは、経済産業大臣の当該建築物又は構築物が同項に規定する特定民間中心市街地経済活力向上事業により整備されるもので同項に規定する個人が取得するものである旨を証する書類により証明がされたものとする。

第七条中、「第十二条の二第五項に規定する財務省令」を、「第十三条第五項に規定する財務省令」に改め、同条第一号及び第二号中、「第十二条の二第五項」を、「第十三条第五項」に改め、同条第四号中、「第十二条の二第三項」を、「第十三条第三項」に改める。

第九条の三第一項中、「第二十五条の二第三号から第五号まで」を、「第二十五条の二第三号及び第四号」に改める。

第九条の九中、「第十八条の四第三項第九号」を、「第十八条の四第二項第四号」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（債務処理計画に基づく減価償却資産等の損失の必要経費算入の特例）

第九条の十 法第二十八条の二第二項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 法第二十八条の二第二項の個人が同項に規定する債務処理計画に基づき免除を受けた債務の金額及び当該免除を受けた年月日

二 法第二十八条の二第二項の規定により不動産所得の金額、事業所得の金額又は山林所得の金額の計算上必要経費に算入される金額及びその計算の明細

三 法第二十八条の二第二項に規定する対象資産ごとの施行令第十八条の六第三項各号に掲げる資産の区分に応じ当該各号に定める金額

四 その他参考となるべき事項

2 法第二十八条の二第二項に規定する財務省令で定める書類は、同条第一項に規定する債務処理計画に係る法人税法施行規則（昭和四十年大蔵省令第十二号）第八條の六第一項各号に掲げる者の当該債務処理計画が施行令第十八条の六第一項に規定する要件を満たすものであり、かつ、法第二十八条の二第二項に規定する対象資産の評定が当該債務処理計画に係る準則に基づき行われている旨並びに当該評定が行われた対象資産の種類及び当該評定が行われた後の当該対象資産の価額を証する書類とする。

3 法第二十八条の二第二項の債務処理に関する計画が施行令第十八条の六第一項に規定する要件に該当するかどうかの判定をする場合には、法人税法施行規則第八條の六第一項第一号中、令第二十四条の二第二項とあるのは、「租税特別措置法第二十八条の二第二項」と、内国法人とあるのは、「個人」と、同項第二号中、「内国法人」とあるのは、「個人」と、それぞれ読み替えるものとする。

第十条第一項中、「第十八条の六第五項」を、「第十八条の七第五項」に改め、同条第二項中、「第十八条の六第六項」を、「第十八条の七第六項」に改める。

第十三条の五第三項中、「平成二十五年十二月三十一日」を、「平成二十九年三月三十一日」に改める。

第十四条第五項第二号中、「独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が当該資産の買取りをするとき」の下に「又は」を加え、又は当該事業が独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成十四年法律第四十七号）附則第五条第一項第一号に規定する事業に関連して施行される土地収用法第三十九条第七号の規定に該当する事業である場合において、当該事業の施行者（電気事業法（昭和三十一年法律第七十号）第二条第一項第四号に規定する卸電気事業者に限る。）に代わり、独立行政法人中小企業基盤整備機構が当該資産の買取りをするとき」を削り、同項第三号イ中「電気事業法」の下に（昭和三十一年法律第七十号）を加え、第二条第一項に規定する小笠原諸島を、第四条第一項に規定する小笠原諸島に改め、社会福祉法人の設置に係る幼保連携施設（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第三条第三項の認定を受けた同項に規定する幼保連携施設をいう。イにおいて同じ。）を構成する幼稚園（当該社会福祉法人の設置する保育所（児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第三十九条第一項に規定する保育所をいう。イにおいて同じ。）の用に供される建物及びその付属設備と一体的に設置されるものに限る。）を削り、同条第十項に規定する共同生活介護、同条第十三項を、同条第十二項に、同条第十四項を、同条第十三項に、同条第十五項を、同条第十六項に、同条第十五項に改め、並びに児童福祉法の下に（昭和二十二年法律第六十四号）を加え、その設置に係る保育所、社会福祉法人の設置に係る保育所で乳児又は幼児を通じて二十人以上を入所させるもの並びに学校法人の設置に係る幼保連携施設を構成する保育所のうち乳児又は幼児を通じて二十人以上を入所させる当該保育所を、又は社会福祉法人の設置に係る幼保連携認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。イにおいて同じ。）を、保育所（児童福祉法第三十九条第一項に規定する保育所をいう。）及び小規模保育事業の用に供する施設（同法第六条の三第十項に規定する小規模保育事業の用に供する同項第一号に規定する施設のうち利用定員が十人以上であるものをいう。）並びに学校法人の設置に係る幼保連携型認定こども園」に改める。

第十七条の二第二項第九号口中、「第五十一条第一項」を、「第六十一条第一項」に改め、同項第一号中、「都市再生整備推進法人である旨」を、「都市再生推進法人である旨」に改め、同号口中、「都市再生整備推進法人」を、「都市再生推進法人」に、第七十三条第一項を、「第六十八條第一項」に改め、同項第二十九号中、「第十三条の二第二項」を、「第十六条第二項」に、又は「一般財団法人」を、「若しくは一般財団法人である法第三十四条の二第二項第二十五号に規定する農地利用集積円滑化団体である場合又は同号に規定する農地中間管理機構」に、農地保有合理化法人又は農地利用集積円滑化団体」を、「農地利用集積円滑化団体等」に改め、同条第九項第三号中、「独立行政法人中小企業基盤整備機構法」の下に（平成十四年法律第四十七号）を加え、同条第十三項第一号中、「第四十一条第二項」を、「第四十九條第二項」に、第四十一条第一項を、「第四十九條第一項」に改める。

第十八条第四項第四号中、「その者が実施する農業経営基盤強化促進法第四條第二項第一号又は第三項第一号口に掲げる農地売買等事業」を、「その者の同項第一号イ又は口に掲げる区分に応じそれぞれその行つ同号イ又は口に定める事業」に、一般社団法人又は一般財団法人を、「農業経営基盤強化促進法第五條第三項に規定する農地中間管理機構である場合又は一般社団法人若しくは一般財団法人である同法第十一条の十四に規定する農地利用集積円滑化団体」に、農地保有合理化法人」を、「農地中間管理機構」に改める。

第十九条第一号中、「農地中間管理機構」に改める。

第二十条第一号中、「農地中間管理機構」に改める。

第二十一条第一号中、「農地中間管理機構」に改める。

第二十二条第一号中、「農地中間管理機構」に改める。

第二十三条第一号中、「農地中間管理機構」に改める。

第二十四条第一号中、「農地中間管理機構」に改める。

第二十五条第一号中、「農地中間管理機構」に改める。

第二十六条第一号中、「農地中間管理機構」に改める。

第二十七条第一号中、「農地中間管理機構」に改める。

第二十八条第一号中、「農地中間管理機構」に改める。

第二十九条第一号中、「農地中間管理機構」に改める。

第三十条第一号中、「農地中間管理機構」に改める。

第三十一条第一号中、「農地中間管理機構」に改める。

第三十二条第一号中、「農地中間管理機構」に改める。

第三十三条第一号中、「農地中間管理機構」に改める。

第三十四条第一号中、「農地中間管理機構」に改める。

第十八条の四第四項第三号中、「一億五千万円」を、「一億円」に改める。

第十八条の五第四項中（第八号に掲げる資産が同第十口に掲げる場合に該当するときは当該書類及び総務大臣の当該資産の所在地が施行令第二十五条第十口に規定する人口集中地区の区域内である旨を証する書類とし、当該資産の所在地が既成市街地等（表の第一号の区域に規定する既成市街地等をいう。以下この項及び次項第三号において同じ。）以外の地域内である旨を証する書類）となつてゐる市の区域内であるときは当該総務大臣の証する書類）を削り、同項第一号中、「以下この項及び次項第三号」を「次号及び次項」に改め、既成市街地等（以下この項に掲げる場合に該当するものに限る。）を削り、同号イ(1)中、「地域及び」を「地域並びに」に、規定する特定区域（を）のイ及びロに掲げる区域（同欄のロに掲げる区域にあつては、都市計画法第七條第一項の市街地調整区域と定められた区域を除く。）に改め、同号イ(2)中、「表の第一号の下欄に規定する」を「都市計画法第七條第一項の」に改め、この項の下に、「及び次項第一号」を加え、同項第四号を次のように改める。

四 表の第四号の上欄に掲げる資産 当該譲渡資産の所在地が同欄に規定する過疎地域以外の地域内であること。
第十八条の五第四項第五号から第七号までを削り、同項第八号中、「第六号の上欄」を、「第四号の下欄」に、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ譲渡資産を「当該買換資産」に、次に定める地域」を、同号の上欄に規定する過疎地域」に改め、同号イ及びロを削り、同号を同項第五号とし、同項に次の一号を加える。

六 表の第五号の上欄に掲げる資産 当該譲渡資産の所在地が同欄に規定する都市機能誘導区域以外の地域内であること。
第十八条の五第五項中、「資産が表の」の下に、「第二号の下欄」を加え、「第六号の下欄」を「第五号の下欄、第六号」に改め、同項第七号を同項第十号とし、同項第六号中、「防災再開発促進地区」を「危険密集市街地」に改め、同号を同項第九号とし、同項第五号を同項第八号とし、同項第三号及び第四号を削り、同項第二号を同項第三号とし、同号の次に次の四号を加える。

四 表の第五号の下欄に掲げる資産 国土交通大臣の当該買換資産の所在地が同欄の都市機能誘導区域内である旨及び当該買換資産が同欄に規定する認定誘導事業計画に記載された同欄に規定する誘導施設において行われる事業の用に供されるものに該当する旨を証する書類
五 表の第六号の上欄に掲げる資産 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める書類

イ 当該譲渡資産の所在地が三鷹市等の区域内の既成市街地等内である場合 当該譲渡資産の所在地を管轄する市長の当該譲渡資産の所在地が既成市街地等内である旨を証する書類
ロ 当該譲渡資産の所在地が都市計画法第四條第二項に規定する都市計画区域（以下この号において「都市計画区域」という。）内である場合（当該譲渡資産の所在地が既成市街地等内である場合及びロに掲げる場合を除く。） 当該譲渡資産の所在地を管轄する市町村長の当該譲渡資産の所在地が都市計画区域内である旨を証する書類及び総務大臣の当該譲渡資産の所在地が施行令第二十五条第十一項に規定する人口集中地区（ハ及び次号において「人口集中地区」という。）の区域内である旨を証する書類

八 当該譲渡資産の所在地が既成市街地等以外の地域内である場合、かつ、その全域が都市計画区域となつてゐる市の区域内である場合 総務大臣の当該譲渡資産の所在地が人口集中地区の区域内である旨を証する書類

六 表の第六号の下欄に掲げる資産 当該買換資産の所在地を管轄する都道府県知事の当該買換資産の所在地が当該市街地再開発事業（都市再開発法による市街地再開発事業をいう。）の施行地域内である旨を証する書類（当該買換資産の所在地が地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市の区域内であり、かつ、当該市街地再開発事業（都市再開発法による第一種市街地再開発事業に限る。）の施行者が都市再開発法第七條の十五第二項に規定する個人施行者、同

法第八條第一項に規定する組合又は同法第五十條の二第三項に規定する再開発会社である場合には、当該買換資産の所在地を管轄する市長の当該買換資産の所在地が当該市街地再開発事業の施行地域内である旨を証する書類）及び次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める書類

イ 当該買換資産の所在地が三鷹市等の区域内の既成市街地等内である場合 当該買換資産の所在地を管轄する市長の当該買換資産の所在地が既成市街地等内である旨を証する書類
ロ 当該買換資産の所在地が人口集中地区の区域内である場合 総務大臣の当該買換資産の所在地が人口集中地区の区域内である旨を証する書類

七 表の第七号の下欄に掲げる資産 当該買換資産である土地等の所在地を管轄する市町村長の当該土地等が同欄の農用地区域内にある旨を証する書類 当該土地等に係る権利の移転につき同欄の農用地利用集積計画の公告をした旨及び当該公告の年月日を証する書類又は当該権利の移転に係る登記事項証明書（当該権利の移転が当該公告によるものであることを明らかにする表示のあるものに限る。）並びに当該土地等の所在する地域内の農業委員会の当該土地等の面積が同号の上欄に掲げる土地等に係る面積を超えるもの又は当該買換資産である土地等が当該個人が所有権、賃借権若しくは使用貸借による権利を有する土地に隣接するものである旨を証する書類

第十八条の五第五項第一号中、「応じ」を「応じ」に改め、同号イ及びロを次のように改める。
イ 当該譲渡資産の所在地が表の第三号の上欄のイに掲げる航空機騒音障害防止特別地区内である場合 特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法第八條第一項若しくは第九條第二項に規定する特定空港の設置者の当該譲渡資産をこれらの規定により買い取つたものである旨又は同条第一項に規定する特定空港の設置者の当該譲渡資産に係る補償金を同項の規定により支払つたものである旨を証する書類
ロ 当該譲渡資産の所在地が表の第三号の上欄のロに掲げる第二種区域内である場合 公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律第九條第二項に規定する特定飛行場の設置者の当該譲渡資産を同項の規定により買い取つたものである旨又は同条第一項に規定する特定飛行場の設置者の当該譲渡資産に係る補償金を同項の規定により支払つたものである旨を証する書類

第十八条の五第五項第一号ハ中、「の所在地が当該第二種区域内」を「を、防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律第五條第二項の規定により買い取つたものである旨又は当該譲渡資産に係る補償金を同条第一項の規定により支払つたもの」に改め、同号を同項第二号とし、同項に第一号として次の一号を加える。
一 表の第二号の下欄に掲げる資産 次に掲げる買換資産の区分に応じそれぞれ次に定める書類
イ 建物（その附属設備を含む。） 構築物又は機械及び装置 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める書類

(1) 当該買換資産の所在地が三鷹市等の区域内である場合 当該買換資産の所在地を管轄する市長の当該買換資産の所在地が市街化区域及び既成市街地等以外の地域内である旨を証する書類
(2) 当該買換資産の所在地が三鷹市等の区域以外の地域内である場合 当該買換資産の所在地を管轄する市町村長の当該買換資産の所在地が市街化区域以外の地域内である旨を証する書類

ロ 土地等 イに定める書類及び当該土地等の所在する地域内の農業委員会の当該土地等の面積が表の第二号の上欄に掲げる土地等に係る面積を超えるもの又は当該買換資産である土地等が当該個人が所有権、賃借権若しくは使用貸借による権利を有する土地に隣接するものである旨を証する書類

第十八条の五第六項中、「第二十五条第十五項第一号」を、「第二十五条第十六項第一号」に、「第四項」を、「前二項」に、「同項第三号及び第四号」を、「第四項第三号」に改め、「同項の書類」の下に、及び前項第一号ロに定める書類」を加え、「土地等が」を、「土地等の」に改める。

第十八条の六第二項第一号イ中、「第六十七条」を、「第九十九条」に、「認定整備事業計画」を、「認定誘導事業計画」に、「都市再生整備事業」を、「誘導施設等整備事業」に改める。

第十八条の九第一項中、「雑所得」の下に、「所得税法第四十一条の二の規定に該当する事業所得及び雑所得並びに」を加える。

第十八条の十一第五項第一号中、「施行令第二十五条の十の二第六項」を、「同号」に改め、同条第十一項第一号中、「第十九項」を、「第二十二項」に改め、同号八中、「第十九項第一号」を、「第二十二項第一号」に改め、同条第十三項中、「会社の」の下に、「同号」に規定する」を加え、同条第二十八項を同条第三十一項とし、同条第二十七項を同条第三十項とし、同条第二十六項を同条第二十九項とし、同条第二十五項中、「第十七項第三号又は第二十一項第三号」を、「第二十項第三号又は第二十四項第三号」に、「第二十一項第二号」を、「第二十四項第二号」に改め、同項を同条第二十八項とし、同条第二十四項中、「第二十一項第三号」を、「第二十四項第三号」に、「第二十四項」を、「第二十七項」に改め、同項を同条第二十七項とし、同条第二十三項中、「第十七項第三号」を、「第二十項第三号」に、「第二十三項」を、「第二十六項」に改め、同項を同条第二十六項とし、同条第二十二項中、「第十八項」を、「第二十一項」に、「第十九項」を、「第二十二項」に、「第十九項第一号」を、「第二十二項第一号」に改め、同項を同条第二十五項とし、同条第二十一項を同条第二十四項とし、同条第十八項から第二十項までを三項ずつ繰り下げ、同条第十七項第三号中、「第二十項」を、「第二十三項」に改め、同項を同条第二十項とし、同条第十六項中、「第二十五条の十の二第五項第二十四号イ」を、「第二十五条の十の二第五項第二十五号イ」に改め、同項第一号中、「第二十五条の十の二第五項第二十四号イ」を、「第二十五条の十の二第五項第二十五号イ」に改め、同項第一号中、「第二十五条の十の二第五項第二十四号イ」を、「第二十五条の十の二第五項第二十五号イ」に改め、同項第二号中、「第十九項」を、「第二十二項」に改め、同項を同条第十九項とし、同条第十五項の次に次の三項を加える。

16 施行令第二十五条の十の二第五項第二十四号に規定する財務省令で定めるものは、同号に規定する上場株式等の発行人と資本関係又は取引関係を有する法人で、当該上場株式等の発行人が指定したものとす。

17 施行令第二十五条の十の二第五項第二十四号に規定する財務省令で定める者は、同号に規定する発行人等の同号に規定する役員又は従業員であつた者及びその相続人(包括受遺者を含む。)とする。

18 施行令第二十五条の十の二第五項第二十四号に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 当該信託の受託者がその信託財産として受け入れる金銭は、その全てが施行令第二十五条の十の二第五項第二十四号に規定する発行人等から拠出されるものであること。
- 二 当該信託の受託者にその信託財産として付与される新株予約権は、その全てが施行令第二十五条の十の二第五項第二十四号に規定する上場株式等の発行人から付与されるものであること。

第十八条の十三第二項第四号中、「及び数」の下に、「(特定公社債等にあつては、額面金額)」を加える。

第十八条の十三の四第一項第二号中、「第二十五条の十の四第三項」を、「第二十五条の十の四第一項第一号」に改め、同項第三号中、「同項第二十四号イ」を、「同項第二十五号イ」に改め、同条第三項中、「第十九項各号」を、「第二十二項各号」に、「同条第二十二項」を、「同条第二十五項」に、「同条第十八項」を、「同条第二十一項」に改める。

第十八条の十三の五第二項第五号八中、「の数」の下に、「(特定公社債等にあつては、額面金額)」を加え、同項第八号を削り、同項第九号中、「おいて当該」を、「おける当該特定口座についての法第三十七条の十一の四第一項の規定の適用の有無並びに当該」に、「法第三十七条の十一の四第一項」を、「同項」に改め、同項を同項第八号とし、同項の次に次の一号を加える。

九 その年中に支払をした法第四十一条の十二の二第一項第二号に規定する国外割引債の償還金で当該特定口座に係る特定口座内保管上場株式等に係るものにつき、その支払の際に徴収された同条第五項に規定する外国所得税の額があるときは、当該外国所得税の額

第十八条の十三の五第二項第十五号中、「の翌年一月一日」を削り、「みなされることとなる」を、「なされた」に改める。

第十八条の十五第四項に次の一号を加える。

三 法第三十七条の十三第一項第五号に掲げる指定会社に該当する特定中小会社 当該特定中小会社との間で締結する特定株式に係る投資に関する条件を定めた契約で経済金融活性化特別地区の区域内における事業の認定申請等に関する内閣府令(平成二十六年内閣府令第三十三号) 第八条第五号に規定する特定株式投資契約に該当するもの

第十八条の十五第九項第一号に次のように加える。

ホ 法第三十七条の十三第一項第五号に掲げる指定会社に該当する特定中小会社が発行した特定株式である場合 当該特定中小会社から交付を受けた沖縄県知事の当該特定株式に係る基準日において(1)及び(2)に掲げる事実を確認した旨を証する書類(3)に掲げる事項の記載があるものに限る。

(1) 当該特定中小会社が経済金融活性化特別地区の区域内における事業の認定申請等に関する内閣府令第八条各号に掲げる要件に該当するものであること。

(2) 当該居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者による当該特定株式の取得が、当該居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者と当該特定中小会社との間で締結された第四項第三号に定める契約に基づき、当該特定中小会社の設立の日以後十年以内に払込みによりされたものであること。

(3) 当該居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者の氏名及び住所、払込みにより取得された当該特定株式の数及び当該特定株式と引換えに払い込むべき額並びにその払い込んだ金額

第十八条の十五の三第二項第一号中、「第五項各号」を、「第七項各号」に、「第七項」を、「第九項」に改め、同項第三号中、「この号」を、「この号」に改め、同条第十六項中、「第二十五条の十三第二十二項」を、「第二十五条の十三第二十四項」に改め、同項を同条第二十六項とし、同条第十五項を同条第十七項とし、同項の次に次の八項を加える。

18 法第三十七条の十四第四項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 金融商品取引業者等変更届出書の提出する者の氏名、生年月日及び住所
- 二 当該金融商品取引業者等変更届出書の提出先の金融商品取引業者等の営業所の名称及び所在地
- 三 法第三十七条の十四第四項に規定する変更前非課税口座(以下この項において「変更前非課税口座」という。)に設けられるべき非課税管理勘定を同条第十四項に規定する他の非課税口座に設けようとする旨
- 四 当該変更前非課税口座の記号又は番号
- 五 第三号の非課税管理勘定の年分
- 六 当該金融商品取引業者等変更届出書の提出年月日
- 七 その他参考となるべき事項

19 法第三十七条の十四第六項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 金融商品取引業者等変更届出書を提出した者(以下この項において「提出者」という。)の氏名及び生年月日
- 二 当該提出者からその金融商品取引業者等変更届出書の提出の日以前の直前に提出を受けた非課税適用確認書、非課税管理勘定廃止通知書又は非課税口座廃止通知書に記載された基準日及び当該基準日における国内の住所並びに整理番号
- 三 当該金融商品取引業者等変更届出書の提出を受けた金融商品取引業者等の営業所の名称
- 四 当該金融商品取引業者等変更届出書に記載された非課税管理勘定の年分及び当該非課税管理勘定に係る勘定設定期間の区分

- 五 当該金融商品取引業者等変更届出書の提出により当該非課税管理勘定を廃止し、又は設けな
いこととした旨及びその提出年月日
- 六 当該金融商品取引業者等変更届出書の提出を受けた日以前に当該廃止した非課税管理勘定に
上場株式等の受入れをしない旨
- 七 その他参考となるべき事項
- 20 法第三十七条の第十四第十七項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
 - 一 非課税口座廃止届出書を提出する者の氏名、生年月日及び住所
 - 二 当該非課税口座廃止届出書の提出先の金融商品取引業者等の営業所の名称及び所在地
 - 三 非課税口座を廃止する旨並びに法第九条の八及び第三十七条の第十四第一項から第四項までの
規定の適用を受けることをやめようとする当該非課税口座の記号又は番号
 - 四 当該非課税口座に現に設けられている非課税管理勘定の年分及び当該非課税管理勘定に係る
勘定設定期間の区分
 - 五 その他参考となるべき事項
- 21 法第三十七条の第十四第十九項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
 - 一 非課税口座廃止届出書を提出した者（以下この項において「提出者」という。）の氏名及び生
年月日
 - 二 当該提出者からその非課税口座廃止届出書の提出の日以前の直前に提出を受けた非課税適用
確認書、非課税管理勘定廃止通知書又は非課税口座廃止通知書に記載された基準日及び当該基
準日における国内の住所並びに整理番号
 - 三 当該非課税口座廃止届出書の提出を受けた金融商品取引業者等の営業所の名称
 - 四 当該非課税口座廃止届出書の提出により当該非課税口座を廃止した旨及びその提出年月日
 - 五 当該提出者に対する非課税口座廃止通知書の交付の有無
 - 六 当該提出者に非課税口座廃止通知書を交付する場合には、当該非課税口座を廃止した日の属
する年分の非課税管理勘定への上場株式等の受入れの有無及び当該非課税口座廃止通知書に記
載すべき第六項第三号イ又はロに掲げる期間の区分に応じそれぞれ同号イ又はロに定める勘定
設定期間の区分
 - 七 その他参考となるべき事項
 - 22 法第三十七条の第十四第二十一項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
 - 一 廃止通知書（法第三十七条の第十四第二十一項に規定する廃止通知書をいう。以下この項にお
いて同じ。）を提出した者の氏名及び生年月日
 - 二 当該廃止通知書に記載された基準日及び当該基準日における国内の住所並びに整理番号
 - 三 当該廃止通知書に記載された氏名が変更されている場合には、その旨及び当該廃止通知書に
記載された氏名
 - 四 当該廃止通知書の提出を受けた金融商品取引業者等の営業所の名称及びその提出年月日
 - 五 当該廃止通知書の提出を受けた旨並びに当該廃止通知書の次に掲げる場合の区分のうちい
れに該当するかの別及び当該場合の区分に応じそれぞれ次に定める事項
 - イ 第五項第三号イに定める事項の記載がある非課税管理勘定廃止届出書の提出があつた場合
当該非課税管理勘定廃止通知書に記載された同号イに規定する廃止をした年月日
 - ロ 第五項第三号ロに定める事項の記載がある非課税管理勘定廃止届出書の提出があつた場合
当該非課税管理勘定廃止通知書に記載された同号ロに規定する提出年の翌年の一月一日の
日付
 - ハ 非課税口座廃止届出書の提出があつた場合 当該非課税口座廃止届出書に記載された第六
項第三号に規定する廃止された年月日
 - 六 当該廃止届出書の提出により最初に設けようとする非課税管理勘定の年分
 - 七 当該非課税管理勘定が法第三十七条の第十四第二十項の規定により提出されたものである場合に
は、前号の非課税管理勘定が設けられる非課税口座の記号又は番号
 - 八 その他参考となるべき事項

- 23 法第三十七条の第十四第二十二項第一号及び第二号に規定する財務省令で定める事項は、次に掲
げる事項とする。
 - 一 法第三十七条の第十四第二十二項に規定する提出者の氏名及び生年月日
 - 二 法第三十七条の第十四第二十二項の金融商品取引業者等の営業所の長から提供を受けた同項に
規定する提出事項（次号において「提出事項」という。）のうち、当該提出者に係る前項第二号
の整理番号及び同項第六号に規定する非課税管理勘定の年分
 - 三 当該金融商品取引業者等の営業所の長が、法第三十七条の第十四第二十一項の所轄税務署長に
対して当該提出事項の提供をする際に、当該提出事項が記載された廃止届出書を識別するため
の記号又は番号を提供している場合には、当該記号又は番号
 - 四 その他参考となるべき事項
- 24 施行令第二十五条の第十三第二十一項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とす
る。
 - 一 施行令第二十五条の第十三第二十一項の申請書を提出する者の名称及び所在地
 - 二 法第三十七条の第十四第二十三項の承認を受けようとする旨
 - 三 法第三十七条の第十四第二十三項に規定する提供事項を提供しようとする税務署長及び当該税
務署長に提供しようとする理由
 - 四 法第三十七条の第十四第九項各号に掲げる方法のうちいずれの方法によるかの別
 - 五 その他参考となるべき事項
- 25 法第三十七条の第十四第二十三項に規定する財務省令で定める税務署長は、施行令第二十五条の
第十三第二十一項の所轄税務署長への申請に基づく同条第二十二項又は第二十三項の規定による承
認に係る前項第三号の税務署長とする。
 - 第十八条の十五の三第十四項を同条第十六項とし、同条第八項から第十三項までを二項ずつ繰り
下げ、同条第七項中「及び生年月日」を削り、同項を同条第九項とし、同条第六項を同条第八項と
し、同条第五項を同条第七項とし、同条第四項の次に次の二項を加える。
 - 5 法第三十七条の第十四第五項第四号に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
 - 一 当該非課税管理勘定廃止届出書（法第三十七条の第十四第五項第四号に規定する非課税管理勘
定廃止届出書をいう。以下この条から第十八条の十五の五まで、第十八条の十五の八及び第十
八条の十五の九において同じ。）に係る金融商品取引業者等変更届出書（法第三十七条の十四
第四項に規定する金融商品取引業者等変更届出書をいう。以下この条、第十八条の十五の八及
び第十八条の十五の九において同じ。）を提出した者（以下この項において「提出者」という。）
の氏名及び生年月日
 - 二 当該提出者からその提出の日以前の直前に提出を受けた非課税適用確認書、非課税管理勘定
廃止届出書又は法第三十七条の第十四第五項第五号に規定する非課税口座廃止届出書（非課税口
座開設届出書に添付して提出されたこれらの書類を含む。以下この条から第十八条の十五の五
まで及び第十八条の十五の九において同じ。）に記載された基準日及び当該基準日における国内
の住所並びに整理番号
 - 三 当該金融商品取引業者等変更届出書が提出された日の属する次に掲げる期間の区分に応じそ
れぞれ次に定める事項
 - イ 一月一日から九月三十日までの間 当該提出の日の属する年分の非課税管理勘定の廃止を
した旨及び当該廃止をした年月日並びに同日の属する年の翌年分以後の各年（同日の属する
勘定設定期間内の各年に限る。）において非課税管理勘定を設けない旨
 - ロ 十月一日から十二月三十一日までの間 当該提出の日の属する年（ロにおいて「提出年」
という。）の翌年分以後の各年（当該提出年の翌年一月一日の属する勘定設定期間内の各年に
限る。）において非課税管理勘定を設けない旨及び当該提出された年月日

二 当該公益合併法人が当該合併により移転を受けた資産が法第四十条第十一項に規定する財産等であることを知つた日並びに当該資産の種類、所在地、数量、使用開始年月日（同条第十三項において準用する同条第五項後段に規定する政令で定める事情がある場合には、その事情の詳細を含む。）及び使用目的

三 第一号の特定贈与等を受けた公益法人等の名称及び主たる事務所の所在地

四 その他参考となるべき事項

27 法第四十条第十二項に規定する引継法人が同項に規定する当初法人から同項に規定する引継財産の贈与を受けた場合における同項において準用する同条第十一項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 当該引継法人の名称及び主たる事務所の所在地並びに当該贈与を受けた年月日

二 当該引継法人が当該当初法人から当該贈与を受けた資産が法第四十条第十二項に規定する引継財産であることを知つた日並びに当該贈与を受けた同条第八項に規定する公益引継資産の種類、所在地、数量及び特定処分を受けた日の前日における価額

三 当該引継法人が当該贈与を受けた当該公益引継資産をもつて資産を取得した場合においては、その取得をした資産（次号において「代替公益引継資産」という。）の種類、所在地、数量、取得価額及び取得年月日

四 当該引継法人の当該公益引継資産（代替公益引継資産を含む。）の使用開始年月日（法第四十条第十三項において準用する同条第五項後段に規定する政令で定める事情がある場合には、その事情の詳細を含む。）及び使用目的

五 当該当初法人の名称及び主たる事務所の所在地並びに特定処分を受けた年月日並びに当該特定処分後において法第四十条第八項に規定する特定一般法人に該当することとなつた事情の詳細

六 当該公益引継資産が施行令第二十五条の十七第二項第二号に掲げる引継財産である場合には、第十六項又は第十七項の規定により計算した金額及び当該金額の計算に関する明細

七 その他参考となるべき事項

28 法第四十条第十二項に規定する受贈公益法人等が同項に規定する特定一般法人から同項に規定する財産等の贈与を受けた場合における同項において準用する同条第十一項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 当該受贈公益法人等の名称及び主たる事務所の所在地並びに当該贈与を受けた年月日

二 当該受贈公益法人等が当該特定一般法人から受けた贈与が一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第九十九条第二項第一号に掲げる寄附に該当する旨

三 当該受贈公益法人等が当該特定一般法人から贈与を受けた資産が法第四十条第九項に規定する財産等であることを知つた日並びに当該財産等の種類、所在地、数量、使用開始年月日（同条第十三項において準用する同条第五項後段に規定する政令で定める事情がある場合には、その事情の詳細を含む。）及び使用目的

四 当該特定一般法人の名称及び主たる事務所の所在地

五 その他参考となるべき事項

29 法第四十条第十二項に規定する譲渡法人が同項に規定する譲渡法人から同項に規定する財産等の贈与を受けた場合における同項において準用する同条第十一項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 当該譲渡法人の名称及び主たる事務所の所在地並びに当該贈与を受けた年月日並びに当該譲渡法人の第十九項第三号イから二までに掲げる者の区分に応じそれぞれ同号イから二までに定める日

二 当該譲渡法人が当該譲渡法人から贈与を受けた資産が法第四十条第十項に規定する財産等であることを知つた日並びに当該財産等の種類、所在地、数量、使用開始年月日（同条第十三項において準用する同条第五項後段に規定する政令で定める事情がある場合には、その事情の詳細を含む。）及び使用目的（施行令第二十五条の十七第二十六項に規定する事業に係るものに限る。）

三 当該譲渡法人の名称及び主たる事務所の所在地並びに当該譲渡法人の第十九項第一号イから八までに掲げる者の区分に応じそれぞれ同号イから八までに定める日

四 その他参考となるべき事項

32 施行令第二十五条の十七第二十九項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 法第四十条第十六項に規定する公益法人等の名称及び主たる事務所の所在地

二 法第四十条第十六項に規定する受贈資産の種類、所在地及び数量

三 当該受贈資産を当該公益法人等に贈与又は遺贈をした者の氏名及び住所又は居所並びに当該贈与又は遺贈をした年月日

四 当該受贈資産につき法第四十条第十六項の規定による確認を求めた理由（当該受贈資産が平成二十年十二月一日以後の贈与又は遺贈に係るものである場合には、当該確認を求めたやむを得ない理由を含む。）

五 その他参考となるべき事項

第十八条の十九の第二項中、「昭和四十年大蔵省令第十二号」を削る。

第十八条の二十一第一項を削り、同条第二項中、「第二十六條第二項第二号」を、「第二十六條第二項」に改め、同項を同条第一項とし、同項の次に次の一項を加える。

2 施行令第二十六條第二項に規定する財務省令で定めるところにより証明がされた家は、当該家が同条第一項各号のいずれかに該当するものであること及び耐震基準（法第四十一条第一項に規定する耐震基準をいう。第一号、第九項第四号口②及び第二十三項において同じ。）又は経過年数基準（法第四十一条第一項に規定する経過年数基準をいう。第二号において同じ。）に適合するものであることにつき、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める書類により証明がされたものとする。

一 当該家が施行令第二十六條第一項各号のいずれかに該当するもの及び耐震基準に適合するものである場合、登記事項証明書（当該家が当該各号のいずれかに該当するものであることが当該登記事項証明書に記載された事項によつて明らかでないときは、当該登記事項証明書及び当該各号のいずれかに該当するものであることを明らかにする書類）及び国土交通大臣が財務大臣と協議して定める当該家が耐震基準に適合する旨を証する書類

二 当該家が施行令第二十六條第一項各号のいずれかに該当するもの及び経過年数基準に適合するものである場合、前号に規定する登記事項証明書

第十八条の二十一第九項第三号中、「規定する既存住宅」の下に、「次号に規定する要耐震改修住宅を除く。」を加え、同号イ中、「第一項各号」を、「第一項各号」に改め、同項第四号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四 その者のその居住の用に供する家が法第四十一条第二十四項に規定する要耐震改修住宅（同項の規定により同条第一項に規定する既存住宅とみなされるものに限る。）である場合、次に掲げる書類

イ 当該要耐震改修住宅（当該要耐震改修住宅とともに当該要耐震改修住宅の敷地の用に供されていた土地等の取得をした場合には、当該要耐震改修住宅及び当該土地等。（1）から（3）までにおいて同じ。）の第二項第一号に規定する登記事項証明書、売買契約書の写し、補助金等の額を証する書類、住宅取得等資金の額を証する書類の写しその他の書類で次に掲げる事項を明らかにする書類

(1) 当該要耐震改修住宅を取得した年月日

(2) 当該要耐震改修住宅を取得した年月日

(3) 当該要耐震改修住宅の取得に係る施行令第二十六條第五項に規定する対価の額

(4) 当該要耐震改修住宅の床面積が五十平方メートル以上であること

(5) 当該要耐震改修住宅に係る住宅の取得等が特定取得に該当する場合には、その該当する事実

口 当該要耐震改修住宅の耐震改修（地震に対する安全性の向上を目的とした増築、改築、修繕又は模様替をいう。ロ、第二十二項及び第二十三項において同じ。）に係る建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則（平成七年建設省令第二十八号）別記第五号様式に規定する認定申請書又は第二十二項に規定する書類の写し、第二十三項に規定する書類、請負契約書の写し、補助金等の額を証する書類、住宅取得等資金の額を証する書類の写しその他の書類で次に掲げる事項を明らかにする書類

(1) 当該要耐震改修住宅の取得の日までに同日以後当該要耐震改修住宅の耐震改修を行うことにつき法第四十一条第二十四項に規定する申請その他財務省令で定める手続をしたこと。

(2) 当該要耐震改修住宅をその者の居住の用に供する日までに耐震改修により当該要耐震改修住宅が耐震基準に適合することとなつたこと。

(3) 当該耐震改修をした年月日

(4) 当該耐震改修に要した施行令第二十六条第五項に規定する費用の額

ハ 当該要耐震改修住宅の取得の対価に係る債務が法第四十一条第三号に規定する債務の承継に関する契約に基づく債務である場合には、当該債務の承継に関する契約に係る契約書の写し

二 その者の住民票の写し

第十八条の二十一第十項中、「又は同条第十項」を、「(前項第四号に規定する要耐震改修住宅を除く。)、同条第十項」に改め、「認定住宅」の下に、「又は同号に規定する要耐震改修住宅」を加え、「又は同条第二項第一号」を削り、「又は第三号イ」を、「第三号イ又は第四号イ」に改め、同条第十三項第二号中、「第二項」を、「第三項」に改め、同条に次の三項を加える。

22 法第四十一条第二十四項に規定する財務省令で定める手続は、同項に規定する要耐震改修住宅の取得の日までに同日以後当該要耐震改修住宅の耐震改修を行うことにつき国土交通大臣が財務大臣と協議して定める書類に基づいて行う申請とする。

23 法第四十一条第二十四項に規定する財務省令で定めるところにより証明がされたときは、国土交通大臣が財務大臣と協議して定める書類により同項に規定する要耐震改修住宅がその者の居住の用に供する日までに耐震改修（法第四十一条の十九の二第一項の規定の適用を受けるものを除く。）により耐震基準に適合することとなつたことにつき証明がされたときとする。

24 施行令第二十六条第二十九項に規定する財務省令で定めるところにより証明がされた家屋は、当該家屋が同条第一項各号のいずれかに該当するものであることにつき、第二項第一号に規定する登記事項証明書により証明がされたものとする。

第十九条の二を次のように改める。

第十九条の二(三)の二第十項中、「第四十一条第二十四項」を、「第四十一条第二十五項」に改める。

(給付金が給付される者の範囲等)

第十九条の二 法第四十一条の八第一項に規定する住民基本台帳に記録されている者に準ずる者として財務省令で定める者は、基準日（施行令第二十六条の八に規定する日）をいう。以下この項及び次項において同じ。）以前に住民基本台帳法第八条の規定により住民票の消除がされた者で、基準日において国内に居所を有しているもの（基準日においていずれの市町村又は特別区の住民基本台帳にも記録されていない者に限る。）のうち、基準日後に同法に基づき住民基本台帳に記録された者とする。

2 法第四十一条の八第一項に規定する扶養親族とされている者その他の財務省令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 平成二十六年度分の市町村民税（法第四十一条の八第一項に規定する市町村民税をいう。以下この号において同じ。）が課されている者（当該市町村民税を免除された者を除く。）の地方税法の規定による扶養親族、控除対象配偶者、配偶者特別控除の対象となる配偶者、青色事業専従者又は事業専従者とされている者（基準日において、児童福祉法の規定により入所措置が採られて同法第四十一条に規定する児童養護施設に入所している者、障害者虐待の防止、障害者

の養護者に対する支援等に関する法律（平成二十三年法律第七十九号）第九条第一項の規定による措置が採られて同項に規定する障害者支援施設等に入所している者その他これらに類する者を除く。）

二 基準日において次のいずれかに該当する者

イ 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第六条第一項に規定する被保護者（基準日において保護（同法第二条に規定する保護をいう。イにおいて同じ。）が停止されていた者及び基準日の翌日から平成二十六年三月三十一日までの期間（以下この号において、「特定期間」という。）内に保護が廃止され、又は停止された者を除く。）

ロ 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成二十五年法律第百六号）による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条の規定による支援給付（ロにおいて、「支援給付」という。）を受けている者（基準日において支援給付が停止されていた者及び特定期間内に支援給付が廃止され、又は停止された者を除く。）

ハ ハンセン病問題の解決の促進に関する法律施行規則（平成二十一年厚生労働省令第七十五号）第七条第三項の規定による援護加算（ハにおいて、「援護加算」という。）を受けている者（基準日において援護加算が停止されていた者及び特定期間内に援護加算が廃止され、又は停止された者を除く。）

二 ハンセン病問題の解決の促進に関する法律（平成二十年法律第八十二号）第十九条の規定による援護（二において、「援護」という。）を受けている者（基準日において援護が停止されていた者及び特定期間内に援護が廃止され、又は停止された者を除く。）

3 法第四十一条の八第一項に規定する財務省令で定めるものは、平成二十五年年度の一般会計補正予算（第一号）における臨時福祉給付金給付事業費補助金を財源として市町村又は特別区から給付される給付金とする。

4 法第四十一条の八第二項に規定する児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）による児童手当又は同法附則第二条第一項の給付（以下この項及び次項において、「児童手当等」という。）の支給を受ける者その他の財務省令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 平成二十六年一月分の児童手当等の支給を受ける者（児童手当法第四条第一項第四号に係るもの（次号において、「施設等受給者」という。）を除く。以下この号及び次項第一号において、「月分受給者」という。）×（一月分受給者が次に掲げる場合には、それぞれ次に定める者）

イ 法第四十一条の八第二項に規定する給付金の給付が決定される日（次号イ及び次項第二号イにおいて、「給付決定日」という。）以前に死亡した場合、当該一月分受給者が支給を受ける平成二十六年一月分の児童手当等の支給の対象となつた児童（ロにおいて、「対象児童」という。）に係る当該一月分受給者が死亡した日の属する月の翌月分の児童手当等の支給を受ける者その他これに準ずる者

ロ その者からの暴力を理由に避難している配偶者（その者と生計を一にしない者であつて、対象児童を監護し、かつ、これと生計を一にしている者に限る。）を有する場合、当該配偶者平成二十六年一月一日に出生し、又は同日に国外から住民基本台帳法第二十二條第一項に規定する転入（次号ロにおいて、「転入」という。）をしたことにより同法に基づき住民基本台帳に記録された者を対象として、同年二月分の児童手当等の支給を受ける者施設等受給者を除く。以下この号及び次項第一号において、「月分受給者」という。）×（二月分受給者が次に掲げる場合に該当する場合には、それぞれ次に定める者）

イ 給付決定日以前に死亡した場合、当該二月分受給者が支給を受ける平成二十六年一月分の児童手当等の支給の対象となつた児童（ロにおいて、「対象児童」という。）に係る当該二月分受給者が死亡した日の属する月の翌月分の児童手当等の支給を受ける者その他これに準ずる者

ロ その者から暴力を理由に避難している配偶者（その者と生計を一にしない者であつて、対象児童を監護し、かつ、これと生計を一にしている者に限る。）を有する場合、当該配偶者

の養護者に対する支援等に関する法律（平成二十三年法律第七十九号）第九条第一項の規定による措置が採られて同項に規定する障害者支援施設等に入所している者その他これらに類する者を除く。）

二 基準日において次のいずれかに該当する者

イ 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第六条第一項に規定する被保護者（基準日において保護（同法第二条に規定する保護をいう。イにおいて同じ。）が停止されていた者及び基準日の翌日から平成二十六年三月三十一日までの期間（以下この号において、「特定期間」という。）内に保護が廃止され、又は停止された者を除く。）

ロ 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成二十五年法律第百六号）による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条の規定による支援給付（ロにおいて、「支援給付」という。）を受けている者（基準日において支援給付が停止されていた者及び特定期間内に支援給付が廃止され、又は停止された者を除く。）

ハ ハンセン病問題の解決の促進に関する法律施行規則（平成二十一年厚生労働省令第七十五号）第七条第三項の規定による援護加算（ハにおいて、「援護加算」という。）を受けている者（基準日において援護加算が停止されていた者及び特定期間内に援護加算が廃止され、又は停止された者を除く。）

二 ハンセン病問題の解決の促進に関する法律（平成二十年法律第八十二号）第十九条の規定による援護（二において、「援護」という。）を受けている者（基準日において援護が停止されていた者及び特定期間内に援護が廃止され、又は停止された者を除く。）

3 法第四十一条の八第一項に規定する財務省令で定めるものは、平成二十五年年度の一般会計補正予算（第一号）における臨時福祉給付金給付事業費補助金を財源として市町村又は特別区から給付される給付金とする。

4 法第四十一条の八第二項に規定する児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）による児童手当又は同法附則第二条第一項の給付（以下この項及び次項において、「児童手当等」という。）の支給を受ける者その他の財務省令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 平成二十六年一月分の児童手当等の支給を受ける者（児童手当法第四条第一項第四号に係るもの（次号において、「施設等受給者」という。）を除く。以下この号及び次項第一号において、「月分受給者」という。）×（一月分受給者が次に掲げる場合には、それぞれ次に定める者）

イ 法第四十一条の八第二項に規定する給付金の給付が決定される日（次号イ及び次項第二号イにおいて、「給付決定日」という。）以前に死亡した場合、当該一月分受給者が支給を受ける平成二十六年一月分の児童手当等の支給の対象となつた児童（ロにおいて、「対象児童」という。）に係る当該一月分受給者が死亡した日の属する月の翌月分の児童手当等の支給を受ける者その他これに準ずる者

ロ その者からの暴力を理由に避難している配偶者（その者と生計を一にしない者であつて、対象児童を監護し、かつ、これと生計を一にしている者に限る。）を有する場合、当該配偶者平成二十六年一月一日に出生し、又は同日に国外から住民基本台帳法第二十二條第一項に規定する転入（次号ロにおいて、「転入」という。）をしたことにより同法に基づき住民基本台帳に記録された者を対象として、同年二月分の児童手当等の支給を受ける者施設等受給者を除く。以下この号及び次項第一号において、「月分受給者」という。）×（二月分受給者が次に掲げる場合に該当する場合には、それぞれ次に定める者）

イ 給付決定日以前に死亡した場合、当該二月分受給者が支給を受ける平成二十六年一月分の児童手当等の支給の対象となつた児童（ロにおいて、「対象児童」という。）に係る当該二月分受給者が死亡した日の属する月の翌月分の児童手当等の支給を受ける者その他これに準ずる者

ロ その者から暴力を理由に避難している配偶者（その者と生計を一にしない者であつて、対象児童を監護し、かつ、これと生計を一にしている者に限る。）を有する場合、当該配偶者

三 次に掲げる児童であつて児童手当法第四条第一項第四号に規定する中学校修了前の施設入所等児童であるもの

イ 平成二十六年一月一日に出生し、又は同日に国外から転入をしたことにより住民基本台帳法に基づき住民基本台帳に記録された者であつて、同年二月分の児童手当等の支給の対象となつた児童

5 法第四十一条の八第二項に規定する平成二十五年の所得が児童手当法第五条第一項に規定する政令で定める額以上である者その他の財務省令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 平成二十五年の所得（児童手当法施行令（昭和四十六年政令第二百八十一号）第二条に規定する所得をいう。）が児童手当法第五条第一項に規定する政令で定める額以上である一月分受給者又は二分受給者（当該一月分受給者が前項第一号イ若しくはロに掲げる場合に該当する場合における同号イ若しくはロに定める者又は当該二分分受給者が同項第二号イ若しくはロに掲げる場合に該当する場合における同号イ若しくはロに定める者を含む。）

二 前項第一号又は第二号に掲げる者に係る同項第一号イ又は第二号イに規定する対象児童の全てが次に掲げる場合のいずれかに該当する場合におけるこれらの号に掲げる者及び同項第三号に掲げる者が次に掲げる場合のいずれかに該当する場合における同号に掲げる者

イ 給付決定日以前に死亡した場合
ロ 法第四十一条の八第一項に規定する給付金の給付の対象となる場合
ハ 平成二十六年一月一日において第二項第二号イから二までに掲げるいずれかの者に該当する場合

6 法第四十一条の八第二項に規定する財務省令で定めるものは、平成二十五年年度の一般会計補正予算（第一号）における子育て世帯臨時特例給付金給付事業費補助金を財源として市町村又は特別区から給付される給付金とする。

2 法第四十一条の十二の二第六項第一号二に規定する財務省令で定める金額は、次の各号に掲げる公社債の区分に応じ当該各号に定める金額とする。

一 発行価額を競争に付して行われる入札の方法により発行された公社債（その募入の決定を受けた各申込みの応募価格（以下この号において「募入決定応募価格」という。）により発行されるものに限る。以下この号において「価額入札公社債」という。）又は当該価額入札公社債と同一の発行条件（その公社債の名称及び記号又は番号、利率、利子の支払期並びに償還期限をいう。次号において同じ。）で発行された公社債 国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第八項第三号の規定に基づき計算した当該価額入札公社債の入札に係る募入決定応募価格を額面金額により加重平均して得られる価額その他これに準ずる方法により計算した価額で、その価額入札公社債を発行した者が公表しているもの

二 前号に掲げる公社債以外の公社債（以下この号において「非価額入札公社債」という。）又は当該非価額入札公社債と同一の発行条件で発行された公社債 当該非価額入札公社債の発行価額

第十九条の五第六項を同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「第五項」を「第六項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 法第四十一条の十二の二第六項第一号二に規定する財務省令で定める割合は、百分の九十とする。

第十九条の十一第四項に次の一号を加える。

三 法第四十一条の十九第一項第三号に掲げる指定会社に該当する特定新規中小会社 当該特定新規中小会社との間で締結する特定新規株式に係る投資に関する条件を定めた契約で第十八条の十五第四項第三号に規定する特定株式投資契約に該当するもの

第十九条の十一第七項第一号イ(3)中「ロ(4)」の下に「及びハ(3)」を加え、同号に次のように加える。

ハ 法第四十一条の十九第一項第三号に掲げる指定会社に該当する特定新規中小会社が発行した特定新規株式につき同条の規定の適用を受ける場合 当該特定新規中小会社から交付を受けた沖縄県知事の当該特定新規株式に係る基準日において(1)及び(2)に掲げる事実を確認した旨を証する書類(3)に掲げる事項の記載があるものに限り。

(1) 当該特定新規中小会社各号に掲げる要件に該当するものであること
関する内閣府令第八号各号に掲げる要件に該当するものであること

(2) 当該居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者による当該特定新規株式の取得が、当該居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者と当該特定新規中小会社との間で締結された第四項第三号に定める契約に基づき、当該特定新規中小会社の設立の日以後十年以内に払込みによりされたものであること

(3) 当該居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者の氏名及び住所、払込みにより取得がされた当該特定新規株式の数及び当該特定新規株式と引換えに払い込むべき額並びにその払い込んだ金額

第十九条の十一の二第二項第三号中（昭和二十五年法律第二百三十二号）を削る。
第十九条の十六第二項中「次項」の下に「及び第六項」を加え、同条第五項第一号中「に規定する申請書」を「の申請書」に改め、「氏名又は」及び「住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の」を削り、同条に次の二項を加える。

6 施行令第二十七條の三第二項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 施行令第二十七條の三第二項の申請書を提出する者の名称及び所在地
二 法第四十二條の二の二第三項の承認を受けようとする旨
三 記載事項を提供しようとする税務署長及び当該税務署長に提供しようとする理由
四 法第四十二條の二の二第一項各号に掲げる方法のうちいずれの方法によるかの別
五 その他参考となるべき事項

7 法第四十二條の二の二第三項に規定する財務省令で定める税務署長は、施行令第二十七條の三第二項の所轄の税務署長への申請に基づき同条第三項又は第四項の規定による承認に係る前項第三号の税務署長とする。

第二十條第二項第三号中「代表者」の下に（人格のない社団等で代表者の定めがなく、管理人の定めがあるものについては、管理人。以下この章において同じ。）、を加え、同条第七項第一号中「する法人」の下に（人格のない社団等を含む。以下この章において同じ。）、を加え、同条第九項第一号中「代表者」の下に（外国法人にあつては、代表者及び法人税法第四百一十一條各号に定める国内源泉所得に係る事業又は資産の経営又は管理の責任者。以下この章において同じ。）、を加える。

第二十條の二第二項中「第二十七條の五第五項」を「第二十七條の五第四項」に改め、同条第二項中「第二十七條の五第七項」を「第二十七條の五第六項」に、同条第六項各号「を」同条第五項各号「に」改め、同条第三項中「第二十七條の五第十項」を「第二十七條の五第九項」に改める。

第二十條の三第五項及び第六項を次のように改める。

5 施行令第二十七條の六第三項に規定する取得価額（以下この項及び次項において「取得価額」という。）が百二十万円以上の工具、器具及び備品に準ずるものとして同条第三項に規定する財務省令で定めるものは、当該中小企業者等（法第四十二條の六第一項に規定する中小企業者等をいう。以下この項及び次項において同じ。）が当該事業年度次の各号に掲げる事業年度にあつては、当該各号に定める期間に限る。）において、取得（その製作の後事業の用に供されたことのないもの取得に限る。次項において同じ。）又は製作をして国内にある当該中小企業者等の営む法第四十二條の六第一項に規定する指定事業の用（次項において「指定事業の用」という。）に供した第

一項第一号に掲げる測定工具及び検査工具(一台又は一基(通常一組又は一式をもつて取引の単位とされるものにあつては、一組又は一式。以下この項において同じ。)の取得価額が三十万円未満であるものを除く)、第一号第二号に掲げる電子計算機(法人税法施行令第百三十三条又は第百三十三条の二の規定の適用を受けるものを除く。又は同項第四号に掲げる試験若しくは測定機器(一台又は一基の取得価額が三十万円未満であるものを除く。)の取得価額の合計額がそれぞれ百二十万円以上である場合の当該測定工具及び検査工具、電子計算機又は試験若しくは測定機器とする。)

一 法第四十二条の六第一項に規定する指定期間(次号及び次項第二号において「指定期間」という。)の初日前に開始し、かつ、当該初日以後に終了する事業年度 当該初日から当該事業年度終了の日までの期間

二 指定期間の末日以前に開始し、かつ、当該末日後に終了する事業年度 当該事業年度開始の日から当該末日までの期間

6 取得価額が七十万円以上のソフトウェアに準ずるものとして施行令第二十七条の六第三項に規定する財務省令で定めるものは、当該中小企業者等が当該事業年度(次の各号に掲げる事業年度にあつては、当該各号に定める期間に限る。)において、取得又は製作をして国内にある当該中小企業者等の営む指定事業の用に供した同条第一項に規定するソフトウェア(法人税法施行令第百三十三条又は第百三十三条の二の規定の適用を受けるものを除く。)の取得価額の合計額が七十万円以上である場合の当該ソフトウェアとする。

一 平成十八年四月一日前に開始し、かつ、同日以後に終了する事業年度 同日から当該事業年度終了の日までの期間

二 指定期間の末日以前に開始し、かつ、当該末日後に終了する事業年度 当該事業年度開始の日から当該末日までの期間

第二十条の四第一項第一号中「旨を」を「旨が」に、「している」を「されている」に改め、同項第二号中「利用するもの」の下に(次項第三号に規定する温泉保養施設及び国際健康管理・増進施設並びに同項第四号に規定する会議場施設及び研修施設(これらの施設に専ら附属する施設として設置するものを含む。以下この号において「温泉保養施設等」という。))にあつては、当該温泉保養施設等の利用につきその利用料金を除き一般の利用客に当該宿泊施設の利用者との条件で当該温泉保養施設等を利用させるものである旨が当該温泉保養施設等の利用に関する規程において明らかにされており、かつ、国内においてインターネットの利用その他の方法により容易にその旨の情報を取得することができるものを除く。を「旨を」を加え、同条第二項第一号中「メリーゴランド」を「メリーゴランド」に、「係留施設並びに」を「施設並びに」に改め、同項第三号中(宿泊の用に供する施設を備えたものを除く。及び「宿泊の用に供する施設を備えたものを除き」を削り、同条第五項中、法第四十二条の九第一項の表の第三号の第三欄及び「を」施行令第二十七条の九第七項第一号口及び法第四十二条の九第一項の表の「に」定めるもの」を「定める器具及び備品」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5 施行令第二十七条の九第七項第一号イに規定する財務省令で定めるものは、専ら同号イに規定する開発研究の用に供される減価償却資産の耐用年数等に関する省令(以下この章において「耐用年数省令」という。)別表第六の上欄に掲げる器具及び備品(同表の中欄に掲げる固定資産に限る。)とする。

第二十条の五を次のように改める。

(国家戦略特別区域において機械等取得した場合の特別償却等又は法人税額の特別控除)
第二十条の五 法第四十二条の十第一項各号列記以外の部分に規定する財務省令で定める事業は、国家戦略特別区域法施行規則(平成二十六年内閣府令第二十号)第一号各号に掲げる事業とする。

2 法第四十二条の十第一項及び第二項に規定する財務省令で定める計画は、同条第一項に規定する実施法人の国家戦略特別区域法施行規則第三条第二項の規定による国家戦略特別区域担当大臣の確認を受けた同条第一項の事業実施計画(同条第三項において準用する同条第二項の規定による変更の確認があつた場合には、その変更後のもの)とする。

3 法第四十二条の十第一項第一号に規定する財務省令で定めるものは、専ら同号に規定する開発研究の用に供される耐用年数省令別表第六の上欄に掲げる器具及び備品(同表の中欄に掲げる固定資産に限る。)とする。

4 法第四十二条の十第一項第一号イに規定する財務省令で定める事業は、国家戦略特別区域法施行規則第一条第二号に掲げる事業とする。

第二十条の六第二号中「減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和四十年大蔵省令第十五号。以下この章において「耐用年数省令」という。))を、専ら同号に規定する開発研究の用に供される耐用年数省令」に改める。

第二十条の七第一項中、「につき確認した旨を記載した」を、「が確認できる」に改める。

第二十条の九から第二十条の十三までを次のように改める。

(雇用者給与等支給額が増加した場合の法人税額の特別控除)
第二十条の九 施行令第二十七条の十二の四第十一項に規定する財務省令で定める者は、当該法人の就業規則において同項に規定する継続雇用制度を導入している旨の記載があり、かつ、次に掲げる書類のいずれかに当該継続雇用制度に基づき雇用されている者である旨の記載がある場合の当該者をいう。

一 雇用契約書その他これに類する雇用関係を証する書類

二 施行令第二十七条の十二の四第二項に規定する賃金台帳
(生産性向上設備等取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除)
第二十条の十 施行令第二十七条の十二の五第一項に規定する財務省令で定める書類は、システム仕様書その他の書類とする。

2 施行令第二十七条の十二の五第一項に規定する財務省令で定めるソフトウェアは、開発研究新たな製品の製造若しくは新たな技術の発明又は現に企業化されている技術の著しい改善を目的として特別に行われる試験研究をいう。)の用に供されるソフトウェアとする。

(耐震基準適合建築物等の特別償却)
第二十条の十一 法第四十三条の二第一項に規定する財務省令で定めるところにより証明がされたものは、次に掲げる者の当該耐震改修対象建築物(同項に規定する耐震改修対象建築物をいう。第一号において同じ。がその部分について行う建築物の耐震改修の促進に関する法律第二条第二項に規定する耐震改修(以下この項において「耐震改修」という。))のための工事に従って同法第五条第三項第一号に規定する耐震関係規定又は同法第十七条第三項第一号に規定する国土交通大臣が定める基準に適合することとなる旨を証する書類により証明がされた当該耐震改修とする。

一 当該耐震改修対象建築物の所在地の地方公共団体の長

二 建築基準法第七十七条の二十一第一項に規定する指定確認検査機関

三 建築士(建築士法第二十三条の三第一項の規定により登録された建築士事務所に属する建築士に限る。)

2 法第四十三条の二第二項に規定する財務省令で定めるところにより証明がされたものは、港湾法第二十一条に規定する港湾管理者の当該特定技術基準対象施設(同法第五十六条の二の二十一第一項に規定する特定技術基準対象施設をいう。以下この項において同じ。))がその部分について行う改良のための工事に従って同法第五十六条の二の二第一項に規定する技術基準に適合することとなるものである旨を証する書類により証明がされた当該特定技術基準対象施設とする。

第二十条の十二及び第二十条の十三 削除

第二十條の十五の見出しを、(特定信頼性向上設備等の特別償却)に改め、同条に次の一項を加える。

3 法第四十四条の五第二項に規定する財務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 法第四十四条の五第二項に規定する基幹放送事業者に該当する法人が提出した放送法施行規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十号)第八十六条の二第一項に規定する基幹放送設備等整備計画で同項の規定による総務大臣の確認を受けたもの(同条第三項の規定による変更の確認があつた場合には、その変更後のもの)に記載された法第四十四条の五第二項に規定する基幹放送設備又は特定地上基幹放送局等設備

二 法第四十四条の五第二項に規定する基幹放送局提供事業者に該当する法人が提出した放送法施行規則第一百一条の二第一項に規定する基幹放送局設備整備計画で同項の規定による総務大臣の確認を受けたもの(同条第三項の規定による変更の確認があつた場合には、その変更後のもの)に記載された法第四十四条の五第二項に規定する基幹放送局設備

第二十條の十六第五項中、「第二十八條の九第十九項」を、「第二十八條の九第二十一項」に、「第二十八條の九第十三項」を、「第二十八條の九第十四項」に、「策定した」を、「策定し、又は作成した」に改め、同項を同条第七項とし、同条第四項中、「第二十八條の九第十五項」を、「第二十八條の九第十六項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項中、「法第四十五條第一項の表の第二号の第三欄」を、「施行令第二十八條の九第七項第一号口及び法第四十五條第一項の表の第四号の第三欄」に、「定めるもの」を、「定める器具及び備品」に改め、同項を同条第四項とし、同項の次に次の一項を加える。

5 施行令第二十八條の九第十二項に規定する財務省令で定めるものは、奄美群島振興開発特別措置法施行規則第三条第三号及び第四号に掲げる事項とする。

第二十條の十六第二項の次に次の一項を加える。
3 施行令第二十八條の九第七項第一号イに規定する財務省令で定めるものは、専ら同号イに規定する開発研究の用に供される耐用年数省令別表第六の上欄に掲げる器具及び備品(同表の中欄に掲げる固定資産に限る。)とする。

第二十條の十七中、「第二十九條第四項から第七項まで」を、「第二十九條第二項から第五項まで」に改める。

第二十條の二十一第一項中、「第二十九條の五第六項第一号」を、「第二十九條の五第七項第一号」に改め、同条第四項中、「第二十九條の五第八項」を、「第二十九條の五第九項」に改め、同項第二号イ中、「確認済証」の下に、「の写し」を加え、同項第三号中、「第四十七條の二第三項第三号」を、「第四十七條の二第三項第四号」に、「第二十九條の五第六項第二号」を、「第二十九條の五第七項第二号」に改め、同号イ中、「確認済証」の下に、「の写し」を加え、同項を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 法第四十七條の二第三項第三号に掲げる建築物及び構築物 次に掲げる書類(建築基準法第八十八條第一項又は第二項の政令で指定する工作物に該当しない構築物にあつては、口に掲げる書類)
イ 当該建築物又は構築物に係る確認済証の写し及び検査済証の写し

口 第三項に規定する経済産業大臣の証する書類
第二十條の二十一第四項を同条第五項とし、同条第三項中、「第二十九條の五第六項第一号」を、「第二十九條の五第七項第二号」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 施行令第二十九條の五第五項に規定する財務省令で定めるところにより証明がされたものは、経済産業大臣の当該建築物又は構築物が同項に規定する特定民間中心市街地経済活力向上事業により整備されるもので同項に規定する法人が取得するものである旨を証する書類により証明がされたものとする。

第二十一條第三項中、「当該法人の」を、「その」に、「第五十五條第二項第二号」を、「第五十五條第二項第一号」に、対する同号に規定する投融資等(以下この項において「投融資等」という。)に改め、及び第六項及び「又は債権」を削り、同条第四項中、「又は債権」を削り、若しくは法第五十五條第二項第六号に規定する資源開発発法人又は当該債権を取得する内国法人」を、「又は法第五十五條第二項第一号の資源開発事業法人若しくは同項第二号の資源開発投資法人」に、同号に規定する「当該」に、「当該資源開発発法人」を、「当該資源開発事業法人又は資源開発投資法人」に改め、(第六項において「資源」という。)を削り、同条第五項及び第六項を削り、同条第七項中、「第四項から前項まで」を、「前項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第八項第四号中、「及び同項に規定する特定株式等の種類」を削り、同項を同条第六項とし、同条第九項中、「第三十二條の二第六項」を、「第三十二條の二第九項」に、「第七項」を、「第五項」に改め、同項を同条第七項とする。

第二十一條の二及び第二十一條の三を次のように改める。
(新事業開拓事業者投資損失準備金)
第二十一條の二 施行令第三十二條の三第三項に規定する財務省令で定める金額は、法第五十五條第二十一項に規定する計画の認定に係る申請書に添付された経済産業省関係産業競争力強化法施行規則(平成二十六年経済産業省令第一号)第十條第二項第九号に掲げる書類に記載された法第五十五條の二第二項に規定する法人により出資される資金の額とする。

2 法第五十五條の二第二項に規定する財務省令で定める期間は、同項に規定する認定特定新事業開拓投資事業計画に記載された経済産業省関係産業競争力強化法施行規則第十條第三項に規定する特定新事業開拓投資事業計画の実施期間(当該認定特定新事業開拓投資事業計画につき法第五十五條の二第二項に規定する変更の認定があつたときは、同令第十二條第四項に規定する特定新事業開拓投資事業計画の実施期間)とする。

3 法第五十五條の二第五項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
一 法第五十五條の二第四項の規定の適用を受けようとする法人の名称及び納税地並びに代表者の氏名

二 法第五十五條の二第四項に規定する分割承継法人等(以下この号において「分割承継法人等」という。)の名称及び納税地(当該分割承継法人等が連結子法人である場合には、当該分割承継法人等の本店又は主たる事務所の所在地)並びに代表者の氏名

三 法第五十五條の二第四項に規定する適格分割等(第五項において「適格分割等」という。)の年月日

四 法第五十五條の二第四項に規定する投資事業有限責任組合の名称

五 法第五十五條の二第四項の新事業開拓事業者投資損失準備金として積み立てた金額及びその積み立てた金額の計算に関する明細

六 その他参考となるべき事項

4 施行令第三十二條の三第五項に規定する財務省令で定める書類は、同項に規定する事業年度終了の日における法第五十五條の二第二項に規定する法人が締結している同項の規定の適用に係る同項に規定する投資事業有限責任組合(以下この項及び次項において「投資事業有限責任組合」という。)に係る同条第一項に規定する投資事業有限責任組合契約(次項において「投資事業有限責任組合契約」という。)(契約書の写し、同条第一項に規定する適用事業年度(以下この項において「適用事業年度」という。)(終了の日)に終了する当該投資事業有限責任組合の同条第一項に規定する計算期間(当該適用事業年度終了の日)に終了する当該投資事業有限責任組合の同項に規定する計算期間(以下この項及び次項において「計算期間」という。)(がない場合には、当該適用事業年度終了の日直前に終了した当該投資事業有限責任組合の計算期間。以下この項において「適用事業年度直前計算期間」という。))に係る経済産業省関係産業競争力強化法施行規則第六十六條第一項の規定による報告書(当該報告書に添付された書類を含む。次項において「実施状況報告書等」という。)の写し及び当該投資事業有限責任組合の次に掲げる事項を記載した書類とする。

一 当該適用事業年度直前計算期間終了の時ににおけるその組合財産である各新事業開拓事業者（産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第二条第五項に規定する新事業開拓事業者をいう。以下この項及び次項において同じ。）の株式（法第五十五条の二第一項に規定する株式をいう。以下この項及び次項において同じ。）に係る当該各新事業開拓事業者の名称並びに当該各新事業開拓事業者ごとに区分をした当該株式の数及び帳簿価額

二 当該法人の当該適用事業年度直前計算期間終了の時ににおける当該投資事業有限責任組合の組合員の持分の割合

三 当該投資事業有限責任組合の組合財産である各新事業開拓事業者の株式につき次に掲げる場合に該当する場合におけるそれぞれ次に定める事項

イ 剰余金の配当があつた場合 次に掲げる剰余金の配当があつた事業年度の区分に応じそれぞれ次に定める事項

(1) 当該適用事業年度 次に掲げる事項

(i) 当該剰余金の配当をした各新事業開拓事業者の名称及び当該各新事業開拓事業者ごとに区分をした当該剰余金の配当の額

(ii) 当該適用事業年度直前計算期間終了の時ににおける当該剰余金の配当をした各新事業開拓事業者ごとに区分をした当該各新事業開拓事業者の株式の数及び帳簿価額

(2) 当該適用事業年度前の事業年度（当該事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該適用事業年度前の連結事業年度） 当該剰余金の配当をした各新事業開拓事業者の名称

ロ 当該適用事業年度直前計算期間（当該適用事業年度直前計算期間が当該法人のその適用事業年度終了の日の直前に終了した計算期間である場合の当該適用事業年度直前計算期間に限る。）終了の日の翌日から当該適用事業年度終了の日までの間にその全部又は一部が当該投資事業有限責任組合の組合財産に該当しないこととなつた場合 各新事業開拓事業者ごとに区分をしたその該当しないこととなつた株式の数及び当該適用事業年度直前計算期間終了の時ににおける当該株式の帳簿価額

5 施行令第三十二条の三第六項に規定する財務省令で定める書類は、当該適格分割等の直前ににおける法第五十五条の二第四項に規定する法人が締結している同項の規定の適用に係る投資事業有限責任組合に係る投資事業有限責任組合の契約書の写し、当該適格分割等の日の前日に終了する当該投資事業有限責任組合の計算期間（当該前日に終了する当該投資事業有限責任組合の計算期間がない場合には、当該前日の直前に終了した当該投資事業有限責任組合の計算期間。以下この項において「適格分割等直前計算期間」という。）に係る実施状況報告書の写し及び当該投資事業有限責任組合の次に掲げる事項を記載した書類とする。

一 当該適格分割等直前計算期間終了の時ににおけるその組合財産である各新事業開拓事業者の株式に係る当該各新事業開拓事業者の名称並びに当該各新事業開拓事業者ごとに区分をした当該株式の数及び帳簿価額

二 当該法人の当該適格分割等直前計算期間終了の時ににおける当該投資事業有限責任組合の組合員の持分の割合

三 当該投資事業有限責任組合の組合財産である各新事業開拓事業者の株式につき次に掲げる場合に該当する場合におけるそれぞれ次に定める事項

イ 剰余金の配当があつた場合 次に掲げる剰余金の配当があつた期間又は事業年度の区分に応じそれぞれ次に定める事項

(1) 当該適格分割等の日を含む事業年度開始の日から当該適格分割等の日の前日までの期間 次に掲げる事項

(i) 当該剰余金の配当をした各新事業開拓事業者の名称及び当該各新事業開拓事業者ごとに区分をした当該剰余金の配当の額

(ii) 当該適格分割等直前計算期間終了の時ににおける当該剰余金の配当をした各新事業開拓事業者ごとに区分をした当該各新事業開拓事業者の株式の数及び帳簿価額

(2) 当該適格分割等の日を含む事業年度前の事業年度（当該事業年度が連結事業年度に該当する場合に、同日を含む事業年度前の連結事業年度） 当該剰余金の配当をした各新事業開拓事業者の名称

ロ 当該適格分割等直前計算期間（当該適格分割等直前計算期間が当該法人のその適格分割等の日の前日に終了した計算期間である場合の当該適格分割等直前計算期間に限る。）終了の日の翌日から当該適格分割等の日の前日までの間にその全部又は一部が当該投資事業有限責任組合の組合財産に該当しないこととなつた場合 各新事業開拓事業者ごとに区分をしたその該当しないこととなつた株式の数及び当該適格分割等直前計算期間終了の時ににおける当該株式の帳簿価額

(特定事業再編投資損失準備金)

第二十一条の三 施行令第三十二条の四第五項に規定する財務省令で定める事業年度は、法第五十五条の三第一項又は第二項の特定事業再編投資損失準備金（連結事業年度において積み立てた法第六十八条の四十三の三第一項又は第二項の特定事業再編投資損失準備金を含む。）に係る法第五十五条の三第一項に規定する特定事業再編計画（次項において「特定事業再編計画」という。）について同条第一項に規定する変更の認定があつた場合における当該変更の認定の日を含む事業年度とする。

2 施行令第三十二条の四第五項に規定する財務省令で定める書類は、法第五十五条の三第一項又は第二項の特定事業再編投資損失準備金（連結事業年度において積み立てた法第六十八条の四十三の三第一項又は第二項の特定事業再編投資損失準備金を含む。）に係る法第五十五条の三第一項に規定する特定会社社の名称が記載された特定事業再編計画の写し及び当該特定事業再編計画に係る産業競争力強化法施行規則（平成二十六年内閣府、総務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第一号）第十八条第一項の認定書（前項に規定する事業年度にあつては、同令第十九条第五項の認定書）の写しとする。

第二十一条の十一を次のように改める。

(原子力発電施設解体準備金)

第二十一条の十一 法第五十七条の四第一項に規定する財務省令で定める期間は、原子力発電施設解体引当金に関する省令（平成元年通商産業省令第三十号）第一条第五号に規定する積立期間とする。

第二十一条の十二第一項中、「第三十三条の五第三項第一号から」を、「第三十三条の二第三項第一号から」に改め、同項第一号中、「第三十三条の五第三項第一号」を、「第三十三条の二第三項第一号」に改め、同項第二号中、「第三十三条の五第三項第二号」を、「第三十三条の二第三項第二号」に改め、同項第三号中、「第三十三条の五第三項第三号」を、「第三十三条の二第三項第三号」に改め、同項第四号中、「第三十三条の五第三項第四号」を、「第三十三条の二第三項第四号」に改め、同項第五号中、「第三十三条の五第三項第五号」を、「第三十三条の二第三項第五号」に改め、同項第六号中、「第三十三条の五第三項第六号」を、「第三十三条の二第三項第六号」に改め、同項第七号中、「第三十三条の五第三項第七号」を、「第三十三条の二第三項第七号」に改め、同項第八号中、「第三十三条の五第三項第八号」を、「第三十三条の二第三項第八号」に改め、同項第九号中、「第三十三条の五第三項第九号」を、「第三十三条の二第三項第九号」に改め、同条第三項中、「第三十三条の五第十七項」を、「第三十三条の二第十七項」に改める。

第二十一条の十四第一項中、「第三十三条の七第九項」を、「第三十三条の六第九項」に改める。

第二十一条の十八第二項中、「前項」を、「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 施行令第三十六條第五項に規定する財務省令で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、同項に規定する財務省令で定める期間の月数は、当該各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める期間の月数とする。

一 法第六十條第二項の内国法人が合併により設立された法人であり、かつ、当該合併に係る各被合併法人のうちいずれかの法人が同項に規定する経済金融活性化特別地区として指定された地区（以下この項において「経済金融活性化特別地区」という。）内において施行令第三十六條第五項に規定する特定経済金融活性化産業に属する事業（以下この項において「特定経済金融活性化事業」という。）を行つていた場合、当該被合併法人のうち当該経済金融活性化特別地区内において当該特定経済金融活性化事業を開始した日が最も早い法人が当該特定経済金融活性化事業を行つていた期間の月数

二 法第六十條第二項の内国法人と実質的に同一であると認められる者が当該内国法人の設立前に経済金融活性化特別地区内において特定経済金融活性化事業を行つていた場合（前号に掲げる場合を除く。）当該実質的に同一であると認められる者が当該経済金融活性化特別地区内において当該特定経済金融活性化事業を行つていた期間の月数

4 施行令第三十六條第八項に規定する財務省令で定める特殊の関係のある者は、次に掲げる者とする。

- 一 役員（施行令第三十六條第八項に規定する役員をいう。次号及び第三号において同じ。）の親族
- 二 役員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- 三 前二号に掲げる者以外の者で役員から生計の支援を受けているもの
- 四 前二号に掲げる者と生計を一にするこれらの者の親族
- 5 施行令第三十六條第八項に規定する常時使用する従業員には、次に掲げる者を含まないものとする。

一 日々雇入れられる者（一月を超えて引き続き使用されるに至つた者を除く。）

二 二月以内の期間を定めて使用される者（二月を超えて引き続き使用されるに至つた者を除く。）

三 季節的業務に四月以内の期間を定めて使用される者（四月を超えて引き続き使用されるに至つた者を除く。）

四 試みの使用期間中の者（十四日を超えて引き続き使用されるに至つた者を除く。）

第二十一條の十八の二第一項中、「第二十五條の二第三号から第五号まで」を、「第二十五條の二第三号及び第四号」に改める。

第二十一條の十八の四の四、「定める書類は、同条第三項第二号に規定する飲食その他これに類する行為（以下この条において「飲食等」という。）のために要する費用」を「定めるところにより明らかにされているものは、同項に規定する飲食費（以下この条において「飲食費」という。）であることにつき法人税法施行規則第五十九條（同令第六十二條において準用する場合を含む。）又は第六十七條の規定により保存される同令第五十九條第一項（同令第六十二條において準用する場合を含む。）に規定する帳簿書類又は同令第六十七條第二項（同条第四項の規定により読み替へて適用する場合を含む。）に規定する帳簿及び書類に次に掲げる事項（第三号に掲げる事項を除く。）が記載されているものとし、法第六十一條の四第六項に規定する財務省令で定める書類は、同条第四項第二号に掲げる費用に係る飲食費」に改め、同条第一号中「飲食等」を「飲食費に係る飲食等（飲食その他これに類する行為をいう。以下この条において同じ。）」に改め、同条第二号及び第三号中「当該の下に「飲食費に係る」を加え、同条第四号中「費用の金額」を「飲食費の額」に改め、同条第五号を次のように改める。

五 その他飲食費であることを明らかにするために必要な事項

第二十一條の十九第二項中、「法人税法第五十一條第一項に規定する法人税申告書（修正申告書を除く。第十四項において「法人税申告書」という。）を「確定申告書等」に改め、同条第十四項第二号中「の法人税申告書（を）」を「の確定申告書等（に）」に改め、同条第十四項を「連結確定申告書等を含む。」に添付している」に改め、同条八中「法人税申告書（法第六十八條の六十八第五項の規定の適用を受けた連結事業年度の法人税申告書を含む。）を」を「法人税法第二條第三十一号に規定する確定申告書」に改める。

第二十二條中、「法人税法第五十一條第一項に規定する法人税申告書（修正申告書を除く。）を「確定申告書等」に改める。

第二十二條の四第一項第一号中、「第二十二條の七まで」を、「以下第二十二條の六まで」に改める。

第二十二條の五第一項第九号口中、「第五十一條第一項」を、「第六十一條第一項」に改め、同項第十一号中、「都市再生整備推進法人である旨」を、「都市再生推進法人である旨」に改め、同号口中、「都市再生整備推進法人」を、「都市再生推進法人」に、「第七十三條第一項」を、「第百八十八條第一項」に改め、同項第二十九号中、「第十三條の二第二項」を、「第十六條第二項」に、「又は一般財団法人」を、「若しくは一般財団法人である同号に規定する農地利用集積円滑化団体である場合又は同号に規定する農地中間管理機構」に、「農地保有合理化法人又は農地利用集積円滑化団体」を、「農地利用集積円滑化団体等」に改め、同条第十三條第一号中、「第四十一條第二項」を、「第四十九條第一項」に、「第四十一條第二項」を、「第四十九條第一項」に改める。

第二十二條の六第四項第四号中、「その者が実施する農業経営基盤強化促進法第四條第二項第一号又は第三項第一号に掲げる農地売買等事業」を、「その者の同項各号に掲げる区分に応じその行う当該各号に定める事業」に、「一般財団法人又は一般財団法人」を、「農業経営基盤強化促進法第五條第三項に規定する農地中間管理機構である場合又は一般財団法人若しくは一般財団法人である同法第十一條の十四に規定する農地利用集積円滑化団体」に、「農地保有合理化法人」を、「農地中間管理機構」に改める。

第二十二條の七第一項を削り、同条第二項中、「第三十九條の七第八項」を、「第三十九條の七第七項」に改め、同項第一号中、「第三十九條の七第八項第一号」を、「第三十九條の七第七項第一号」に改め、同項第二号中、「第三十九條の七第八項第二号」を、「第三十九條の七第七項第二号」に改め、同項第三号中、「第三十九條の七第八項第三号」を、「第三十九條の七第七項第三号」に改め、同項第四号中、「第三十九條の七第八項第四号」を、「第三十九條の七第七項第四号」に改め、同項を同条第一項とし、同条第三項第一号中、「買換資産が施行令第三十九條の七第十四項」を、「買換資産（施行令第三十九條の七第十四項に規定する買換資産をいう。次号及び第三号において同じ。）が同項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中、「第六項」を、「第五項」に改め、（第八号に掲げる資産が同号口中に掲げる場合に該当するときは当該書類及び総務大臣の当該資産の所在地が同条第五項に規定する人口集中地区の区域内である旨を証する書類とし、当該資産の所在地が既成市街地等表の第二号の上欄に規定する既成市街地等をいう。以下この項及び次項第三号において同じ。）以外の地域内で、かつ、その全域が都市計画区域（都市計画法第四條第二項に規定する都市計画区域をいう。第八号において同じ。）となつている市の区域内であるときは当該総務大臣の証する書類とする。）を削り、同項第一号中、「表の」を、「法第六十五條の七第一項の表（以下この条において「表」という。）の」に、「以下この項及び次項第三号」を、「次号及び次項」に改め、既成市街地等の下に「（同欄に規定する既成市街地等をいう。以下この項及び次項において同じ。）」を加え、同項第二号中（次に掲げる場合に該当するものに限る。）を削り、「取得をした資産（の下に、「第七項を除き」を加え、同号イ(1)中「地域及び」を、「地域並びに」に、「に規定する特定区域（を）」を、「イ及び」に改め、同号イ(2)中「表の」を、「表の」に改め、同号イ(2)中「表の」を、「都市計画法第七條第一項の表」に改め、この項の下に、「及び次項第一号」を加え、同項第四号を次のように改める。

四 表の第四号の上欄に掲げる資産 当該譲渡資産の所在地が同欄に規定する過疎地域以外の地域内であること。

第二十二條の十の二第二号中「条約相手国等」の下に(次号において「条約相手国等」という。)を加え、第百三十九條に規定する条約を「第百三十九條第一項に規定する租税条約」に改め、をいう。の下に。次号において同じ。を加え、同条第三号中「第三十九條の十一の二第三項第四号」を「第三十九條の十二の二第三項第六号」に改め、同号を同条第四号とし、同条第二号の次に次の一号を加える。

三 施行令第三十九條の十二の二第一項第三号に掲げる金額が、法第六十六條の四第十七項第三号に掲げる更正決定により納付すべき地方法人税の額であること及び第一号の申立てに係る条約相手国等との間の租税条約に規定する協議の対象であることを明らかにする書類

第二十二條の十の三を第二十二條の十の四とし、第二十二條の十の二の次に次の一条を加える。
(外国法人の内部取引に係る課税の特例)

第二十二條の十の三 法第六十六條の四の三第十一項において準用する法第六十六條の四第六項に規定する財務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 法第六十六條の四の三第一項に規定する内部取引(以下この項において「内部取引」という。)の内容を記載した書類として次に掲げる書類

イ 当該内部取引に係る資産の明細及び役務の内容を記載した書類

ロ 当該内部取引において法第六十六條の四の三第一項の外国法人の恒久的施設及び本店等(同項に規定する本店等)をいう。以下この条において同じ。が果たす機能並びに当該内部取引において当該外国法人の恒久的施設及び本店等が負担するリスク(為替相場の変動、市場金利の変動、経済事情の変化その他の要因による当該内部取引に係る利益又は損失の増加又は減少の生ずるおそれをいう。)に係る事項を記載した書類

ハ 法第六十六條の四の三第一項の外国法人の恒久的施設又は本店等が当該内部取引において使用した無形固定資産その他の無形資産の内容を記載した書類

ニ 当該内部取引に該当する資産の移転、役務の提供その他の事実を記載した契約書又はこれに相当する書類

ホ 当該内部取引に係る対価の額とした額の設定の方法及び当該設定に係る交渉の内容を記載した書類

ヘ 法第六十六條の四の三第一項の外国法人の恒久的施設及び本店等の当該内部取引に係る損益の明細を記載した書類

ト 当該内部取引に係る市場に関する分析その他当該市場に関する事項を記載した書類

チ 法第六十六條の四の三第一項の外国法人の事業の方針並びに当該外国法人の恒久的施設及び本店等の業務の内容を記載した書類

リ 当該内部取引と密接に関連する他の取引(他の内部取引を含む。)の有無及びその内容を記載した書類

二 法第六十六條の四の三第一項の外国法人が内部取引に係る独立企業間価格(同項に規定する独立企業間価格をいう。以下この条において同じ。)を算定するための書類として次に掲げる書類

イ 当該外国法人が選定した法第六十六條の四の三第二項に規定する算定の方法及びその選定の理由を記載した書類その他当該外国法人が独立企業間価格を算定するに当たり作成した書類(ロに掲げる書類を除く。)

ロ 第二十二條の十第一項第二号ロからホまでに掲げる書類に準ずる書類

2 法第六十六條の四の三第十一項において準用する法第六十六條の四第十五項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 法第六十六條の四の三第一項の外国法人の本店等の当該事業年度の営業収益、営業費用、営業利益、税引前当期利益及び利益剰余金の額

二 法第六十六條の四の三第一項の外国法人の恒久的施設が、当該事業年度において当該外国法人の本店等から支払を受けることとされる対価の額とした額の取引種類別の総額又は当該外国法人の本店等に支払うこととされる対価の額とした額の取引種類別の総額

三 法第六十六條の四の三第二項に規定する算定の方法のうち、前号に規定する対価の額とした額に係る独立企業間価格につき同条第一項の外国法人が選定した算定の方法(一の取引種類につきその選定した算定の方法が二以上ある場合には、そのうち主たる算定の方法)

四 第二号に規定する対価の額とした額に係る独立企業間価格の算定の方法についての法第六十六條の四の三第一項の外国法人の納税地を所轄する国税局長若しくは税務署長又は当該外国法人の本店等の所在する国の権限ある当局による確認の有無

五 その他参考となるべき事項

第二十二條の十一の三中「第三十九條の二十二第二項第十三号」を「第三十九條の二十二第二項第八号」に改める。

第二十二條の十八を次のように改める。

第二十二條の十八 削除

第二十二條の十八の四第一項第三号ロ中「厚生年金基金、企業年金連合会又は企業年金基金」を「企業年金基金又は企業年金連合会」に改める。

第二十二條の十九第二項第四号を同項第五号とし、同項第三号を同項第四号とし、同項第二号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 計算規則第四十八條第二項の規定により同項ののれんの償却額に細分された金額 当該細分された金額の百分の七十に相当する金額

第二十二條の十九第三項中「前項第四号」を「前項第五号」に改め、同条第四項中「同項第一号」を「同項第三号」に改め、同条第九項中「同項第四号」を「同項第五号」に改め、同条第十一項及び第十二項中「第三十九條の三十二の三第十三項」を「第三十九條の三十二の三第十四項」に改め、同項第一号中「第三十九條の三十二の三第十項」を「第三十九條の三十二の三第十一項」に改める。

第二十二條の十九の四を第二十二條の十九の五とし、第二十二條の十九の三の次に次の一条を加える。

(国外所得金額の計算の特例)

第二十二條の十九の四 法第六十七條の十八第十項において準用する法第六十六條の四第六項に規定する財務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 法第六十七條の十八第一項に規定する内部取引(以下この条において「内部取引」という。)の内容を記載した書類として次に掲げる書類

イ 当該内部取引に係る資産の明細及び役務の内容を記載した書類

ロ 当該内部取引において法第六十七條の十八第一項の内国法人の本店等(同項に規定する本店等)をいう。以下この号において同じ。及び国外事業所等(同項に規定する国外事業所等)をいう。以下この号において同じ。が果たす機能並びに当該内部取引において当該内国法人の本店等及び国外事業所等が負担するリスク(為替相場の変動、市場金利の変動、経済事情の変化その他の要因による当該内部取引に係る利益又は損失の増加又は減少の生ずるおそれ)に係る事項を記載した書類

ハ 法第六十七條の十八第一項の内国法人の本店等又は国外事業所等が当該内部取引において使用した無形固定資産その他の無形資産の内容を記載した書類

ニ 当該内部取引に該当する資産の移転、役務の提供その他の事実を記載した契約書又はこれに相当する書類

ホ 当該内部取引に係る対価の額とした額の設定の方法及び当該設定に係る交渉の内容を記載した書類

ヘ 法第六十七條の十八第一項の内国法人の本店等及び国外事業所等の当該内部取引に係る損益の明細を記載した書類

ト 当該内部取引に係る市場に関する分析その他当該市場に関する事項を記載した書類
 チ 法第六十七条の十八第一項の内国法人の国外事業等の業務の内容を記載した書類
 リ 当該内部取引と密接に関連する他の取引（他の内部取引を含む。）の有無及びその内容を記載した書類

二 法第六十七条の十八第一項の内国法人が内部取引に係る独立企業間価格（同項に規定する独立企業間価格をいう。以下この号において同じ。）を算定するための書類として次に掲げる書類
 イ 法第六十七条の十八第二項の規定により法第六十六条の四の三第二項に規定する方法に準じて独立企業間価格を算定する場合における当該内国法人が選定した同項に規定する算定の方法及びその選定の理由を記載した書類その他当該内国法人が独立企業間価格を算定するに当たり作成した書類（口に掲げる書類を除く。）

口 第二十二条の十第一項第二号口からホまでに掲げる書類に準ずる書類
 第二十二条の二十の第六項中「第三十九条の三十五の第二十五項」を「第三十九条の三十五の第二十四項」に改め、同条第七項中「第三十九条の三十五の第二十五項」を「第三十九条の三十五の第二十四項」に改め、同項第一号中「第三十九条の三十五の第二十二項」を「第三十九条の三十五の第二十一項」に改める。

第二十二条の二十の第三十五項中「第三十九条の三十五の第三十二項」を「第三十九条の三十五の第三十一項」に改め、同条第六項中「第三十九条の三十五の第三十二項」を「第三十九条の三十五の第三十一項」に改め、同項第一号中「第三十九条の三十五の第三十九項」を「第三十九条の三十五の第三十八項」に改める。

第二十二条の二十五を次のように改める。
 第二十二条の二十五を次のように改める。

（中小連結法人が機械等を取付した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）
 第二十二条の二十五 施行令第三十九条の四十一第一項に規定する取得価額（以下この条において「取得価額」という。）が百二十万円以上の工具、器具及び備品に準ずるものとして同項に規定する財務省令で定めるものは、当該中小連結親法人（法第六十八条の十一第一項に規定する中小連結親法人をいう。以下この条において同じ。）又はその中小連結子法人（法第六十八条の十一第一項に規定する中小連結子法人をいう。以下この条において同じ。）が当該連結事業年度（法第六十八

八条の十一第一項に規定する指定期間（次項第二号において「指定期間」という。）の末日以前に開始し、かつ、当該末日後に終了する連結事業年度にあつては、当該連結事業年度開始の日から当該末日までの期間に限る。）において、取得（その製作の後事業の用に供されたことのないものの取得に限る。次項において同じ。）又は製作をして国内にある当該中小連結親法人又はその中小連結子法人の営む法第六十八条の十一第一項に規定する指定事業の用（次項において「指定事業の用」という。）に供した第二十條の三第一項第一号に掲げる測定工具及び検査工具（一台又は一基（通常一組又は一式をもつて取引の単位とされるものにあつては、一組又は一式。以下この項において同じ。）の取得価額が三十万円未満であるものを除く。）同条第一項第二号に掲げる電子計算機（法人税法第八十一条の三第一項に規定する個別損金額を計算する場合における法人税法施行令第三十三條又は第三十三條の二の規定の適用を受けるものを除く。又は第二十條の三第一項第四号に掲げる試験若しくは測定機器（一台又は一基の取得価額が三十万円未満であるものを除く。）の取得価額の合計額がそれぞれ百二十万円以上である場合の当該測定工具及び検査工具、電子計算機又は試験若しくは測定機器とする。）

2 取得価額が七十万円以上のソフトウェアに準ずるものとして施行令第三十九條の四十一第一項に規定する財務省令で定めるものは、当該中小連結親法人又はその中小連結子法人が当該連結事業年度（次の各号に掲げる連結事業年度にあつては、当該各号に定める期間に限る。）において、取得又は製作をして国内にある当該中小連結親法人又はその中小連結子法人の営む指定事業の用に供した施行令第二十七條の六第一項に規定するソフトウェア（法人税法第八十一条の三第一項

に規定する個別損金額を計算する場合における法人税法施行令第三十三條又は第三十三條の二の規定の適用を受けるものを除く。）の取得価額の合計額が七十万円以上である場合の当該ソフトウェアとする。

一 平成十八年四月一日前に開始し、かつ、同日以後に終了する連結事業年度 同日から当該連結事業年度終了の日までの期間
 二 指定期間の末日以前に開始し、かつ、当該末日後に終了する連結事業年度 当該連結事業年度開始の日から当該末日までの期間
 第二十二條の二十七を次のように改める。

（国家戦略特別区域において機械等を取付した場合の特別償却等又は法人税額の特別控除）
 第二十二條の二十七 法第六十八條の十四第一項に規定する財務省令で定める事業は、国家戦略特別区域法施行規則第一条各号に掲げる事業とする。

2 法第六十八條の十四第一項及び第二項に規定する財務省令で定める計画は、同条第一項に規定する実施連結親法人又は実施連結子法人の国家戦略特別区域法施行規則第三条第二項の規定による国家戦略特別区域担当大臣の確認を受けた同条第一項の事業実施計画（同条第三項において準用する同条第二項の規定による変更の確認があつた場合には、その変更後のもの）とする。
 第二十二條の二十九第一項中「につき確認した旨を記載した」を「が確認できる」に改める。
 第二十二條の三十一から第三十二條の三十六までを次のように改める。

（雇用人給与等支給額が増加した場合の法人税額の特別控除）
 第二十二條の三十一 施行令第三十九條の四十六第一項に規定する財務省令で定める者は、当該連結親法人又はその連結子法人の就業規則において同項に規定する継続雇用制度を導入している旨の記載があり、かつ、次に掲げる書類のいずれかに当該継続雇用制度に基づき雇用されている者である旨の記載がある場合の当該者をいう。
 一 雇用契約書その他これに類する雇用関係を証する書類
 二 施行令第三十九條の四十六第二項に規定する賃金台帳
 （耐震基準適合建築物等の特別償却）

第二十二條の三十二 法第六十八條の十七第一項に規定する財務省令で定めるところにより証明がされたものは、次に掲げる者の当該耐震改修対象建築物（同項に規定する耐震改修対象建築物をいう。第一号において同じ。）がその部分について行う建築物の耐震改修の促進に関する法律第二条第二項に規定する耐震改修（以下この項において「耐震改修」という。）のための工事により同法第五条第三項第一号に規定する耐震関係規定又は同法第十七条第三項第一号に規定する国土交通大臣が定める基準に適合することとなる旨を証する書類により証明がされた当該耐震改修とする。
 一 当該耐震改修対象建築物の所在地の地方公共団体の長
 二 建築基準法第七十七條の二十一第一項に規定する指定確認検査機関
 三 建築士（建築士法第二十三條の三第一項の規定により登録された建築士事務所に属する建築士に限る。）

2 法第六十八條の十七第二項に規定する財務省令で定めるところにより証明がされたものは、港湾法第二条第一項に規定する港湾管理者の当該特定技術基準対象施設（同法第五十六條の二の二十一第一項に規定する特定技術基準対象施設をいう。以下この項において同じ。）がその部分について行う改良のための工事により同法第五十六條の二の二第二項に規定する技術基準に適合することとなるものである旨を証する書類により証明がされた当該特定技術基準対象施設とする。
 （特定農産加工品生産設備等の特別償却）

第二十二條の三十三 施行令第三十九條の五十二第二項に規定する財務省令で定める書類は、法第六十八條の二十五第一項の規定の適用を受けようとする機械及び装置が同項に規定する経営改善計画に記載されていることが明らかとなる書類並びに都道府県知事の当該経営改善計画につき特定農産加工業経営改善臨時措置法第三条第一項の承認（同法第四条第一項の規定による承認を含む。）をした旨を証する書類の写しとする。

2 施行令第三十九條の五十二第四項に規定する財務省令で定める書類は、法第六十八條の二十五第二項の規定の適用を受けようとする機械及び装置が同項に規定する生産製造連携事業計画に記載されていることが明らかとなる書類並びに農林水産大臣の当該生産製造連携事業計画につき米穀の新用途への利用の促進に関する法律第四條第一項の認定（同法第五條第一項の規定による認定を含む。）をした旨を証する書類の写しとする。

（特定信頼性向上設備等の特別償却）

第二十二條の三十四 法第六十八條の二十六第二項に規定する財務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で、法第六十八條の二十六第二項に規定する基幹放送事業者に該当するものが提出した放送法施行規則第八十六條の二第一項に規定する基幹放送設備等整備計画で同項の規定による総務大臣の確認を受けたもの（同条第三項の規定による変更の確認があつた場合には、その変更後のもの）に記載された法第六十八條の二十六第二項に規定する基幹放送設備又は特定地上基幹放送局等設備

二 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で、法第六十八條の二十六第二項に規定する基幹放送局提供事業者に該当するものが提出した放送法施行規則第一百一條の二第一項に規定する基幹放送局設備整備計画で同項の規定による総務大臣の確認を受けたもの（同条第三項の規定による変更の確認があつた場合には、その変更後のもの）に記載された法第六十八條の二十六第二項に規定する基幹放送局設備

第二十二條の三十五及び第二十二條の三十六 削除

第二十二條の三十七中、第三十九條の五十六第七項を、第三十九條の五十六第八項に、策定したを、策定し、又は作成したに改める。

第二十二條の三十八中、第三十九條の六十第三項から第六項までを、第三十九條の六十第一項から第四項までに改める。

第二十二條の三十九第八項第二号中、を、する当該現物分配を削る。

第二十二條の四十二第三項中、第三十九條の六十四第六項を、第三十九條の六十四第七項に改め、同項第一号中、第二十二條の二十一第四項第一号を、第二十二條の二十一第五項第二号に改め、同項第二号中、第二十二條の二十一第四項第二号に定めるを、第二十二條の二十一第五項第二号に掲げる書類及び第二項に規定する国土交通大臣の証するに改め、同項第三号中、第四十七條の二第三項第三号を、第四十七條の二第三項第四号に、第二十二條の二十一第四項第三号を、第二十二條の二十一第五項第四号に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 法第六十八條の三十五第三項第三号に掲げる建築物及び構築物 第二十二條の二十一第五項第三号に掲げる書類及び前項に規定する経済産業大臣の証する書類（同号に規定する工作物に該当しない構築物にあつては、当該経済産業大臣の証する書類）

第二十二條の四十二第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 施行令第三十九條の六十四第五項に規定する財務省令で定めるところにより証明がされたものは、経済産業大臣の当該建築物又は構築物が同項に規定する特定民間中心市街地経済活力向上事業により整備されるもので同項に規定する連結法人が取得するものである旨を証する書類により証明がされたものとする。

第二十二條の四十五第一項中、同項の資源開発投資法人のを、そのに、同項の資源開発事業法人に、を、法第六十八條の四十三第二項第一号の資源開発事業法人（法第五十五條第二項第二号に規定する他の法人を含む。）に、投融資等を、を、投融資等（以下この項において、投融資等」という。）を、に改め、及び第四項、及び八は債権を、を、削り、同条第二項中、又は債権を削り、若しくは法第六十八條の四十二第二項第六号に規定する資源開発法人又は当該債権を取得する連結親法人若しくはその連結子法人を、又は法第六十八條の四十三第二項第一号の資源開発事業法人若しくは同項第一号の資源開発投資法人に、基づき同号に規定するを、基づき当該に、当該

資源開発法人を、当該資源開発事業法人又は資源開発投資法人に、同号に規定する資源（第四項において、資源」という。）を、同項第六号に規定する資源に改め、同条第三項及び第四項を削り、同条第五項中、第二項から前項までを、前項に改め、同項を同条第三項とし、同条第六項第五号中、及び同項に規定する特定株式等の種類を削り、同項を同条第四項とし、同条第七項中、第三十九條の七十二第九項を、第三十九條の七十二第六項に、第五項を、第三項に改め、同項を同条第五項とする。

第二十二條の四十八を削り、第二十二條の四十七を第二十二條の四十八とする。

第二十二條の四十六第二号中、とする連結法人の下に、の名称及び納税地を加え、の名称及び納税地を削り、同条を第二十二條の四十七とする。

第二十二條の四十五の次に次の二条を加える。

（新事業開拓事業者投資損失準備金）

第二十二條の四十六 施行令第三十九條の七十二の二第三項に規定する財務省令で定める金額は、法第六十八條の四十三の二第一項に規定する計画に係る申請書に添付された経済産業省関係産業競争力強化法施行規則第十條第九号に掲げる書類に記載された法第六十八條の四十三の二第一項の連結親法人又はその連結子法人により出資される資金の額とする。

2 法第六十八條の四十三の二第一項に規定する財務省令で定める期間は、同項に規定する認定特定新事業開拓投資事業計画に記載された経済産業省関係産業競争力強化法施行規則第十條第三項に規定する認定新事業開拓投資事業計画の実施期間（当該認定特定新事業開拓投資事業計画につき法第六十八條の四十三の二第一項に規定する変更の認定があつたときは、同令第十二條第四項に規定する認定新事業開拓投資事業計画の実施期間）とする。

3 法第六十八條の四十三の二第六項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 法第六十八條の四十三の二第五項に規定する連結親法人の名称及び納税地並びに代表者の氏名

二 法第六十八條の四十三の二第五項の規定の適用を受けようとする連結法人の名称及び納税地（当該連結法人が連結子法人である場合には、当該連結法人の本店又は主たる事務所の所在地）並びに代表者の氏名

三 法第六十八條の四十三の二第五項に規定する分割承継法人等（以下この号において、分割承継法人等」という。）の名称及び納税地（当該分割承継法人等が連結子法人である場合には、当該分割承継法人等の本店又は主たる事務所の所在地）並びに代表者の氏名

四 法第六十八條の四十三の二第五項に規定する適格分割等（第五項において、適格分割等」という。）の年月日

五 法第六十八條の四十三の二第五項に規定する投資事業有限責任組合の名称

六 法第六十八條の四十三の二第五項の新事業開拓事業者投資損失準備金として積み立てた金額及びその積み立てた金額の計算に関する明細

七 その他参考となるべき事項

4 施行令第三十九條の七十二の二第五項に規定する財務省令で定める書類は、同項に規定する連結事業年度終了の日における法第六十八條の四十三の二第一項の連結親法人又はその連結子法人が締結している同項の規定の適用に係る同項に規定する投資事業有限責任組合（以下この項及び次項において、投資事業有限責任組合」という。）に係る同条第一項に規定する投資事業有限責任組合契約（次項において、投資事業有限責任組合契約」という。）の契約書の写し、同条第一項に規定する適用連結事業年度（以下この項において、適用連結事業年度」という。）終了の日に終了する当該投資事業有限責任組合の同条第一項に規定する計算期間（当該適用連結事業年度終了の日に終了する当該投資事業有限責任組合の同項に規定する計算期間（以下この項及び次項において、計算期間」という。）がない場合には、当該適用連結事業年度終了の日の直前に終了した当該投資事業有限責任組合の計算期間。以下この項において、適用連結事業年度直前計算期間」という。）

に係る経済産業省関係産業競争力強化法施行規則第六十六条第一項の規定による報告書（当該報告書に添付された書類を含む。次項において「実施状況報告書等」という。）の写し及び当該投資事業有限責任組合の次に掲げる事項を記載した書類とする。

一 当該適用連結事業年度直前計算期間終了の時に係るその組合財産である各新事業開拓事業者（産業競争力強化法第五条第五項に規定する新事業開拓事業者をいう。以下この項及び次項において同じ。）の株式（法第六十八条の四十三の二第一項に規定する株式をいう。以下この項及び次項において同じ。）に係る当該各新事業開拓事業者の名称並びに当該各新事業開拓事業者ごとに区分をした当該株式の数及び帳簿価額

二 当該連結親法人又はその連結子法人の当該適用連結事業年度直前計算期間終了の時に係る当該投資事業有限責任組合の組合員の持分の割合

三 当該投資事業有限責任組合の組合財産である各新事業開拓事業者の株式につき次に掲げる場合に該当する場合におけるそれぞれ次に定める事項

イ 剰余金の配当があつた場合、次に掲げる剰余金の配当があつた事業年度の区分に応じそれぞれ次に定める事項

(1) 当該適用連結事業年度、次に掲げる事項

(i) 当該剰余金の配当をした各新事業開拓事業者の名称及び当該各新事業開拓事業者ごとに区分をした当該剰余金の配当の額

(ii) 当該適用連結事業年度直前計算期間終了の時に係る当該剰余金の配当をした各新事業開拓事業者ごとに区分をした当該各新事業開拓事業者の株式の数及び帳簿価額

(2) 当該適用連結事業年度前の連結事業年度（当該適用連結事業年度前の事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該適用連結事業年度前の事業年度） 当該剰余金の配当をした各新事業開拓事業者の名称

ロ 当該適用連結事業年度直前計算期間（当該適用連結事業年度直前計算期間が当該連結親法人又はその連結子法人のその適用連結事業年度終了の日の直前に終了した計算期間である場合の当該適用連結事業年度直前計算期間に限る。）終了の日の翌日から当該適用連結事業年度終了の日までの間にその全部又は一部が当該投資事業有限責任組合の組合財産に該当しないこととなつた場合、各新事業開拓事業者ごとに区分をしたその該当しないこととなつた株式の数及び当該適用連結事業年度直前計算期間終了の時に係る当該株式の帳簿価額

5 施行令第三十九条の七十二の二第六項に規定する財務省令で定める書類は、当該適格分割等の直前における法第六十八条の四十三の二第五項に規定する連結親法人又はその連結子法人が締結している同項の規定の適用に係る投資事業有限責任組合に係る投資事業有限責任組合契約の契約書の写し、当該適格分割等の日の前日に終了する当該投資事業有限責任組合の計算期間（当該前日に終了する当該投資事業有限責任組合の計算期間において、適格分割等直前計算期間」という。）に係る実施状況報告書の写し及び当該投資事業有限責任組合の次に掲げる事項を記載した書類とする。

一 当該適格分割等直前計算期間終了の時に係るその組合財産である各新事業開拓事業者の株式に係る当該各新事業開拓事業者の名称並びに当該各新事業開拓事業者ごとに区分をした当該株式の数及び帳簿価額

二 当該連結親法人又はその連結子法人の当該適格分割等直前計算期間終了の時に係る当該投資事業有限責任組合の組合員の持分の割合

三 当該投資事業有限責任組合の組合財産である各新事業開拓事業者の株式につき次に掲げる場合に該当する場合におけるそれぞれ次に定める事項

イ 剰余金の配当があつた場合、次に掲げる剰余金の配当があつた期間又は事業年度の区分に応じそれぞれ次に定める事項

(1) 当該適格分割等の日を含む連結事業年度開始の日から当該適格分割等の日の前日までの期間、次に掲げる事項

(i) 当該剰余金の配当をした各新事業開拓事業者の名称及び当該各新事業開拓事業者ごとに区分をした当該剰余金の配当の額

(ii) 当該適格分割等直前計算期間終了の時に係る当該剰余金の配当をした各新事業開拓事業者ごとに区分をした当該各新事業開拓事業者の株式の数及び帳簿価額

(2) 当該適格分割等の日を含む連結事業年度前の連結事業年度（同日を含む連結事業年度前の事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、同日を含む連結事業年度前の事業年度） 当該剰余金の配当をした各新事業開拓事業者の名称

ロ 当該適格分割等直前計算期間（当該適格分割等直前計算期間が当該連結親法人又はその連結子法人のその適格分割等の日の前日に終了した計算期間である場合の当該適格分割等直前計算期間に限る。）終了の日の翌日から当該適格分割等の日の前日までの間にその全部又は一部が当該投資事業有限責任組合の組合財産に該当しないこととなつた場合、各新事業開拓事業者ごとに区分をしたその該当しないこととなつた株式の数及び当該適格分割等直前計算期間終了の時に係る当該株式の帳簿価額

(特定事業再編投資損失準備金)

第二十二條の四十六の二 施行令第三十九条の七十二の三第四項に規定する財務省令で定める連結事業年度は、法第六十八条の四十三の三第一項又は第二項の特定事業再編投資損失準備金（連結事業年度に該当しない事業年度において積み立てた法第五十五条の三第一項又は第二項の特定事業再編投資損失準備金を含む。）に係る法第六十八条の四十三の三第一項に規定する特定事業再編計画（次項において「特定事業再編計画」という。）について同条第一項に規定する変更の認定があつた場合における当該変更の認定の日を含む連結事業年度とする。

2 施行令第三十九条の七十二の三第四項に規定する財務省令で定める書類は、法第六十八条の四十三の三第一項又は第二項の特定事業再編投資損失準備金（連結事業年度に該当しない事業年度において積み立てた法第五十五条の三第一項又は第二項の特定事業再編投資損失準備金を含む。）に係る法第六十八条の四十三の三第一項に規定する特定会社社の名称が記載された特定事業再編計画の写し及び当該特定事業再編計画に係る産業競争力強化法施行規則第十八条第一項の認定書（前項に規定する連結事業年度にあつては、同令第十九条第五項の認定書）の写しとする。

第二十二條の五十五を次のように改める。

(原子力発電施設解体準備金)

第二十二條の五十五 法第六十八条の五十四第一項に規定する財務省令で定める期間は、原子力発電施設解体引当金に関する省令第一条第五号に規定する積立期間とする。

第二十二條の六十一第一項第二号中「場合」の下に、「(前号に掲げる場合を除く。）」を加え、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 施行令第三十九条の九十四第四項に規定する財務省令で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、同項に規定する財務省令で定める期間の月数は、当該各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める期間の月数とする。

一 法第六十八条の六十三第二項に規定する連結法人に該当する同項の連結親法人又はその連結子法人が合併により設立された法人であり、かつ、当該合併に係る各被合併法人のうちいずれかの法人が同項に規定する経済金融活性化特別地区として指定された地区（以下この項において「経済金融活性化特別地区」という。）内において施行令第三十九条の九十四第四項に規定する特定経済金融活性化産業に属する事業（以下この項において「特定経済金融活性化事業」という。）を行つていた場合、当該被合併法人のうち当該経済金融活性化特別地区内において当該特定経済金融活性化事業を開始した日が最も早い法人が当該特定経済金融活性化事業を行つていた期間の月数

二 法第六十八条の六十三第二項に規定する連結法人に該当する同項の連結親法人又はその連結子法人と実質的に同一であると認められる者が当該連結親法人又はその連結子法人の設立前に経済金融活性化特別地区内において特定経済金融活性化事業を行つていた場合（前号に掲げる場合を除く。）当該実質的に同一であると認められる者が当該経済金融活性化特別地区内において当該特定経済金融活性化事業を行つていた期間の月数

第二十二條の六十一に次の一項を加える。
4 施行令第三十九條の九十九項に規定する常時使用する従業員には、第二十一條の十八第五項各号に掲げる者を含まないものとする。

第二十二條の六十一の四中、「定める書類は、同条第三項第二号に規定する飲食その他これに類する行為のために要する費用」を「定めるところにより明らかにされているものは、同項に規定する飲食費(以下この条において「飲食費」という。)であることにつき法人税法施行規則第八條の三の十の規定により保存される同条第一項に規定する帳簿書類に第二十一條の十八の四各号に掲げる事項(同条第三号に掲げる事項を除く。)が記載されているものとし、法第六十八條の六十六第六項に規定する財務省令で定める書類は、同条第四項第二号に掲げる費用に係る飲食費」に改める。

第二十二條の六十二第一項中、「法人税法第五十一條第一項に規定する法人税申告書(修正申告書を除く。第四項において「法人税申告書」という。)」を「連結確定申告書等」に改め、同条第四項第二号中、「の法人税申告書(」を「の連結確定申告書等(」に、法人税申告書を含む。)に添付している。」を「確定申告書等を含む。)に添付している。」に改め、同号八中「法人税申告書」を「法人税法第二十二條第三十二号に規定する連結確定申告書」に改める。

第二十二條の六十三中、「法人税法第五十一條第一項に規定する法人税申告書(修正申告書を除く。)」を「連結確定申告書等」に改める。
第二十二條の六十九第一項を削り、同条第二項を同条第一項とし、同条第三項第一号中「買換資産が施行令第三十九條の百六十八項」を「買換資産(施行令第三十九條の百六十八項に規定する買換資産をいう。次号及び第三号において同じ。が同項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「第六項」を「第五項」に改め、「第八号に掲げる資産が同号口に掲げる場合に該当するときは当該書類及び総務大臣の当該資産の所在地が施行令第三十九條の七第五項に規定する人口集中地区の区域内である旨を証する書類とし、当該資産の所在地が既成市街地等(表の第一号の上欄に規定する既成市街地等をいう。以下この項及び次項第三号において同じ。))以外の地域内、かつ、その全域が都市計画区域(都市計画法第四條第二項に規定する都市計画区域をいう。第八号において同じ。))となつて市街地の区域内であるときは当該総務大臣の証する書類とする。」を削り、同項第一号中「表の」を「法第六十八條の七十八第一項の表(以下この条において「表」という。))の」に、「以下この項及び次項第三号」を「次号及び次項」に改め、既成市街地等(以下「同欄に規定する既成市街地等をいう。以下この項及び次項において同じ。))を加え、同項第二号中「次に掲げる場合に該当するものに限る。」を削り、「取得をした資産(」の下に、「第七項を除き、」を加え、同号イ(1)中「地域及び」を「地域並びに」に、「規定する特定区域(」を「のイ及びロに掲げる区域(同欄のロに掲げる区域にあつては、都市計画法第七條第一項の市街地調整区域と定められた区域を除く。))に改め、同号イ(2)中「表の第一号の下欄に規定する」を「都市計画法第七條第一項の」に改め、「この項」の下に「及び次項第一号」を加え、同項第四号を次のように改める。

四 表の第四号の上欄に掲げる資産 当該譲渡資産の所在地が法第六十五條の七第一項の表の第四号の上欄に規定する過疎地域以外の地域内であること。
第二十二條の六十九第四項第五号から第七号までを削り、同項第八号中「第六号の上欄」を「第四号の下欄」に、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ譲渡資産」を「当該買換資産」に、次に定める地域」を「法第六十五條の七第一項の表の第四号の上欄に規定する過疎地域」に改め、同号イ及びロを削り、同号を同項第五号とし、同項に次の一号を加える。

六 表の第五号の上欄に掲げる資産 当該譲渡資産の所在地が法第六十五條の七第一項の表の第五号の上欄に規定する都市機能誘導区域以外の地域内であること。
第二十二條の六十九第四項を同条第三項とし、同条第五項中「資産が表の」の下に、「第二号の下欄」を加え、「第六号の下欄、第七号、第八号」を「第五号の下欄、第六号から第八号まで」に、「当該各号」を「当該各号」に改め、同項第八号を同項第十一号とし、同項第七号中「防災再開発促進地区」を「危険密集市街地」に改め、同号を同項第十号とし、同項第六号中「第三十九條の七第七項」を「第三十九條の七第六項」に改め、同号を同項第九号とし、同項第五号を削り、同項第四号中「写し及び」を「写し」に、「の土地等」を「の当該譲渡資産である土地等」に改め、実施

区域外である旨」の下に「及び当該土地等の所在地が同欄の農用地区域内である旨」を加え、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める書類」を「当該土地等に係る権利の移転につき同欄の農用地利用集積計画の公告をした者の当該公告の年月日を証する書類又は当該権利の移転に係る登記事項証明書(当該権利の移転が当該公告によるものであることを明らかにする表示のあるものに限る。))」に改め、同号イから八までを削り、同号を同項第七号とし、同号の次に次の一号を加える。
八 表の第七号の下欄に掲げる資産 当該買換資産である土地等の所在地を管轄する市町村長の当該土地等が同欄の農用地区域内にある旨を証する書類、当該土地等に係る権利の移転につき同欄の農用地利用集積計画の公告をした者の当該公告をした旨及び当該公告の年月日を証する書類又は当該権利の移転に係る登記事項証明書(当該権利の移転が当該公告によるものであることを明らかにする表示のあるものに限る。))に改め、同号イから八までを削り、同号を同項第七号とし、同号の次に次の一号を加える。

四 表の第五号の下欄に掲げる資産 国土交通大臣の当該買換資産の所在地が法第六十五條の七第一項の表の第五号の下欄の都市機能誘導区域内である旨及び当該買換資産が同欄に規定する認定誘導事業計画に記載された同欄に規定する誘導施設において行われる事業の用に供されるものに該当する旨を証する書類
五 表の第六号の上欄に掲げる資産 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める書類
イ 当該譲渡資産の所在地が三鷹市等の区域内の既成市街地等内である場合 当該譲渡資産の所在地を管轄する市長の当該譲渡資産の所在地が既成市街地等内である旨を証する書類
ロ 当該譲渡資産の所在地が都市計画法第四條第二項に規定する都市計画区域(以下この号において「都市計画区域」という。))内である場合(当該譲渡資産の所在地が既成市街地等内である場合及びロに掲げる場合を除く。)) 当該譲渡資産の所在地を管轄する市町村長の当該譲渡資産の所在地が都市計画区域内である旨を証する書類及び総務大臣の当該譲渡資産の所在地が施行令第三十九條の七第五項に規定する人口集中地区(ハ及び次号において「人口集中地区」という。))の区域内である旨を証する書類
ハ 当該譲渡資産の所在地が既成市街地等以外の地域内、かつ、その全域が都市計画区域となつて市街地の区域内である場合 総務大臣の当該譲渡資産の所在地が人口集中地区の区域内である旨を証する書類

六 表の第六号の下欄に掲げる資産 当該買換資産の所在地を管轄する都道府県知事の当該買換資産の所在地が当該市街地再開発事業(都市再開発法による市街地再開発事業をいう。))の施行地域内である旨を証する書類(当該買換資産の所在地が地方自治法第二百五十二條の十九第一項の指定都市の区域内であり、かつ、当該市街地再開発事業(都市再開発法による第一種市街地再開発事業に限る。))の施行者が都市再開発法第七條の十五第二項に規定する個人施行者、同法第八條第一項に規定する組合又は同法第五十條の二第三項に規定する再開発会社である場合には、当該買換資産の所在地を管轄する市長の当該買換資産の所在地が当該市街地再開発事業の施行地域内である旨を証する書類)及び次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める書類
イ 当該買換資産の所在地が三鷹市等の区域内の既成市街地等内である場合 当該買換資産の所在地を管轄する市長の当該買換資産の所在地が既成市街地等内である旨を証する書類
ロ 当該買換資産の所在地が人口集中地区の区域内である場合 総務大臣の当該買換資産の所在地が人口集中地区の区域内である旨を証する書類

イ 当該買換資産の所在地が三鷹市等の区域内の既成市街地等内である場合 当該買換資産の所在地を管轄する市長の当該買換資産の所在地が既成市街地等内である旨を証する書類
ロ 当該買換資産の所在地が人口集中地区の区域内である場合 総務大臣の当該買換資産の所在地が人口集中地区の区域内である旨を証する書類

第二十二條の六十九第五項第一号中「応じ」を「応じ」に改め、同号イ及びロを次のように改める。

イ 当該譲渡資産の所在地が法第六十五條の七第一項の表の第三号の上欄のイに掲げる航空機騒音障害防止特別地区内である場合 特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法第八條第一項若しくは第九條第二項に規定する特定空港の設置者の当該譲渡資産をこれらの規定により買収したものである旨又は同条第一項に規定する特定空港の設置者の当該譲渡資産に係る補償金を同項の規定により支払ったものである旨を証する書類

ロ 当該譲渡資産の所在地が法第六十五條の七第一項の表の第三号の上欄のロに掲げる第二種区域内である場合 公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律第九條第二項に規定する特定飛行場の設置者の当該譲渡資産を同項の規定により買収したものである旨又は同条第一項に規定する特定飛行場の設置者の当該譲渡資産に係る補償金を同項の規定により支払ったものである旨を証する書類

第二十二條の六十九第五項第一号中「の所在地が当該第二種区域内」を「を防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律第五條第二項の規定により買収したものである旨又は当該譲渡資産に係る補償金を同条第一項の規定により支払ったもの」に改め、同号を同項第二号とし、同項に第一号として次の一号を加える。

一 表の第二号の下欄に掲げる資産 次に掲げる買換資産の区分に応じそれぞれ次に定める書類イ 建物(その附属設備を含む)、構築物又は機械及び装置 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める書類

(1) 当該買換資産の所在地が三鷹市等の区域内である場合 当該買換資産の所在地を管轄する市長の当該買換資産の所在地が市街化区域及び既成市街地等以外の地域内であることを証する書類

(2) 当該買換資産の所在地が三鷹市等の区域以外の地域内である場合 当該買換資産の所在地を管轄する市町村長の当該買換資産の所在地が市街化区域以外の地域内であることを証する書類

ロ 土地等 イに定める書類及び当該土地等の所在する地域内の農業委員会の当該土地等の面積が表の第二号の上欄に掲げる土地等に係る面積を超えるもの又は当該買換資産である土地等が当該連結親法人若しくはその連結子法人が所有権、賃借権若しくは使用貸借による権利を有する土地に隣接するものである旨を証する書類

第二十二條の六十九第五項を同条第四項とし、同条第六項中「第四項の」を「前二項の」に、同項第三号及び第四号を「第三項第三号」に改め、同項の書類の下に、及び前項第一号ロに定める書類を加え、土地等が「を、土地等の」に改め、同項を同条第五項とし、同条第七項を同条第六項とし、同条第八項第一号中「買換資産が施行令第三十九條の百六十一項」を「買換資産(施行令第三十九條の百六十一項に規定する買換資産をいう。次号及び第三号において同じ。が同項に改め、同項を同条第七項とし、同条第九項を同条第八項とし、同条第十項を同条第九項とし、同条第十一項第一号を削り、同項第二号を同項第一号とし、同項第三号から第五号までを一号ずつ繰り上げ、同項を同条第十項とし、同条第十二項を同条第十一項とし、同条第十三項を同条第十二項とする。

第二十二條の七十五第二号中「条約相手国等」の下に(次号において「条約相手国等」という。)を加え、「第百三十九條に規定する条約」を「第百三十九條第一項に規定する租税条約」に改め、をいうの下に、次号において同じ)を加え、同条第三号中「第三十九條の百十二の二第三項第四号」を「第三十九條の百十二の二第三項第六号」に改め、同号を同条第四号とし、同条第二号の次に次の一号を加える。

三 施行令第三十九條の百十二の二第一項第三号に掲げる金額が、法第六十八條の八十八第十八項第三号に掲げる更正決定により納付すべき地方税法の額であること及び第一号の申立てに係る条約相手国等との間の租税条約に規定する協議の対象であることを明らかにする書類 第三章に次の一条を加える。

(連結法人の連結国外所得金額の計算の特例)

第二十二條の八十三 法第六十八條の百七の二第十項において準用する法第六十八條の八十八第六項に規定する財務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 法第六十八條の百七の二第一項に規定する内部取引(以下この条において「内部取引」という。)の内容を記載した書類として次に掲げる書類

イ 当該内部取引に係る資産の明細及び役務の内容を記載した書類

ロ 当該内部取引において法第六十八條の百七の二第一項の連結法人の本店等(同項に規定する本店等をいう。以下この号において同じ。)及び国外事業所等(同項に規定する国外事業所等をいう。以下この号において同じ。)が果たす機能並びに当該内部取引において当該連結法人の本店等及び国外事業所等が負担するリスク(為替相場の変動、市場金利の変動、経済事情の変化その他の要因による当該内部取引に係る利益又は損失の増加又は減少の生ずるおそれをいう。)に係る事項を記載した書類

ハ 法第六十八條の百七の二第一項の連結法人の本店等又は国外事業所等が当該内部取引において使用した無形固定資産その他の無形資産の内容を記載した書類

ニ 当該内部取引に該当する資産の移転、役務の提供その他の事実を記載した契約書又はこれに相当する書類

ホ 当該内部取引に係る対価の額とした額の設定の方法及び当該設定に係る交渉の内容を記載した書類

ヘ 法第六十八條の百七の二第一項の連結法人の本店等及び国外事業所等の当該内部取引に係る損益の明細を記載した書類

ト 当該内部取引に係る市場に関する分析その他当該市場に関する事項を記載した書類

チ 法第六十八條の百七の二第一項の連結法人の国外事業所等の業務の内容を記載した書類

リ 当該内部取引と密接に関連する他の取引(他の内部取引を含む。)の有無及びその内容を記載した書類

二 法第六十八條の百七の二第一項の連結法人が内部取引に係る独立企業間価格(同項に規定する独立企業間価格をいう。以下この号において同じ。)を算定するための書類として次に掲げる書類

イ 法第六十八條の百七の二第二項の規定により法第六十六條の四の三第二項に規定する方法に準じて独立企業間価格を算定する場合における当該連結法人が選定した同項に規定する算定の方法及びその選定の理由を記載した書類その他当該連結法人が独立企業間価格を算定するに当たり作成した書類(ロに掲げる書類を除く。)

ロ 第二十二條の第十項第一号ロからホまでに掲げる書類に準ずる書類

第二十三條の五の二第三項中「第四十條の四の二第二項」を「第四十條の四の二第三項」に、「第五項第一号及び第七項」を「以下この条」に、「第七十條の二第七項」を「第七十條の二第八項」に、「第五項から第七項まで」を「以下この条」に改め、同項各号を次のように改める。

一 耐震基準(法第七十條の二第二項第三号に規定する耐震基準をいう。以下この条において同じ。)に適合することに基づき施行令第四十條の四の二第三項の証明を受けようとする家屋 当該家屋の登記事項証明書(当該家屋が同条第一項各号のいずれかに該当することが当該登記事項証明書に記載された事項によつて明らかでないときは、当該登記事項証明書及び同項各号のいずれかに該当することを明らかにする書類)及び当該家屋が耐震基準に適合する旨を証する書類で国土交通大臣が財務大臣と協議して定めるもの

二 経過年数基準（法第七十条の二第二項第三号に規定する経過年数基準をいう。）に適合するものであることにつき施行令第四十条の四の二第三項の証明を受けようとする家屋 当該家屋の前号に規定する登記事項証明書

第二十三条の五の二第四項を削り、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 施行令第四十条の四の二第二項に規定する財務省令で定める構造は、登記簿に記載された当該家屋の構造のうち建物の主たる部分の構成材料が石造、れんが造、コンクリートブロック造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造とする。

第二十三条の五の二第五項中「第四十条の四の二第三項に」を「第四十条の四の二第四項に」に改め、同項第一号中「第七項に」を「第十項に」に、第七項第三号を「第十項第三号」に改め、同号イ中「第四十条の四の二第三項第一号」を「第四十条の四の二第四項第一号」に改め、同号ロ中「第四十条の四の二第三項第二号」を「第四十条の四の二第四項第二号」に改め、同号ハ中「第四十条の四の二第三項第三号」を「第四十条の四の二第四項第三号」に改め、同号ニ中「第四十条の四の二第三項第四号」を「第四十条の四の二第四項第四号」に改め、同号ホ中「第四十条の四の二第三項第五号」を「第四十条の四の二第四項第五号」に改め、同項第二号中「第七項第三号」を「第十項第三号」に改め、同条第八項中「第四十条の四の二第九項」を「第四十条の四の二第十一項」に、第七十条の二第七項を「第七十条の二第八項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第七項中「同条第七項」を「同条第八項」に改め、同項第一号イ(6)中「第四十条の四の二第五項各号」を「第四十条の四の二第六項各号」に改め、同号ロ(1)中「掲げる」を「定める」に改め、同項第二号イ(3)中「第四十条の四の二第二項各号」を「第四十条の四の二第三項各号」に改め、同号イ(4)中「第四十条の四の二第五項各号」を「第四十条の四の二第六項各号」に改め、同号ロ(1)中「掲げる」を「定める」に改め、同号に次のように加える。

ハ 当該既存住宅用家屋が法第七十条の二第七項の規定により同条第二項第三号に規定する既存住宅用家屋とみなされたものである場合 次に掲げる場合の区分に応じ次に定める書類

- (1) イに掲げる場合 次に掲げる書類
 - (i) イに定める書類
 - (ii) 当該既存住宅用家屋の耐震改修に係る建築物の耐震研修の促進に関する法律施行規則別記第五号様式に規定する認定申請書の写し又は第七項に規定する書類で同項の申請をしたことを証するもの
- (ii) 当該既存住宅用家屋に係る第八項に規定する書類で同項の証明がされたことを証するもの

(2) ロに掲げる場合 次に掲げる書類

- (i) ロに定める書類
- (ii) (i)及び(ii)に掲げる書類
 - (1) (i)及び(ii)に掲げる書類
 - (ii) 第二十三条の五の二第七項第三号イ(3)中「第四十条の四の二第四項第二号」を「第四十条の四の二第五項第二号」に改め、同号イ(5)中「第四十条の四の二第五項各号」を「第四十条の四の二第六項各号」に改め、同号ロ(1)中「掲げる」を「定める」に改め、同号ハ(2)中「第四十条の四の二第四項第二号」を「第四十条の四の二第五項第二号」に改め、同項を同条第十項とし、同条第六項の次に次の三項を加える。

7 法第七十条の二第七項に規定する財務省令で定める手続は、同項に規定する要耐震改修住宅用家屋の取得の日まで同日以後当該要耐震改修住宅用家屋の耐震改修（同項に規定する耐震改修をいう。次項及び第十項において同じ。）を行うことにつき国土交通大臣が財務大臣と協議して定める書類に基づいて行う申請とする。

8 法第七十条の二第七項の規定するの適用を受けようとする者は、同項に規定する要耐震改修住宅用家屋が同項に規定する取得期限までに耐震改修により耐震基準に適合することとなつたことにつき国土交通大臣が財務大臣と協議して定める書類により証明を受けなければならない。

9 施行令第四十条の四の二第八項に規定する財務省令で定めるところにより証明がされた特定受贈者がその居住の用に供する家屋は、当該家屋が同条第一項各号のいずれかに該当するものであることにつき、第四項第一号に規定する登記事項証明書により証明がされたものとする。

第二十三条の五の二第三項第二号中「第三十四条の十五第一項」を「第六条の三第九項」に、が行われる施設」を「同条第十項に規定する小規模保育事業、同条第十一項に規定する居宅訪問型保育事業又は同条第十二項に規定する事業所内保育事業に係る施設」に改める。

第二十三条の六第三項中「第四十条の五第二項に」を「第四十条の五第三項に」に、第五項及び第六項を「。以下この条に」に、第七十条の三第七項を「第七十条の三第八項」に、（第五項及び第六項）を（次項及び第九項）に改め、同項各号を次のように改める。

一 耐震基準（法第七十条の三第三項第三号に規定する耐震基準をいう。以下この条において同じ。）に適合するものであることにつき施行令第四十条の五第三項の証明を受けようとする家屋 当該家屋の登記事項証明書（当該家屋が同条第一項各号のいずれかに該当することが当該登記事項証明書に記載された事項によつて明らかでないときは、当該登記事項証明書及び同項各号のいずれかに該当することを明らかにする書類）及び当該家屋が耐震基準に適合する旨を証する書類で国土交通大臣が財務大臣と協議して定めるもの

二 経過年数基準（法第七十条の三第三項第三号に規定する経過年数基準をいう。）に適合するものであることにつき施行令第四十条の五第三項の証明を受けようとする家屋 当該家屋の前号に規定する登記事項証明書

三 施行令第四十条の五第二項に規定する財務省令で定める構造は、登記簿に記載された当該家屋の構造のうち建物の主たる部分の構成材料が石造、れんが造、コンクリートブロック造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造とする。

第二十三条の六第五項中「第四十条の五第三項に」を「第四十条の五第四項に」に改め、同項第一号中「次項に」を「第九項に」に、次項第三号を「第九項第三号」に改め、同号イ中「第四十条の五第三項第一号」を「第四十条の五第四項第一号」に改め、同号ロ中「第四十条の五第三項第二号」を「第四十条の五第四項第二号」に改め、同号ハ中「第四十条の五第三項第三号」を「第四十条の五第四項第三号」に改め、同号ニ中「第四十条の五第三項第四号」を「第四十条の五第四項第四号」に改め、同項第二号中「次項第三号」を「第九項第三号」に改め、同条第七項を同条第十項とし、同条第六項中「同条第七項」を「同条第八項」に改め、同項第一号イ(4)中「第四十条の五第五項各号」を「第四十条の五第六項各号」に改め、同項第二号イ(3)中「第四十条の五第五項各号」を「第四十条の五第六項各号」に改め、同号ロ(1)中「掲げる」を「定める」に改め、同号に次のように加える。

ハ 当該既存住宅用家屋が法第七十条の三第七項の規定により同条第三項第三号に規定する既存住宅用家屋とみなされたものである場合 次に掲げる場合の区分に応じ次に定める書類

- (1) イに掲げる場合 次に掲げる書類
 - (i) イに定める書類
 - (ii) 当該既存住宅用家屋の耐震改修に係る建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則別記第五号様式に規定する認定申請書の写し又は第六項に規定する書類で同項の申請をしたことを証するもの
- (ii) 当該既存住宅用家屋に係る第七項に規定する書類で同項の証明がされたことを証するもの

(2) ロに掲げる場合 次に掲げる書類

- (i) ロに定める書類
- (ii) (i)及び(ii)に掲げる書類

及び第七十四項」に改め、同項を同条第三十七項とし、同条第三十三項の表中、「第二十三条の八第三十三項」を、「第二十三条の八第三十六項」に改め、同項を同条第三十六項とし、同条第三十二項中、「第四十条の七第七項第一号」を、「第四十条の七第七十四項第一号」に改め、同項第一号中、「第三十四項」を、「第三十七項」に改め、同項を同条第三十五項とし、同条第三十一項中、「第二十三条の七第四十一項」を、「第二十三条の七第四十四項」に、「第七十条の六第四十一項」を、「第七十条の六第四十二項」に、「第七十条の四第三十六項」を、「第七十条の四第三十七項」に、「同条第二十一項」を、「同条第二十二項」に、「同条第二十七項」を、「同条第二十八項」に、「第七十条の四第二十一項」を、「第七十条の四第二十二項」に改め、同項を同条第三十四項とし、同条第三十項中、「第二十三条の七第四十項」を、「第二十三条の七第四十三項」に、「第七十条の六第四十項」を、「第七十条の六第四十一項」に、「第七十条の四第三十五項」を、「第七十条の四第三十六項」に改め、同項を同条第三十三項とし、同条第二十九項中、「第四十条の七第五十七項」を、「第四十条の七第六十四項」に、「同条第二十一項」を、「同条第二十二項」に改め、同項第二号中、「第七十条の六第三十一項」を、「第七十条の六第三十二項」に改め、同項第三号中、「第四十条の七第五十七項第六号」を、「第四十条の七第六十四項第六号」に改め、同項第四号中、「第七十条の六第二十七項」を、「第七十条の六第二十八項」に、「第七十条の四第二十一項」を、「第七十条の四第二十二項」に改め、同項を同条第三十二項とし、同条第二十八項中、「第二十三条の七第三十八項」を、「第二十三条の七第四十一項」に、「第四十条の七第五十三項」を、「第四十条の七第六十項」に、「第七十条の四第二十一項」を、「第七十条の四第二十二項」に、「第七十条の六第二十七項」を、「第七十条の六第二十八項」に改め、同項を同条第三十一項とし、同条第二十七項中、「第四十条の七第五十二項第一号」を、「第四十条の七第五十九項第一号」に改め、同項を同条第三十項とし、同条第二十六項中、「第四十条の七第五十二項第一号」を、「第四十条の七第五十九項第一号」に改め、同項を同条第二十九項とし、同条第二十五項中、「第二十三条の七第三十項から第三十七項まで」を、「第二十三条の七第三十三項から第四十項まで」に、「第七十条の六第二十七項」を、「第七十条の六第二十八項」に、「第七十条の四第二十一項から第二十四項まで」を、「第七十条の四第二十二項から第二十五項まで」に、「第四十条の七第五十一項」を、「第四十条の七第五十八項」に、「第四十条の六第四十七項から第五十二項まで」を、「第四十条の六第五十三項から第五十八項まで」に、「第二十三条の七第三十一項」を、「第二十三条の七第三十四項」に、「第七十条の四第二十一項」を、「第七十条の四第二十二項」に改め、「被相続人」との下に、「住所」とあるのは、その死亡の時にける住所」と、を加え、同条第三十二項を、「同条第三十五項」に、「第四十条の六第四十五項第四号」を、「第四十条の六第五十一項第四号」に、「第四十条の七第四十九項」を、「第四十条の七第五十六項」に、「第四十条の六第四十五項各号」を、「第四十条の六第五十一項各号」に、「第四十条の六第四十六項第一号」を、「第四十条の六第五十二項第一号」に、「第四十条の七第五十項第一号」を、「第四十条の七第五十七項第一号」に、「第四十条の六第四十六項第二号」を、「第四十条の六第五十二項第二号」に、「第四十条の六第五十三項第一号」を、「第四十条の六第五十四項第一号」に、「同条第三十三項」を、「同条第三十六項」に、「第七十条の四第二十二項」を、「第七十条の四第二十三項」に、「同条第二十七項」を、「同条第二十八項」に、「第七十条の四第二十二項」を、「第七十条の四第二十三項」に、「第七十条の四第二十二項第二号」を、「第七十条の四第二十三項第二号」に、「同条第三十四項」を、「同条第三

十七項」に、「同条第三十五項」を、「同条第三十八項」に、「第七十条の四第二十二項第三号」を、「第七十条の四第二十三項第三号」に、「同条第三十六項」を、「同条第三十九項」に、「同条第三十七項」を、「同条第四十項」に、「第七十条の四第二十二項第四号」を、「第七十条の四第二十三項第四号」に改め、同項を同条第二十八項とし、同条第二十四項中、「第二十三条の七第二十九項」を、「第二十三条の七第三十二項」に、「第四十条の七第四十五項」を、「第四十条の七第五十二項」に、「第四十条の六第四十項」を、「第四十条の六第四十六項」に、「第二十四項」を、「第二十七項」に、「第二十三条の八第四十九項」を、「第二十三条の八第五十二項」に改め、同項を同条第二十七項とし、同条第二十三項中、「第二十三条の七第三十一項」を、「第四十条の七第五十項」に、「第四十条の六第三十八項」を、「第四十条の七第四十三項」に、「第四十条の七第五十項」に、「第四十条の六第三十八項」を、「第四十条の六第四十四項」に、「第四十条の六第六十一項第二号」を、「第四十条の六第六十七項第二号」に、「第四十条の七第六十五項第二号」を、「第四十条の七第七十二項第二号」に改め、同項を同条第二十五項とし、同条第二十一項中、「第二十三条の七第二十六項」を、「第二十三条の七第二十九項」に、「第四十条の七第四十三項」を、「第四十条の七第五十項」に、「第四十条の六第三十三項」を、「第四十条の六第三十八項」に改め、同項を同条第二十項とし、同条第十九項中、「第二十三条の七第二十四項」を、「第二十三条の七第二十七項」に、「第四十条の七第四十七項」を、「第七十条の四第四十八項」に、「第七十条の六第二十一項」を、「第七十条の六第二十二項」に、「同条第二十二項」を、「同条第二十三項」に、「第七十条の四第四十八項」を、「第七十条の四第四十九項」に、「第七十条の六第二十二項」を、「同条第二十二項」に改め、同項を同条第二十一項とし、同条第二十一項中、「第二十三条の七第二十五項」を、「第二十三条の七第二十八項」に、「同条第二十一項」を、「同条第二十二項」に改め、同項を同条第二十項とし、同条第二十項中、「第二十三条の七第二十五項」を、「第二十三条の七第二十八項」に、「同条第二十一項」を、「同条第二十二項」に改め、同項を同条第十九項とし、同条第十九項中、「第二十三条の七第二十五項」を、「第二十三条の七第二十八項」に、「同条第二十一項」を、「同条第二十二項」に改め、同項を同条第十八項とし、同条第十八項中、「第二十三条の七第二十三項」を、「第二十三条の七第二十六項」に、「同条第二十項」を、「同条第二十一項」に改め、同項を同条第二十一項とし、同条第十七項中、「第二十三条の七第二十二項」を、「第二十三条の七第二十五項」に、「同条第二十項」を、「同条第二十一項」に、「第七十条の六第二十項」を、「第七十条の六第二十一項」に、「第七十条の四第十六項第三号」を、「第七十条の四第十七項第三号」に、「第二十三条の七第二十二項第三号」を、「第二十三条の七第二十五項第三号」に、「第七十条の四第十六項」を、「第七十条の四第十七項」に改め、同項を同条第二十項とし、同条第十六項中、「第二十三条の七第二十一項」を、「第二十三条の七第二十四項」に、「第二十三条の七第二十一項第三号」を、「第二十三条の七第二十四項第三号」に改め、同項を同条第十八項とし、同項の次に次の一項を加える。

19 第二十三条の七第二十四項の規定は、法第七十条の六第一項の規定の適用を受ける特別農地等の同条第二十項に規定する譲渡等につき同項の税務署長の承認を受けた農業相続人が、当該譲渡等があつた日から一年を経過する日までに当該承認に係る同項に規定する代替特別農地等を当該譲渡等に係る特別農地等に代わるものとして当該農業相続人の農業の用に供する農地又は採草放牧地とした場合について準用する。この場合において、第二十三条の七第二十四項中、「受贈者」とあるのは、農業相続人」と、とした代替農地等」とあるのは、「とした代替特別農地等」と、同項第三号中、「第七十条の四第十六項第三号」とあるのは、「第七十条の六第二十項第三号」と、代替農地等」とあるのは、「代替特別農地等」と読み替えるものとする。

第二十三条の八第二十五項中、「第二十三条の七第二十八項」を、「第二十三条の七第二十一項」に、「第四十条の七第二十六項」を、「第四十条の七第二十八項」に、「第二十三条の七第二十一項第一号」を、「第二十三条の七第二十一項第一号八」に改め、被相続人」と、の下に、「住所」とあるのは、「その死亡の時にける住所」と、を加え、同項を同条第十六項とし、同項の次に次の一項を加える。

17 第二十三条の七第二十二項の規定は、施行令第四十条の七第三十項の申請書（法第七十条の四第二項第三号イから八までに掲げる区域内に所在する農地等の法第三十三条の四第一項に規定する収用交換等による譲渡の場合であつて、当該譲渡があつた日から一年以内に農地又は採草放牧地に該当することとなる見込みのある当該区域内に所在する土地について法第七十条の六第十九項の承諾を受けようとするときにおける当該承諾に係る申請書に限る。）又は施行令第四十条の七第三十四項の申請書を提出する農業相続人について準用する。この場合において、第二十三条の七第二十二項中「第七十条の四第十五項又は第十六項」とあるのは、「第七十条の六第十九項又は第二十項」と読み替へるものとする。

第二十三条の八第十四項中「第二十三条の七第十九項」を、「第二十三条の七第二十項」に、「第四十条の七第二十四項」を、「第四十条の七第二十六項」に、「第二十三条の八第十三項」を、「第二十三条の八第十四項」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第十三項中「第二十三条の七第十八項」を、「第二十三条の七第十九項」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十二項中「第二十三条の七第十七項」を、「第二十三条の七第十八項」に、「第四十条の七第二十三項」を、「第四十条の七第二十五項」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十一項中「第二十三条の七第十六項」を、「第二十三条の七第十七項」に、「第四十条の七第二十一項」を、「第四十条の七第二十三項」に、「第二十三条の八第十項」を、「第二十三条の八第十一項」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十項中「第二十三条の七第十五項」を、「第二十三条の七第十六項」に改め、「被相続人」との下に、「住所」とあるのは、「その死亡の時における住所」とを加え、同項を同条第十一項とし、同条第九項中「第二十三条の七第十四項」を、「第二十三条の七第十五項」に、「第四十条の七第二十項第三号」を、「第四十条の七第二十二項第三号」に改め、同項を同条第十項とし、同条第八項中「第二十三条の七第十三項」を、「第二十三条の七第十四項」に、「第四十条の七第十八項第三号」を、「第四十条の七第二十項第三号」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項中「第二十三条の七第十二項及び第十三項」を、「第四十条の七第十一項及び第十二項」を、「第二十三条の七第十二項及び第十三項」に、「第四十条の七第十二項中」を、「第四十条の七第十六項第二号」に、「第二十三条の七第十一項中」を、「第二十三条の七第十二項中」に、「第四十条の七第十六項第二号」を、「第四十条の七第十八項第二号」に、「同条第十二項第一号」を、「同条第十三項第二号」に、「第十項」を、「第十一項」に、「第二十三条の八第六項」を、「第二十三条の八第七項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項中「第二十三条の七第十項」を、「第二十三条の七第十一項」に、「第四十条の七第十八項第二号」を、「第四十条の七第二十項第二号」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項中「第四十条の七第十七項」を、「第四十条の七第十九項」に、「又は第二十項の」を、「から第二十一項までの規定による」に、「又は同条第二十項」を、「同条第二十項第三号の規定により同条第一項の規定の適用を受ける特別農地等とみなされたもの又は同条第二十一項」に、「第七十条の四第十六項第三号」を、「第七十条の四第十七項第三号」に改め、もの額」の下に、「又は施行令第四十条の七第三十七項において準用する施行令第四十条の六第三十四項に規定する代替特別農地等価額」を加え、同項を同条第六項とし、同条第四項第一号中「第二十三条の七第四項第一号」を、「第二十三条の七第五項第一号」に改め、同項第二号中「第四十条の七第八項」を、「第四十条の七第十項」に、「農地保有合理化事業（一）」を、「農地売買等事業（一）」に、「農地保有合理化事業」を、「農地売買等事業」に改め、同号イ中「農地保有合理化事業」を、「農地売買等事業」に、「農業経営基盤強化促進法第八号第一項に規定する農地保有合理化法人」を、「農地中間管理事業の推進に関する法律第二条第四項に規定する農地中間管理機構」に改め、同号ロ②中「第一十一条の十二」を、「第十一条の十四」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 第二十三条の七第四項の規定は、施行令第四十条の七第九項に規定する財務省令で定める事項について準用する。この場合において、第二十三条の七第四項第一号中「第七十条の四第一項」とあるのは、「第七十条の六第一項」と、同項第二号中「第七十条の四第一項」とあるのは、「第七十条の六第一項」と、「受贈者」とあるのは、「農業相続人」と読み替へるものとする。

第二十三条の八の二第一項第三号中「第四十条の七第三項」を、「第四十条の七第四項」に改め、同条第二項第一号イ中「農業経営基盤強化促進法第八条第一項に規定する農地保有合理化法人」を「農地中間管理事業の推進に関する法律第二条第四項に規定する農地中間管理機構」に改め、同号ロ②中「第十一条の十二」を、「第十一号の十四」に改め、同条第四項中「前条第二十九項、第三十一項及び第三十五項」を、「前条第三十二項、第三十四項及び第三十八項」に、「同条第二十九項」を「同条第三十二項」に、「第七十条の六第二十七項」を、「第七十条の六第二十八項」に、「第七十条の四第二十一項」を、「第七十条の四第二十二項」に、「同条第三十一項」を、「同条第三十四項」に、「同条第二十七項」を、「同条第二十八項」に、「同条第三十五項」を、「同条第三十八項」に改める。

第二十三条の八の四第十一項中「第三十三条第一号」を、「第三十三条第一号イ」に改める。

第二十三条の十二の次に次の四条を加える。

(医療法人の持分に係る経済的利益についての贈与税の納税猶予及び免除)

第二十三条の十二の二 施行令第四十条の八の四第一項に規定する財務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- 一 法第七十条の七の五第一項に規定する受贈者（以下この条において「受贈者」という。）がその有する同項の規定の適用に係る同項に規定する認定医療法人（以下この条において「認定医療法人」という。）の法第七十条の七の五第二項第二号に規定する持分（以下第二十三条の十二の五までにおいて「持分」という。）に質権の設定をすることについて承諾した旨を記載した書類（当該受贈者が自署し、自己の印を押しているものに限る。）
- 二 前号の受贈者の印に係る印鑑証明書
- 三 第一号の認定医療法人が同号の質権の設定について承諾したことを証する書類で次に掲げるいずれかのもの
 - イ 当該質権の設定について承諾した旨が記載された公正証書
 - ロ 当該質権の設定について承諾した旨が記載された私書証書で登記所又は公証人役場において日付のある印が押されているもの（当該認定医療法人の印を押しているものに限る。）及び当該認定医療法人の印に係る印鑑証明書
 - ハ 当該質権の設定について承諾した旨が記載された書類（当該認定医療法人の印を押しているものに限る。）で郵便法第四十八条第一項の規定により内容証明を受けたもの及び当該認定医療法人の印に係る印鑑証明書

- 2 施行令第四十条の八の四第二項に規定する財務省令で定める書類は、前項第一号及び第三号に掲げる書類とする。
- 3 法第七十条の七の五第六項及び第十一項の認定医療法人の持分の全部又は一部の放棄は、厚生労働大臣が定める書類を同条第一項の規定の適用に係る認定医療法人に提出してするものとする。

- 4 法第七十条の七の五第八項に規定する財務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。
 - 一 法第七十条の七の五第一項の規定の適用に係る同項に規定する贈与者（以下この条において「贈与者」という。）による認定医療法人の持分の放棄の時に係る当該認定医療法人の定款の写しその他の書類で当該認定医療法人が厚生労働大臣認定（法第七十条の七の五第二項第四号に規定する厚生労働大臣認定をいう。第二十三条の十二の四第四項第一号において同じ。）を受けたことを証するもの
 - 二 認定医療法人の認定移行計画（法第七十条の七の五第二項第三号に規定する認定移行計画をいう。第二十三条の十二の四第四項第二号において同じ。）の写し
 - 三 第一号の贈与者による認定医療法人の持分の放棄の直前及び当該放棄の時に係る当該認定医療法人の出資者名簿（良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十四号）附則第十条の三第三項第二号に規定する出資者名簿をいう。以下第二十三条の十二の五までにおいて同じ。）の写し

- 四 法第七十条の七の五第四項に規定する場合には該当しない旨を記載した書類
- 五 その他参考となるべき書類

- 5 施行令第四十条の八の四第十一項に規定する財務省令で定める書類は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める書類とする。
 - 一 法第七十条の七の五第十一項第一号に掲げる場合に該当することとなつた場合
 - イ 法第七十条の七の五第一項の規定の適用を受ける受贈者が同項の規定の適用に係る認定医療法人の持分の放棄をする際に当該認定医療法人に提出した第三項の書類（当該認定医療法人が当該書類を受領した年月日の記載があるものに限り。）の写し
 - ロ 法第七十条の七の五第一項の規定の適用を受ける受贈者による認定医療法人の持分の放棄の直前及び当該放棄の時に係る当該認定医療法人の出資者名簿の写し
 - 二 法第七十条の七の五第十一項第二号に掲げる場合に該当することとなつた場合
 - イ 前号に定める書類
 - ロ 法第七十条の七の五第十一項第二号の基金拠出型医療法人の定款（認定医療法人から当該基金拠出型医療法人への移行のための医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第五十条第一項の規定による都道府県知事の認可を受けたものに限り。）の写し
 - ハ 免除を受ける贈与税の額及びその計算の明細を明らかにする書類
- 6 法第七十条の七の五第十三項の規定により納付の義務の承継をした同項の相続人が施行令第四十条の八の四第十一項の規定により同項の届出書を提出する場合には、当該届出書に同条第十二項第一号に定める割合を記載するとともに、遺言書の写し、財産の分割の協議に関する書類（当該書類に当該承継に係る全ての共同相続人及び包括受遺者が自署し、自己の印を押しているものに限り。）の写し（当該自己の印に係る印鑑証明書が添付されているものに限り。）その他の財産の取得の状況を証する書類を添付しなければならない。
 - 7 施行令第四十条の八の四第十三項の規定により法第七十条の七の五第一項の受贈者とみなされた同条第十三項の相続人については、第一項第一号に規定する受贈者とみなして、この条の規定を適用する。
 - 8 法第七十条の七の五第十四項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
 - 一 受贈者又は認定医療法人について、法第七十条の七の五第十四項の納税の猶予に係る期限の確定に係る事実が生じた旨
 - 二 受贈者及び当該受贈者に係る贈与者の氏名及び住所又は居所並びに認定医療法人の名称及び主たる事務所の所在地
 - 三 法第七十条の七の五第十四項の納税の猶予に係る期限の確定に係る事実の詳細及び当該事実の生じた年月日並びに当該事実に係る報告の受理その他の行為の内容
 - 四 その他参考となるべき事項
 - 9 法第七十条の七の五第十五項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
 - 一 法第七十条の七の五第一項の規定の適用を受ける受贈者及び当該受贈者に係る贈与者の氏名及び住所又は居所
 - 二 前号の受贈者が同号の贈与者による認定医療法人の持分の放棄により受けた法第七十条の七の五第一項の規定の適用に係る同項に規定する経済的利益に係る同項に規定する贈与税の申告書が提出された日
 - 三 その他法第七十条の七の五第十五項の通知の事務に関し税務署長が必要と認める事項（医療法人の持分に係る経済的利益についての贈与税の税額控除）

- 2 法第七十条の七の六第五項に規定する財務省令で定める書類は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める書類とする。
 - 一 施行令第四十条の八の五第二項第一号に掲げる場合に該当することとなつた場合
 - イ 前条第四項第一号から第三号まで及び第五号に掲げる書類
 - ロ 法第七十条の七の六第四項に規定する場合に該当しない旨を記載した書類
 - ハ 法第七十条の七の六第一項の規定の適用を受ける同項に規定する受贈者が同項の規定の適用に係る認定医療法人の持分の放棄をする際に当該認定医療法人に提出した前項の書類（当該認定医療法人が当該書類を受領した年月日の記載があるものに限り。）の写し
 - 二 法第七十条の七の六第一項の規定の適用を受ける同項に規定する受贈者による認定医療法人の持分の放棄の直前及び当該放棄の時に係る当該認定医療法人の出資者名簿の写し
- 二 施行令第四十条の八の五第二項第二号に掲げる場合に該当することとなつた場合
 - イ 前号に定める書類
 - ロ 施行令第四十条の八の五第二項第二号の基金拠出型医療法人の定款（認定医療法人から当該基金拠出型医療法人への移行のための医療法第五十条第一項の規定による都道府県知事の認可を受けたものに限り。）の写し
 - ハ 法第七十条の七の六第一項の放棄相当贈与税額の計算の明細を明らかにする書類（医療法人の持分についての相続税の納税猶予及び免除）
- 二十三 法第七十条の七の六第一項に規定する財務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。
 - 一 法第七十条の七の八第一項に規定する相続人等がその有する同項の規定の適用に係る同項に規定する認定医療法人（第三号及び第四項において「認定医療法人」という。）の持分に質権の設定をすることについて承諾した旨を記載した書類（当該相続人等が自署し、自己の印を押しているものに限り。）
 - 二 前号の相続人等の印に係る印鑑証明書
 - 三 第一号の認定医療法人が同号の質権の設定について承諾したことを証する書類で次に掲げるいずれかのもの
 - イ 当該質権の設定について承諾した旨が記載された公正証書
 - ロ 当該質権の設定について承諾した旨が記載された私書証書で登記所又は公証人役場において日付のある印が押されているもの（当該認定医療法人の印を押しているものに限り。）及び当該認定医療法人の印に係る印鑑証明書
 - ハ 当該質権の設定について承諾した旨が記載された書類（当該認定医療法人の印を押しているものに限り。）で郵便法第四十八条第一項の規定により内容証明を受けたもの及び当該認定医療法人の印に係る印鑑証明書
- 2 施行令第四十条の八の七第二項に規定する財務省令で定める書類は、前項第一号及び第三号に掲げる書類とする。
 - 3 第二十三条の十二の二第三項の規定は、法第七十条の七の八第六項において法第七十条の七の五第六項の規定を準用する場合及び法第七十条の七の八第十一項において法第七十条の七の五第十一項の規定を準用する場合について準用する。
 - 4 法第七十条の七の八第八項に規定する財務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。
 - 一 法第七十条の七の八第一項の規定の適用に係る認定医療法人の定款の写しその他の書類で当該認定医療法人が厚生労働大臣認定を受けたことを証するもの
 - 二 認定医療法人の認定移行計画の写し
 - 三 法第七十条の七の八第一項の規定の適用に係る相続の開始の直前及び当該相続の開始の時に係る認定医療法人の出資者名簿の写し

四 法第七十条の七の八第三項に規定する場合に該当しない旨を記載した書類
 五 遺言書の写し、財産の分割の協議に関する書類（当該書類に法第七十条の七の八第一項の相続に係る全ての共同相続人及び包括受遺者が自署し、自己の印を押しているものに限る。）の写し（当該自己の印に係る印鑑証明書が添付されているものに限る。）その他の財産の取得の状況を証する書類
 六 その他参考となるべき書類

5 第二十三条の十二の二第五項の規定は、施行令第四十条の八の七第十五項において施行令第四十条の八の四第十一項の規定を準用する場合について準用する。

6 第二十三条の十二の二第六項及び第七項の規定は、法第七十条の七の八第十三項において法第七十条の七の五第十三項の規定を準用する場合について準用する。

7 第二十三条の十二の二第八項の規定は、法第七十条の七の八第十四項において法第七十条の七の五第十四項の規定を準用する場合について準用する。

8 第二十三条の十二の二第九項の規定は、法第七十条の七の八第十五項において法第七十条の七の五第十五項の規定を準用する場合について準用する。

（医療法人の持分についての相続税の税額控除）
 第二十三条の十二の五 法第七十条の七の九第一項及び施行令第四十条の八の八第二項各号の認定医療法人（法第七十条の七の九第一項に規定する認定医療法人をいう。次項において同じ。）の持分の全部又は一部の放棄は、厚生労働大臣が定める書類を当該認定医療法人に提出してするものとする。

2 法第七十条の七の九第四項に規定する財務省令で定める書類は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める書類とする。

一 施行令第四十条の八の八第二項第一号に掲げる場合に該当することとなつた場合 次に掲げる書類

イ 前条第四項第一号から第三号まで、第五号及び第六号に掲げる書類
 ロ 法第七十条の七の九第三項に規定する場合に該当しない旨を記載した書類

ハ 法第七十条の七の九第一項の規定の適用を受ける相続人等が同項の規定の適用に係る認定医療法人の持分の放棄をする際に当該認定医療法人に提出した前項の書類（当該認定医療法人が当該書類を受領した年月日の記載があるものに限る。）の写し

ニ 法第七十条の七の九第一項の規定の適用を受ける相続人等による認定医療法人の持分の放棄の直前及び当該放棄の時に掲げる当該認定医療法人の出資者名簿の写し

二 施行令第四十条の八の八第二項第二号に掲げる場合に該当することとなつた場合 次に掲げる書類

イ 前号に定める書類
 ロ 施行令第四十条の八の八第二項第二号の基金拠出型医療法人の定款（認定医療法人から当該基金拠出型医療法人への移行のための医療法第五十条第一項の規定による都道府県知事の認可を受けたものに限る。）の写し

ハ 法第七十条の七の九第一項の放棄相当相続税額の計算の明細を明らかにする書類

第二十三条の十四第三項中、「第七十条の八の二第五項」を、「第七十条の八の二第六項」に改める。

第二十三条の十七第一項中、「この項」を、「この条」に改め、同条第二項から第四項までを削る。

第二十五条第一項中、「第二十六条の二」を、「第二十六条の三」に改める。

第二十六条の次に次の一条を加える。
 （特定の増改築等がされた住家用家屋の所有権の移転登記の税率の軽減を受けるための手続）
 第二十六条の三 法第七十四条の三第一項の規定の適用を受けようとする者は、その登記の申請書に、当該登記に係る家屋についての市町村長等の施行令第四十一条第一項の規定による証明書で、当該家屋が法第七十四条の三第一項に規定する宅地建物取引業者が同条第二項に規定する増改築

等をした施行令第四十二条の二の二第一項に規定する住家用家屋で政令で定めるものに該当するものであること、当該家屋を当該宅地建物取引業者から売買又は競落により取得したこと及び当該家屋の取得の年月日の記載があるものを添付しなければならない。

第二十七条第一項中、「又は前条第一項若しくは第二項」を、「第二十六条第一項若しくは第二項、第二十六条の二第一項若しくは第三項又は前条」に改める。

第二十八条中、「第七十六条の規定」を、「第七十六条第一項の規定」に、「同条の」を、「同項の」に改め、市の長」の下に、次項において同じ。」を加え、法第七十六条に、「を、同条第一項に」に改め、同条第一号中、「第七十六条第一号」を、「第七十六条第一項第一号」に改め、同条を「同項」に改め、同条第二号中、「第七十六条第二号」を、「第七十六条第一項第二号」に改め、同条第三号中、「第七十六条第三号」を、「第七十六条第一項第三号」に改め、同条イ中、「第七十六条の」を、「第七十六条第一項の」に改め、同条イ(1)中、「第七十六条第三号」を、「第七十六条第一項第三号」に改め、同条口中、「第七十六条」を、「第七十六条第一項」に、「同条第三号」を、「同項第三号」に改め、同条に次の一項を加える。

2 法第七十六条第二項の規定の適用を受けようとする者は、その登記の申請書に、当該登記が同項の規定に該当するものであることについての都道府県知事の証明書で、当該登記が同項に規定するマンション敷地売却事業に伴い受けるものである旨、当該登記を受ける者が同項に規定する組合に該当する旨及び当該登記が同項各号に掲げる登記に該当する旨の記載があるものを添付しなければならない。

第二十九条の次に次の一条を加える。
 （農地中間管理機構が農用地等取得した場合の所有権の移転登記の税率の軽減を受けるための手続）

第二十九条の二 法第七十七条の二の規定の適用を受けようとする同条に規定する農地中間管理機構は、その登記の申請書に、当該登記が同条の規定に該当するものであることについての都道府県知事の証明書で、当該登記に係る土地が同条に規定する農地売買等事業により取得されたものであること、当該土地が施行令第四十二条の四の二第一項に規定する農用地区域内に存すること及び当該土地が同条第二項に規定する土地に該当するものであること並びに当該農地中間管理機構が当該土地を取得した日の記載があるものを添付しなければならない。

第三十条の二第三項中（平成二十六年内閣府、総務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第一号）を削り、同条第四項中（平成二十六年経済産業省令第一号）及び（平成二十五年法律第九十八号）を削る。

第三十条の三の見出し中、「認定経営基盤強化計画等」を、「経営強化計画」に改め、同条第一項中「第八十条の二第一項」を、「第八十条の二」に、「同項の」を、「同条の」に、並びに当該事項が記載された同項に規定する認定経営基盤強化計画に係る認定の日及び当該認定経営基盤強化計画が提出された日」を、「及び次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める」に改め、同項に次の各号を加える。

一 当該登記に係る事項が法第八十条の二に規定する経営強化計画に係る主務大臣の決定に係る場合 当該経営強化計画に係る決定の日及び当該経営強化計画が提出された日

二 当該登記に係る事項が法第八十条の二に規定する変更後の経営強化計画に係る主務大臣の承認に係る場合 当該変更後の経営強化計画に係る承認の日及び当該変更後の経営強化計画が提出された日

第三十条の三第二項中、「第八十条の二第一項第二号」を、「第八十条の二第二号」に改め、同条第三項を削る。

第三十一条第四項を削り、同条を第三十条の四とし、同条の次に次の一条を加える。

(認定特定民間中心市街地経済活力向上事業計画に基づき不動産を取得した場合の所有権の移転登記等の税率の軽減を受けるための手続)

第三十一条 法第八十一条の二第一項の規定の適用を受けようとする者は、その登記の申請書に、当該登記が同項の規定に該当するものであることについての経済産業大臣の証明書で、当該登記に係る不動産の所有権を取得した者が同項に規定する認定特定民間中心市街地経済活力向上事業者であること、当該不動産が当該認定特定民間中心市街地経済活力向上事業者により同項に規定する特定民間中心市街地経済活力向上事業の用に供するために当該特定民間中心市街地経済活力向上事業の実施区域内において取得されたものであること並びに同項に規定する認定特定民間中心市街地経済活力向上事業計画について経済産業大臣の認定を受けた日及び当該認定特定民間中心市街地経済活力向上事業者が当該不動産の所有権を取得した日の記載があるものを添付しなければならない。

2 法第八十一条の二第二項の規定の適用を受けようとする者は、その登記の申請書に、当該登記が同項の規定に該当するものであることについての経済産業大臣の証明書で、当該登記に係る建物を建築した者が同条第一項に規定する認定特定民間中心市街地経済活力向上事業者であること、当該建物が当該認定特定民間中心市街地経済活力向上事業者により同項に規定する特定民間中心市街地経済活力向上事業の用に供するために当該特定民間中心市街地経済活力向上事業の実施区域内において建築されたものであること並びに同項に規定する認定特定民間中心市街地経済活力向上事業計画について経済産業大臣の認定を受けた日及び当該認定特定民間中心市街地経済活力向上事業者が当該建物を建築した日の記載があるものを添付しなければならない。

(特定空港運営事業に係る公共施設等運営権の設定登録の税率の軽減を受けるための手続)

第三十一条の二 法第八十二条の規定の適用を受けようとする者は、その登録の申請書に、当該登録が同条の規定に該当するものであることについての国土交通大臣の証明書で、当該登録に係る同条に規定する公共施設等運営権の設定を受けた者が同条に規定する空港運営権者であること及び当該空港運営権者が当該公共施設等運営権の設定を受けた日の記載があるものを添付しなければならない。

第三十一条の五第三項第二号中「第二条第十九項」を、「第二条第二十一項」に改める。

第三十一条の六を次のように改める。

(新幹線鉄道の建設に係る不動産の所有権の移転登記等の免税を受けるための手続)

第三十一条の六 法第八十四条の規定の適用を受けようとする法人は、その登記の申請書に、当該登記が同条の規定に該当するものであることについての国土交通大臣の証明書で、当該法人が同条に規定する特定建設線の建設主体として国土交通大臣が指名した法人であること、当該登記に係る同条に規定する土地の所有権若しくは地上権の取得又は建物の建築が同条に規定する新幹線鉄道の同条に規定する鉄道施設の用に供するために行われたものであること及び当該取得又は建築の日の記載があるものを添付しなければならない。

第三十一条の八を削り、第三十一条の九を第三十一条の八とする。

第三十九条の十一を第三十九条の十二とし、第三十九条の十を第三十九条の十一とし、第三十九条の九の次に次の一条を加える。

(遺付の申請に係る場所の特例の承認の申請等)

第三十九条の十 第三十九条の四の規定は、施行令第五十条の二の二第四項の規定による承認について準用する。

第四十条の二第八項第一号及び第二号中「エネルギーの使用の合理化に関する法律施行令」を「エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行令」に改める。

第四十条の四第三項中「第十五条第八項及び第九十三条第九項」を、「第十五条第七項及び第九十三条第八項」に改める。

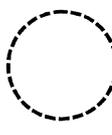
別表第三(ロ)を別表第三(ハ)とし、別表第三(ニ)を別表第三(イ)とし、別表第三(ヒ)を別表第三(ク)とし、別表第三(ケ)の次に次の一表を加える。

別表第三(ロ)

氏名	青児休業等をする者の財産形成非課税住宅貯蓄継続適用申告書 青児休業等をする者の財産形成非課税年金貯蓄継続適用申告書 青児休業等 期間 変更 申告書	平成 年 月 日
住所	税務署長殿	

この旨申告します。

下記の 財産形成非課税住宅貯蓄につき引き続き租税特別措置法第 4 条の 2 第 1 項の規定の適用を受けたいので、
財産形成非課税年金貯蓄につき引き続き租税特別措置法第 4 条の 3 第 1 項の規定の適用を受けたいので、
青児休業等の期間を変更したいので、

種別	子の氏名	期 間	変更後の期間
		育児休業等	年 月 日から 年 月 日まで
受入機関の等	所在地	子の生年月日 (出生予定年月日)	年 月 日生
		所在地	
営業所の先	所在地	受入機関の	受入機関の
		所在地	受理日付印
休業前の先	所在地	受入機関の	
		所在地	
休業前の先	所在地	受入機関の	
		所在地	
事務代行先	所在地	受入機関の	
		所在地	
(その他)			

(備考)

1 この申告書は、次に掲げる場合に提出するものとする。

- (1) 財産形成非課税住宅貯蓄申告書を提出した個人が育児休業等（施行令第2条の21の2第1項に規定する育児休業等をいう。以下この表において同じ。）をすることとなつた場合において、当該申告書に係る財産形成住宅貯蓄（法第4条の2第1項に規定する財産形成住宅貯蓄をいう。以下この表において同じ。）につき、引き続き同項の規定を受けようとするとき。
- (2) 育児休業等をする者の財産形成非課税住宅貯蓄継続適用申告書を提出した個人が、当該申告書に記載した育児休業等の期間を変更するとき。
- (3) 財産形成非課税年金貯蓄申告書を提出した個人が、施行令第2条の32第5項に規定する積立期間の末日前に育児休業等をする事となつた場合において、当該申告書に係る財産形成年金貯蓄（法第4条の3第1項に規定する財産形成年金貯蓄をいう。以下この表において同じ。）につき、引き続き法第4条の3第1項の規定の適用を受けようとするとき。
- (4) 育児休業等をする者の財産形成非課税年金貯蓄継続適用申告書を提出した個人が、当該申告書に記載した育児休業等の期間を変更するとき。

2 この申告書は、1(1)又は1(2)に掲げる場合に該当する場合にあつては勤務先（施行令第2条の21の2第1項に規定する勤務先をいう。以下この表において同じ。）当該勤務先が法第4条の2第1項に規定する事務代行団体（以下この表において「事務代行団体」という。）に同項に規定する勤労者財産形成住宅貯蓄契約（以下この表において「勤労者財産形成住宅貯蓄契約」という。）に係る事務の委託をしている同項に規定する特定賃金支払者（以下この表において「特定賃金支払者」という。）に係るものである場合には、当該勤務先及び当該委託に係る施行令第2条の6第1項第1号に規定する事務代行先）及び財産形成住宅貯蓄の受入れをしている金融機関の営業所等を経由して、1(3)又は1(4)に掲げる場合に該当する場合にあつては勤務先（当該勤務先が事務代行団体に法第4条の3第1項に規定する勤労者財産形成年金貯蓄契約（以下この表において「勤労者財産形成年金貯蓄契約」という。）に係る事務の委託をしている特定賃金支払者に係るものである場合には、当該勤務先及び当該委託に係る施行令第2条の31において準用する施行令第2条の6第1項第1号に規定する事務代行先）及び財産形成年金貯蓄の受入れをしている金融機関の営業所等を経由して、その者の住所地の所轄税務署長に提出すること。

3 この申告書を、1(1)に掲げる場合に該当して提出するときにおける使用の方法及び記載の要領は、次による。

- (1) この申告書の表の「育児休業等をする者の財産形成非課税年金貯蓄継続適用申告書」、「育児休業等期間変更申告書」、「財産形成年金貯蓄につき引き続き租税特別措置法第4条の3第1項の規定の適用を受けたいので、」及び「育児休業等の期間を変更したいので、」の字句を、それぞれ抹消すること。
- (2) 「氏名」及び「住所」の欄には、この申告書を作成する日の現況による氏名及び住所を記載すること。
- (3) 「育児休業等」の欄の「期間」の項には、育児休業等の期間を記載すること。
- (4) 「子の氏名」及び「子の生年月日」の欄には、育児休業等に係る子の氏名及び生年月日又は出産予定年月日を記載すること。
- (5) 「種別」の欄には、引き続き法第4条の2第1項の規定の適用を受けようとする財産形成住宅貯蓄の種別（第3条の5第9項に規定する種別をいう。4(5)において同じ。）を記載すること。
- (6) 「受入機関の営業所等」の「所在地」及び「名称」の欄には、財産形成住宅貯蓄の受入れをしている金融機関の営業所等の所在地及び名称を記載すること。

(7) 「休業前の勤務先」及び「休業前の賃金の支払者」の欄には、育児休業等をする事となつた時の勤務先及び法第4条の2第1項に規定する同法第2条第2号に規定する賃金の支払者の所在地及び名称を、それぞれ記載すること。

(8) 「休業前の事務代行先」の欄には、育児休業等をする事となつた時の勤務先が事務代行団体に勤労者財産形成住宅貯蓄契約に係る事務の委託をしている特定賃金支払者に係るものである場合における当該委託に係る施行令第2条の6第1項第1号に規定する事務代行先の所在地及び名称を記載すること。

4 この申告書を、1(2)に掲げる場合に該当して提出するときにおける使用の方法及び記載の要領は、次による。

- (1) この申告書の表の「育児休業等をする者の財産形成非課税住宅貯蓄継続適用申告書」、「育児休業等をする者の財産形成非課税年金貯蓄継続適用申告書」、「財産形成住宅貯蓄につき引き続き租税特別措置法第4条の2第1項の規定の適用を受けたいので、」及び「財産形成年金貯蓄につき引き続き租税特別措置法第4条の3第1項の規定の適用を受けたいので、」の字句を、それぞれ抹消すること。
- (2) 「氏名」及び「住所」の欄には、この申告書を作成する日の現況による氏名及び住所を記載すること。
- (3) 「育児休業等」の欄の「期間」及び「変更後の期間」の項には、変更前の育児休業等の期間及び変更後の育児休業等の期間を、それぞれ記載すること。
- (4) 「子の氏名」及び「子の生年月日」の欄には、育児休業等に係る子の氏名及び生年月日又は出産予定年月日を記載すること。
- (5) 「種別」の欄には、引き続き法第4条の2第1項の規定の適用を受けようとする財産形成住宅貯蓄の種別を記載すること。
- (6) 「受入機関の営業所等」の「所在地」及び「名称」欄には、財産形成住宅貯蓄の受入れをしている金融機関の営業所等の所在地及び名称を記載すること。
- (7) 「休業前の勤務先」及び「休業前の賃金の支払者」の欄には、育児休業等をする事となつた時の勤務先及び法第4条の2第1項に規定する同法第2条第2号に規定する賃金の支払者の所在地及び名称を、それぞれ記載すること。
- (8) 「休業前の事務代行先」の欄には、育児休業等をする事となつた時の勤務先が事務代行団体に勤労者財産形成住宅貯蓄契約に係る事務の委託をしている特定賃金支払者に係るものである場合における当該委託に係る施行令第2条の6第1項第1号に規定する事務代行先の所在地及び名称を記載すること。

5 この申告書を、1(3)に掲げる場合に該当して提出するときにおける使用の方法及び記載の要領は、次による。

- (1) この申告書の表の「育児休業等をする者の財産形成非課税住宅貯蓄継続適用申告書」、「育児休業等期間変更申告書」、「財産形成住宅貯蓄につき引き続き租税特別措置法第4条の2第1項の規定の適用を受けたいので、」及び「育児休業等の期間を変更したいので、」の字句を、それぞれ抹消すること。
- (2) 3(2)から3(8)までの記載の要領は、この申告書を1(3)に掲げる場合に該当して提出するときについて準用する。この場合において、3(5)中「法第4条の2第1項」とあるのは「法第4条の3第1項」と、「財産形成住宅貯蓄」とあるのは「財産形成年金貯蓄」と、「第3条の5第9項」とあるのは「第3条の12において準用する第3条の5第9項」と、3(6)中「財産形成住宅貯蓄」とあるのは「財産形成年金貯蓄」と、3(7)中「法第4条の2第1項」とあるのは「法第4条の3第1項」と、「同法第2条第2号」とあるのは「前条第1項」と、3(8)中「勤労者財産形成住宅貯蓄契約」とあるのは「勤労者財産形成年金貯蓄契約」と、「施行令」とあるのは「施行令第2条の31において準用する施行令」とする。

六 第一条中租税特別措置法施行規則第四条の三第一項の改正規定及び同令第三十一条の五第三項第二号の改正規定、金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第四十五号）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日

七 第一条中租税特別措置法施行規則第六条の二の改正規定（同条第四項第一号に係る部分を除く。）、同令第十七条の二第一項第九号口の改正規定、同条第十三項第一号の改正規定、同令第二十条の二十一の改正規定、同令第二十二号の五第一項第九号口の改正規定、同条第十三項第二号の改正規定、同令第二十二号の四十二の改正規定及び同令第三十一条を第三十条の四とし、同条の次に一条を加える改正規定、中心市街地の活性化に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第 号）の施行の日

八 第一条中租税特別措置法施行規則第十四条第五項第三号イの改正規定、電気事業法の下に「（昭和二十九年法律第七十号）を加え、第二条第一項に規定する小笠原諸島」を、第四条第一項に規定する小笠原諸島に改める部分及び「同条第十項に規定する共同生活介護、同条第十三項」を「同条第十二項」に、「同条第十四項」を「同条第十三項」に、「同条第十五項」を「同条第十四項」に、「同条第十六項」を「同条第十五項」に改める部分を除く。及び同令第二十三号の五の三第二項第二号の改正規定並びに附則第四条第一項の規定、子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）の施行の日

九 第一条中租税特別措置法施行規則第十七条の二第一項第十一号の改正規定、同令第十八号の五第四項に一号を加える改正規定、同条第五項第二号を同項第三号とし、同号の次に四号を加える改正規定（第四号に係る部分に限る。）、同令第十八号の六第二項第一号イの改正規定、同令第二十二号の五第一項第十一号の改正規定、同令第二十二号の七第四項に一号を加える改正規定、同条第五項第二号を同項第三号とし、同号の次に三号を加える改正規定（第四号に係る部分に限る。）、同令第二十二号の六十九第四項に一号を加える改正規定及び同条第五項第二号を同項第三号とし、同号の次に三号を加える改正規定（第四号に係る部分に限る。）、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第 号）の施行の日

十 第一条中租税特別措置法施行規則第二十号の九から第二十号の十三までの改正規定（同令第二十条の十一第二項に係る部分に限る。）、及び同令第二十二号の三十一から第二十二号の三十六までの改正規定（同令第二十二号の三十二第二項に係る部分に限る。）、港灣法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第三十一号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日

十一 第一条中租税特別措置法施行規則第二十三号の十二の次に四号を加える改正規定及び同令第二十三号の十四第三項の改正規定、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成二十六年法律第 号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日

十二 第一条中租税特別措置法施行規則第二十八号の改正規定、マンションの建替えの円滑化等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第 号）の施行の日

（個人の特定地域における工業用機械等の特別償却に関する経過措置）

第二条 租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（平成二十六年政令第四百四十五号、以下「改正令」といふ。）附則第六条第四項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正令第一条の規定による改正前の租税特別措置法施行令（以下「旧令」といふ。）第六条の三第十八項の規定に基づく第一条の規定による改正前の租税特別措置法施行規則（以下「旧規則」といふ。）第五条の第十二第五項の規定は、なおその効力を有する。

第三条 第一条の規定による改正後の租税特別措置法施行規則（以下「新規則」といふ。）第九条の三第一項の規定は、個人がこの省令の施行の日（以下「施行日」といふ。）以後に交付を受ける所得税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第十号、以下「改正法」といふ。）第十条の規定による改正後の租税特別措置法（以下「新法」といふ。）第二十四条の二第一項に規定する交付金等について適用し、個人が施行日前に交付を受けた改正法第十条の規定による改正前の租税特別措置法以下「旧法」といふ。）第二十四条の二第一項に規定する交付金等については、なお従前の例による。

（個人の譲渡所得の課税の特例に関する経過措置）

第四条 新規則第十四条第五項第三号イの規定は、個人が附則第一条第八号に定める日以後に行う新法第三十三条第一項の規定に該当する資産の譲渡について適用し、個人が同日以前に行う新法第三十三条第一項の規定に該当する資産の譲渡については、次項に規定する場合を除き、なお従前の例による。

2 個人が施行日前に行つた旧法第三十三条第一項の規定に該当する資産の譲渡に係る旧規則第十四条第五項第三号イの規定（障害福祉サービス事業の用に供する施設に係る部分に限る。）は、なお従前の例による。

3 個人が改正令附則第八条第五項に規定する旧農地保有合理化法人に対して行う同項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧令第二十二号の九第一項第一号に規定する農地若しくは採草放牧地、開発して農地とすることが適当な土地若しくは農業用施設の用に供することとされている土地又はこれらの土地の上に存する権利の譲渡については、旧規則第十八号第一項及び第四項（第四号に係る部分に限る。）の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同項第四号中「農業経営基盤強化促進法第四号第二項第一号又は第三項第一号に掲げる農地売買等事業」とあるのは、「農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する等の法律（平成二十五年法律第百二号）附則第三条に規定する旧農地保有合理化事業（同法附則第二条第一項に規定する旧基盤強化法第四号第二項第一号に掲げる事業に限る。）」と、「書類及び当該」とあるのは、「書類、当該」と、「書類（当該農地等の買入れをする者が一般社団法人又は一般財団法人である場合には、これらの書類」とあるのは、「書類」と、施行令第二十二号の九第一項第一号に規定する農地保有合理化法人又は農地利用集積団体の」とあるのは、「租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（平成二十六年政令第四百四十五号）附則第八条第五項の規定によりなおその効力を有するものとされる同項の規定により読み替えられた同令第一条の規定による改正前の租税特別措置法施行令第二十二号の九第一項第一号に規定する旧農地保有合理化法人」と、「書類」とあるのは、「書類」と、同令イ中「農地法」とあるのは、「農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する等の法律（平成二十五年法律第百二号）附則第四条第二項の規定によりなお従前の例によることとされる同法第二条の規定による改正前の農地法」とする。

4 新規則第十八号の五第五項（第六号に係る部分に限る。）の規定は、施行日以後に同号に規定する都道府県知事若しくは市長又は総務大臣の証する同号に規定する書類について適用し、施行日前に旧規則第十八号の五第五項第三号に規定する都道府県知事若しくは市町村長又は総務大臣の証した同号に規定する書類については、なお従前の例による。

5 施行日から附則第一条第九号に定める日の前日までの間における新規則第十八号の五第五項の規定の適用については、同項中「第三号、第五号の下欄」とあるのは、「第三号」とする。

6 改正法附則第五十九号第十二項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧法第三十七号から第三十七号の四まで（旧法第三十七号第一項の表の第八号に係る部分に限る。）の規定及び改正令附則第八号第七項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧令第二十五号の規定に基づく旧規則第十八号の五第二項、第三項、第五項及び第七項の規定は、なおその効力を有する。（非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税に関する経過措置等）

第五条 改正令附則第十一条第二項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 改正令附則第十一条第二項の申請書を提出する者の名称及び所在地

二 改正法附則第六十一条第四項の承認を受けようとする旨

三 改正法附則第六十一条第四項に規定する提供事項を提供しようとする財務署長及び当該財務署長に提供しようとする理由

四 新法第三十七号の第十四第九項各号に掲げる方法のうちいずれの方法によるかの別

五 その他参考となるべき事項

2 改正法附則第六十一条第四項に規定する財務省令で定める財務署長は、改正令附則第十一条第一項の申請に基づく同条第三項又は第四項の規定による承認に係る前項第三号の財務署長とする。

（個人の譲渡所得の課税の特例に関する経過措置）

第四条 新規則第十四条第五項第三号イの規定は、個人が附則第一条第八号に定める日以後に行う新法第三十三条第一項の規定に該当する資産の譲渡について適用し、個人が同日以前に行う新法第三十三条第一項の規定に該当する資産の譲渡については、次項に規定する場合を除き、なお従前の例による。

2 個人が改正令附則第八条第五項に規定する旧農地保有合理化法人に対して行う同項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧令第二十二号の九第一項第一号に規定する農地若しくは採草放牧地、開発して農地とすることが適当な土地若しくは農業用施設の用に供することとされている土地又はこれらの土地の上に存する権利の譲渡については、旧規則第十八号第一項及び第四項（第四号に係る部分に限る。）の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同項第四号中「農業経営基盤強化促進法第四号第二項第一号又は第三項第一号に掲げる農地売買等事業」とあるのは、「農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する等の法律（平成二十五年法律第百二号）附則第三条に規定する旧農地保有合理化事業（同法附則第二条第一項に規定する旧基盤強化法第四号第二項第一号に掲げる事業に限る。）」と、「書類及び当該」とあるのは、「書類、当該」と、「書類（当該農地等の買入れをする者が一般社団法人又は一般財団法人である場合には、これらの書類」とあるのは、「書類」と、施行令第二十二号の九第一項第一号に規定する農地保有合理化法人又は農地利用集積団体の」とあるのは、「租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（平成二十六年政令第四百四十五号）附則第八条第五項の規定によりなおその効力を有するものとされる同項の規定により読み替えられた同令第一条の規定による改正前の租税特別措置法施行令第二十二号の九第一項第一号に規定する旧農地保有合理化法人」と、「書類」とあるのは、「書類」と、同令イ中「農地法」とあるのは、「農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する等の法律（平成二十五年法律第百二号）附則第四条第二項の規定によりなお従前の例によることとされる同法第二条の規定による改正前の農地法」とする。

3 改正令附則第十一条第五項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
 一 改正令附則第十一条第五項に規定する非課税口座廃止通知書交付申請書（次号において「非課税口座廃止通知書交付申請書」という。）を提出する者の氏名、生年月日及び住所
 二 当該非課税口座廃止通知書交付申請書の提出先の改正令附則第十一条第五項に規定する金融商品取引業者等の営業所の名称及び所在地
 三 廃止した改正令附則第十一条第五項に規定する非課税口座の記号又は番号及びその廃止した年月日
 四 その他参考となるべき事項

4 新規則第十八条の十五の第三十一項の規定は、改正令附則第十一条第六項において準用する新法第三十七條の十四第十九項に規定する財務省令で定める事項について準用する。この場合において、新規則第十八条の十五の第三十一項第一号中「非課税口座廃止届出書」とあるのは、「租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（平成二十六年政令第百四十五号）附則第十一条第五項に規定する非課税口座廃止通知書交付申請書（以下この項において「非課税口座廃止通知書交付申請書」という。）と、同項第二号及び第三号中「非課税口座廃止届出書」とあるのは、「非課税口座廃止通知書交付申請書」と、同項第四号中「及びその」とあるのは、「非課税口座廃止通知書交付申請書の提出を受けた旨及びこれらの書類の」と読み替えるものとする。

5 改正令附則第十一条第八項の規定の適用がある場合における新規則第十八条の十五の八の規定の適用については、同条第一項第二号中「及び届出届出書」とあるのは、「出国届出書及び租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（平成二十六年政令第百四十五号）以下、平成二十六年改正令」という。附則第十一条第五項に規定する非課税口座廃止通知書交付申請書（以下この号において「非課税口座廃止通知書交付申請書」という。）と、及び金融商品取引業者等変更届出書」とあるのは、「金融商品取引業者等変更届出書及び非課税口座廃止通知書交付申請書」と、若しくは通知書」とあるのは、「通知書若しくは申請書」と、同条第二項中「第十九項」とあるのは、「第十九項（平成二十六年改正令附則第十一条第六項において準用する場合を含む。）と、同条第三項中「及び非課税口座開設者死亡届出書」とあるのは、「非課税口座開設者死亡届出書及び平成二十六年改正令附則第十一条第五項に規定する非課税口座廃止通知書交付申請書」とする。
 （金融商品取引業者等の営業所における非課税口座に関する帳簿書類の整理保存等に関する経過措置）

第六条 新規則第十八条の十五の八第一項の規定は、同項各号に掲げる帳簿又は書類で、当該帳簿又は書類の当該各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める日の属する年の一月一日から五年を経過する日が平成二十七年一月一日以後であるものについて適用する。
 （給付金が給付される者の範囲等に関する経過措置）

第七條 施行日から平成二十六年九月三十日までの間における新規則第十九条の第二第二項の規定の適用については、同項第二号口中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十六号）」による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」とあるのは、「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」とする。

第八條 新規則第二十條の四第一項及び第二項の規定は、法人（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二條第八号に規定する人格のない社団等を含む。）以下同じ。が施行日以後に取得又は製作若しくは建設をする新法第四十二條の九第一項に規定する工業用機械等について適用し、法人が施行日前に取得又は製作若しくは建設をした旧法第四十二條の九第一項に規定する工業用機械等については、なお従前の例による。

（法人の特定地域における工業用機械等の特別償却に関する経過措置）

第九條 改正令附則第二十條第四項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧令第二十八條の九第十九項の規定に基づく旧規則第二十條の十六第五項の規定は、なおその効力を有する。

第十條 改正令附則第二十一條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧令第三十六條の規定に基づく旧規則第二十一條の十八の規定は、なおその効力を有する。

（法人の農業経営基盤強化準備金に関する経過措置）
 第十一條 新規則第二十一條の十八の第二第一項の規定は、法人が施行日以後に交付を受けた新法第六十一條の第二第一項に規定する交付金等については適用し、法人が施行日前に交付を受けた旧法第六十一條の第二第一項に規定する交付金等については、なお従前の例による。
 （法人の資産の譲渡等の場合の課税の特例に関する経過措置）

第十二條 法人が改正令附則第二十三條第二項に規定する旧農地保有合理化法人に対して行う同項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧令第三十九條の六第二項に規定する農地若しくは採草放牧地、開発して農地とすることが適当な土地若しくは農業用施設の用に供することとされている土地又はこれらの土地の上に存する権利の譲渡に係る法人税については、旧規則第二十二條の六第一項及び第四項（第四号に係る部分に限る。）の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同号中「農業経営基盤強化促進法第四條第二項第一号又は第三項第一号に掲げる農地売買等事業」とあるのは、「農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化促進法の一部を改正する等の法律（平成二十五年法律第一〇号）附則第三條に規定する旧農地保有合理化事業（同法附則第二條第一項に規定する旧基盤強化法第四條第二項第一号に掲げる事業に限る。）と、書類及び当該」とあるのは、「書類、当該」と、書類（当該農地等の買入れをする者が一般社団法人又は一般財団法人である場合には、これらの書類」とあるのは、「書類」と、施行令第三十九條の六第二項に規定する農地保有合理化法人又は農地利用集積円滑化団体」とあるのは、「租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（平成二十六年政令第百四十五号）附則第二十三條第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同項の規定により読み替えられた同令第一條の規定による改正前の租税特別措置法施行令第三十九條の六第二項に規定する旧農地保有合理化法人」と、書類」とあるのは、「書類」と、同号イ中「農地法」とあるのは、「農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する等の法律（平成二十五年法律第一〇号）附則第四條第二項の規定によりなおその従前の例によることとされる同法第二條の規定による改正前の農地法」とする。

2 新規則第二十二條の七第四項（第六号に係る部分に限る。）の規定は、施行日以後に同号に規定する都道府県知事若しくは市長又は総務大臣の証する同号に規定する書類について適用し、施行日前に旧規則第二十二條の七第五項第三号に規定する都道府県知事若しくは市町村長又は総務大臣の証した同号に規定する書類については、なお従前の例による。

3 施行日から附則第一條第九号に定める日の前日までの間における新規則第二十二條の七第四項の規定の適用については、同項中「第三号、第五号の下欄」とあるのは、「第三号」とする。
 4 改正法附則第九十條の規定によりなおその効力を有するものとされる旧法第六十五條の七から第六十五條の九まで（旧法第六十五條の七第一項の表の第八号に係る部分に限る。）の規定及び改正令附則第二十三條第四項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧令第三十九條の七の規定に基づく旧規則第二十二條の七第三項（第一号に係る部分に限る。）、第五項、第七項、第八項（第一号に係る部分に限る。）及び第九項から第十三項までの規定は、なおその効力を有する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第三項第一号	法第六十八條の七十八第一項（法）	所得税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第十号）附則第二十二條第八項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十條の規定による改正前の租税特別措置法（以下「旧効力連結措置法」という。）第六十八條の七十八第一項（旧効力連結措置法）
第八項第一号	法第六十八條の七十八第一項（法）	旧効力連結措置法第六十八條の七十八第一項（旧効力連結措置法）
	法第六十八條の七十八第九項（法）	旧効力連結措置法第六十八條の七十八第九項（旧効力連結措置法）

第十二項第一号	第三十九条の百六第四項	租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（平成二十六年政令第百四十五号）附則第三十三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同令第一条の規定による改正前の租税特別措置法施行令（以下「旧効力連結措置法施行令」という。）第三十九条の百六第四項
第十二項第二号	第六十八條の七十九第六項	旧効力連結措置法第六十八條の七十八第一項
第十二項第三号	第六十八條の七十九第六項 第六十八條の七十九第四項 第三十九條の百六第四項	並びに旧効力連結措置法第六十八條の七十八第一項

（投資法人に係る課税の特例に関する経過措置）
 第十三条 新規則第二十二條の十九第二項（第二号に係る部分に限る。）の規定は、新法第六十七條の十五第一項に規定する投資法人の施行日以後に開始する事業年度分の法人税について適用する。
 （連結法人が沖繩の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する経過措置）
 第十四条 新規則第二十二條の二十六の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日以後に取得又は製作若しくは建設をする新法第六十八條の十三第一項に規定する工業用機械等について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に取得又は製作若しくは建設をした旧法第六十八條の十三第一項に規定する工業用機械等については、なお従前の例による。

（連結法人の特定地域における工業用機械等の特別償却に関する経過措置）
 第十五条 改正令附則第三十一條第四項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧令第三十九條の五十六第七項の規定に基づく旧規則第二十二條の三十七の規定は、なおその効力を有する。
 （沖繩の認定法人の連結所得の特別控除に関する経過措置）
 第十六条 改正令附則第三十二條第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧令第三十九條の九十第一項の規定に基づく旧規則第二十二條の六十一の規定は、なおその効力を有する。
 （連結法人の資産の譲渡等の場合の課税の特例に関する経過措置）
 第十七条 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が改正令附則第二十三條第二項に規定する旧農地保有合理化法人に対して行う同項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧令第三十九條の六第二項に規定する農地若しくは採草放牧地、開発して農地とすることが適当な土地若しくは農業用施設の用に供することとされている土地又はこれらの土地の上に存する権利の譲渡に係る法人税については、旧規則第二十二條の六十八（旧規則第二十二條の六第四項第四号に係る部分に限る。）の規定は、なおその効力を有する。この場合において、旧規則第二十二條の六十八中、「第二十二條の六第四項各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号」とあるのは、租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十六年財務省令第二十八号）附則第十二條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同令第一条の規定による改正前の租税特別措置法施行規則第二十二條の六第四項第四号」とする。

2 新規則第二十二條の六十九第四項（第六号に係る部分に限る。）の規定は、施行日以後に同号に規定する都道府県知事若しくは市長又は総務大臣の証する同号に規定する書類について適用し、施行

日前に旧規則第二十二條の六十九第五項第三号に規定する都道府県知事若しくは市町村長又は総務大臣の証した同号に規定する書類については、なお従前の例による。
 3 施行日から附則第一条第九号に定める日の前日までの間における新規則第二十二條の六十九第四項の規定の適用については、同項中、「第三号、第五号の下欄」とあるのは、「第三号」とする。
 4 改正法附則第二百二十二條第八項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧法第六十八條の七十八から第六十八條の八十まで（旧法第六十八條の七十八第一項の表の第八号に係る部分に限る。）の規定及び改正令附則第三十三條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧令第三十九條の百六の規定に基づく旧規則第二十二條の六十九第三項（第一号に係る部分に限る。）、第五項、第七項、第八項（第一号に係る部分に限る。）及び第九項から第十三項までの規定は、なおその効力を有する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第三項第一号	法第六十五條の七第一項（法）	所得税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第十号）附則第九十條第八項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十条の規定による改正前の租税特別措置法（以下「旧効力単体措置法」という。）第六十五條の七第一項（旧効力単体措置法）
第五項第六号	法第六十五條の七第一項	旧効力単体措置法第六十五條の七第一項
第五項第七号	法第六十五條の七第一項	旧効力単体措置法第六十五條の七第一項
第八項第一号	法第六十五條の七第一項（法） 法第六十五條の七第九項（法）	旧効力単体措置法第六十五條の七第一項（旧効力単体措置法） 旧効力単体措置法第六十五條の七第九項（旧効力単体措置法）
第十二項第一号	第三十九條の七第十項	旧効力単体措置法第三十九條の七第十項
第十二項第二号	法第六十五條の七第一項、第六十八條の七十九第八項及び第九項	旧効力単体措置法第六十五條の七第一項並びに旧効力単体措置法第六十八條の七十九第八項及び第九項並びに旧効力単体措置法
第十二項第三号	第六十五條の八第五項	旧効力単体措置法第六十五條の八第五項
	第六十五條の八第五項	旧効力単体措置法第六十五條の八第五項
	第六十五條の八第五項	旧効力単体措置法第六十五條の八第五項
	第六十五條の八第三項	旧効力単体措置法第六十五條の八第三項
	第三十九條の七第十項	旧効力単体措置法第三十九條の七第十項

（相続税及び贈与税の特例に関する経過措置）
 第十八条 改正令附則第三十五條第六項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧令第四十條の六第九項（第四号に係る部分に限る。）及び第四十條の七第八項の規定に基づく旧規則第二十三條の七第四項（第四号に係る部分に限る。）及び第二十三條の八第四項（第二号に係る部分に限る。）の規定は、なおその効力を有する。この場合において、これらの規定中、農業経営基盤強化促進法とあるのは、農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する等の法律（平成二十五年法律第百二二号）第一条の規定による改正前の農業経営基盤強化促進法」とする。

- 2 農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する等の法律（平成二十五年法律第百二号）附則第三条の規定によりなお従前の例により同条に規定する旧農地保有合理化法人が新たに同条に規定する旧農地保有合理化事業を行う場合又は同法附則第四条第一項の規定により同項各号に掲げる同法附則第三条に規定する旧農地保有合理化事業の実施についてなお従前の例によることとされる場合には、旧規則第二十三条の七第三十二項（第一号ロ（一）に係る部分に限る。）及び第四十一項（第三号に係る部分に限る。）並びに第二十三条の八第二十五項において準用する旧規則第二十三条の七第三十二項（第一号ロ（一）に係る部分に限る。）及び第二十三条の八第三十一項において準用する旧規則第二十三条の七第四十一項（第三号に係る部分に限る。）の規定は、なおその効力を有する。この場合において、これらの規定中「農業経営基盤強化促進法」とあるのは、「農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化促進法等（の一部を改正する等の法律（平成二十五年法律第百二号）第一条の規定による改正前の農業経営基盤強化促進法」とする。
- 3 改正令附則第三十五条第七項の規定を有するものとされる旧令第四十条の六の第二項及び第四十条の七の第二項の規定に基づく旧規則第二十三条の七の第二項（第一号に係る部分に限る。）及び第二十三条の八の第二項（第一号イに係る部分に限る。）の規定は、なおその効力を有する。この場合において、これらの規定中「農業経営基盤強化促進法」とあるのは、「農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化促進法等（の一部を改正する等の法律（平成二十五年法律第百二号）第一条の規定による改正前の農業経営基盤強化促進法」とする。
- 4 改正法附則第百二十八条第二十項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧法第七十条の十二第三項及び第四項の規定に基づく旧規則第二十三条の十七第二項から第四項までの規定は、なおその効力を有する。
（書式に関する経過措置）
- 第十九条 新規別表第七（一）の書式は、平成二十八年一月一日以後に新法第三十七条の十一の三第七項に規定する金融商品取引業者等に開設されていた同項の特定口座につき提出し、又は交付する報告書について適用し、同日前に旧法第三十七条の十一の三第七項に規定する金融商品取引業者等に開設されていた同項の特定口座につき提出し、又は交付する報告書については、なお従前の例による。
- 2 前項に規定する書式は、当分の間、旧規則の相当の規則に定める報告書に、新規別表第七（一）に準じて、記載したものをもってこれに代えることができる。
（租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令の一部改正）
- 第二十条 租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令（平成二十五年財務省令第四十七号）の一部を次のように改正する。
- 第二十三条の八第三十三項の改正規定中、「第二十三条の八第三十三項」を、「第二十三条の八第三十六項」に改める。
- 第二十三条の九第三十一項第一号イ②の改正規定中（平成二十五年法律第九十八号）を削る。
- 第三十条の二第四項の改正規定を削る。